

第46回定例会

南部町議会会議録

平成24年8月31日 開会

平成24年9月7日 閉会

南部町議会

第46回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号(8月31日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長提出議案提案理由の説明	6
議案第57号から議案第76号の上程、委員会付託	13
散会の宣告	14

第 2 号(9月3日)

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	16
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	16
職務のため出席した者の職氏名	16
開議の宣告	17
一般質問	17
工藤幸子君	17

山 田 賢 司 君	2 4
中 館 文 雄 君	3 2
立 花 寛 子 君	4 4
散会の宣告	5 5

第 3 号 (9月4日)

議事日程	5 7
本日の会議に付した事件	5 7
出席議員	5 7
欠席議員	5 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 8
職務のため出席した者の職氏名	5 8
開議の宣告	5 9
一般質問	5 9
根 市 勲 君	5 9
工 藤 久 夫 君	6 7
川守田 稔 君	7 9
散会の宣告	8 6

第 4 号 (9月7日)

議事日程	8 7
本日の会議に付した事件	8 9
出席議員	8 9
欠席議員	8 9
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 9
職務のため出席した者の職氏名	9 0
開議の宣告	9 1
報告第 1 5 号の上程、説明、質疑	9 1

報告第 1 6 号の上程、説明、質疑	9 2
報告第 1 7 号の上程、説明、質疑	9 7
報告第 1 8 号の上程、説明、質疑	1 0 1
議案第 5 7 号から議案第 7 6 号の委員長報告、討論、採決	1 0 1
議案第 7 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
議案第 7 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
議案第 7 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
議案第 8 0 号及び議案第 8 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
議案第 8 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
議案第 8 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
議案第 8 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
議案第 8 5 号から議案第 8 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
議案第 8 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
議案第 8 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
議案第 9 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
議案第 9 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 2
議案第 9 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 4
議案第 9 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
議案第 9 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 6
議案第 9 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
南部町農業委員会委員の推薦について	1 4 8
常任委員会報告	1 4 9
日程の追加	1 4 9
町長提出議案追加提案理由の説明	1 5 0
議案第 9 6 号の上程、質疑、討論、採決	1 5 1
発議第 4 号の上程、討論、採決	1 5 1
発委第 1 号の上程、討論、採決	1 5 2
閉会の宣告	1 5 2
署名議員	1 5 5

第46回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成24年8月31日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第57号 平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第58号 平成23年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第59号 平成23年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第60号 平成23年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第61号 平成23年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第62号 平成23年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第63号 平成23年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第64号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第65号 平成23年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について
- 第 14 議案第66号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 議案第67号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第68号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第69号 平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第70号 平成23年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第71号 平成23年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第72号 平成23年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第73号 平成23年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第 22 議案第74号 平成23年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定
について

第 23 議案第75号 平成23年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決
算認定について

第 24 議案第76号 平成23年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中館文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	高森正義君
農林課長	中村一雄君	農村交流推進課長	西村幸作君
商工観光課長	福田修君	建設課長	工藤満君
会計管理者	谷内恭介君	名川病院事務長	佐藤正彦君

老健なんふ事務長	麦 沢 正 実 君	市 場 長	工 藤 敏 彦 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学 務 課 長	夏 堀 常 美 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	北 山 哲 君
代表監査委員	鈴 木 聰 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	秋 葉 真 悟		

開会及び開議の宣告

議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第46回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

議会運営委員会委員長の報告

議長（坂本正紀君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、河門前正彦君。

（議会運営委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

議会運営委員会委員長（河門前正彦君） 議会運営委員会の報告をいたします。

去る8月24日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第46回南部町議会定例会の運営について協議をいたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出議案が報告4件、平成23年度各会計決算認定20件、条例など12件、平成24年度補正予算7件でございます。なお、平成23年度各会計決算認定につきましては、決算特別委員会を設置し、付託して審議することにいたしました。そのほかの案件といたしましては、常任委員会報告等がございます。一般質問は7名の議員からの通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日8月31日から9月7日までの8日間といたしました。

なお、9月1日と2日は休日のため休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

議長（坂本正紀君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

会議録署名議員の指名

議長（坂本正紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において16番工藤久夫君、18番東寿一君を指名いたします。

会期の決定

議長（坂本正紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日8月31日から9月7日までにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、8月31日から9月7日までの8日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました8日間の会期中、9月1日、2日は休日のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの2日間は休会とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（坂本正紀君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

なお、監査委員より、平成24年度財政援助団体等監査の結果について報告がありましたので、その写しもあわせて配付しております。

今期定例会の上程は町長提出議案39件、報告4件、常任委員会報告等の件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

町長提出議案提案理由の説明

議長（坂本正紀君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の第46回南部町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の概要を説明する前に、7月臨時会以降の情勢について触れさせていただきます。

さて、国政に目を向けますと、今月10日に社会保障・税一体改革関連法が成立しております。地方6団体は、消費税の引き上げを含む税制抜本改革を行う際には、地方の社会保障サービスを持続的に提供できるよう訴えてきたところであり、少子高齢化が急速的に進む中で、国民が安心して、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、安定財源の確保は避けることができない課題であり、今回の法案成立を評価するものとしているところであります。

しかしながら、東日本大震災の影響や厳しい地域経済の状況に配慮し、低所得者への対策もまた講ずる必要があると考えており、「国と地方の協議の場」において、徹底した行財政改革を行うとともに、地域の現場の意見を十分反映させるよう国と地方の力を結集し、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度の実現を全国町村会を初めとする地方6団体とともに、求めてまいりたいと考えております。

次に、ことしは4年に一度のオリンピックの年であり、先月27日からロンドンで開催されました。日本が過去最多のメダルを獲得し、17日間の熱戦が繰り広げられました。

一度引退した選手がカムバックして金メダルを獲得した女子レスリングの小原選手や、三連覇を成し遂げた伊調選手など県内八戸市出身の活躍もあり、震災復興を掲げる我が国にとって、大きな勇気と希望を与えてくれたものと感じております。

国内のスポーツでは、今月8日から夏の甲子園が16日間にわたり開催され、連日熱戦の中、本県代表の光星学院高校は、惜しくも優勝は逃しましたが、三期連続の準優勝となり、被災地であり出場校がある八戸市を初め、県民の方に、大きな励みになったものと感じました。

当町のスポーツにおきましても、先月28日・29日に開催されました第55回小学生・中学生全国空手道選手権大会の女子組手の部で、南部中学校2年生の相内美空さんが見事優勝いたしました。絶え間ない努力を続け、栄冠に輝いた相内さんには、来年に向け、連覇を目指していただきたいとエールを送るとともに、町内の頑張っている子供たちへも勇気を与えたものと感じております。

また、あさってには、青森県民駅伝競走大会が開催されます。県内の参加市町村は、当然、皆優勝を目指してくるわけでありますが、昨年初の総合優勝をした当町の選手には、日ごろの成果を遺憾なく発揮し、連覇を目指して頑張ってもらいたいと願うものであります。

次に、達者村についてであります。今月2日に県から法人設立の許可を受け、6日に法人登記が完了し、正式に法人化へ移行となっております。

法人化された青森なんぶの達者村においては、民間ならではの積極的な農業観光のPRを展開しており、新たに県内の2校の農作業体験の受け入れを開拓したところであります。

また、今月6日には、名久井農業高校に野球の夏合宿で訪れた岩手県山田町の山田高校野球部員が農作業体験に、また、韓国のヒャングブスックの塾生とヨンピャン郡の首長の一行が、当町のグリーン・ツーリズム事業を視察に訪れ、それぞれ当町の農家へ宿泊しており、NPO法人をバックアップしながら達者村の魅力を発信してまいりたいと考えております。

次に、町内における農作物の状況についてであります。水稻については、春の大雪のため、春の田植えが例年よりおくれたことによる生育の影響が心配されておりましたが、6月下旬から概ね平年を上回る高温と日照に恵まれ、出穂は平年並みに回復しております。

野菜や果樹の作柄状況でございますが、ナガイモは植えつけがおくれたことから、生育状況は平年よりおくれており、リンゴは、生育は平年並みとなっているものの、全般にさび果が見られている状況であります。

向こう1カ月の予想される天候は、平均気温は高く、降水量は平年並みまたは少ない傾向にあ

るとのことで、高温多照による日焼けなど、品質低下にならないよう今後の気象情報に注意しながら、情報提供や営農指導に当たってまいり所存でございます。

次に、今月5日に防災訓練を、防災関係機関のほか、災害時応急対策協力事業所、自主防災組織、赤十字奉仕団、消防団、町内事業者など約500名の参加者のもと実施いたしました。

今回の訓練は、台風に伴う大雨による水害が発生するという想定のもと、防災関係機関が協力して、迅速かつ的確に応急対応が実施できるよう、住民避難や救出救助、ライフライン復旧などの各訓練を実践的に行ったものであり、今後とも防災意識の高揚を図る取り組みを進めてまいり所存でございます。

また、8日には、14の社会福祉事業者と、「福祉避難所の確保に関する協定」を締結いたしました。

この協定は、長期間の避難生活が困難な車いす利用者、視覚障がい者及び介護を要する高齢者の方など、いわゆる要援護者が、災害時に支障なく避難生活が送れるように、町内にある21の社会福祉施設を避難所として利用できるようにするものでございます。

高齢化に伴い、援護を必要とされる方が増加している状況の中で、大変心強い支援をいただきました。

いつ起こるか分からない、いつ起こってもおかしくない大災害に対し、少しでも安心して暮らせる南部町にしていくためにも、災害への対策は「これで安心」ということはないと考えておりますし、あらゆる場面を想定しながら、できる限りの備えを築き、継続して構築していく必要があると考えているところでございます。

次に、本定例会において、「南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例」の制定について提案してございます。昨年の東日本大震災の影響から家族とのきずなや地域の連携、人と人とのつながりの大切さを国民が改めて実感したものでございました。町民が明るく元気で毎日が笑顔であふれる生活を送るためには、家族の深い愛情や自分の住んでいる地域が暮らしやすく楽しい地域であることが大事であると考えております。三八地方には、古くから、粉食文化が根づいており、なべをつつきながら、豊かな交流を深めてきた地域であります。

この条例の制定することにより、町民が月に一度、家庭や友人、仲間となべを囲みながら、団らんを通し、きずなを深めながら楽しいコミュニケーションを推進し、子供の健全育成を図ってまいりたいと考え、提案するものでございます。なお、なべをフーフー言いながら食べることから毎月22日をなべの日とするものであり、この条例は、通称「南部町なべ条例」として町民の皆様親しんでいただこうと思っているものでございますので、議員各位のご理解とご支援、ご

協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件でございますが、報告4件、平成23年度決算の認定20件、条例の制定や一部改正など12件、平成24年度補正予算案7件の、合わせて43件でございます。順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず、報告第15号、専決処分した事項の報告についてであります。去る7月7日、相手方車両が町道を走行した際に、側溝のグレーチングふたがはね上がり、車両の一部を損壊した事故に関し、相手方と和解を成立させたこと、及び損害賠償の額を決定することについて、平成24年8月20日付で専決処分したものであり、地方自治法の規定により、これを報告させていただくものであります。

次に、報告第16号、青森県新産業都市建設事業団に係る決算報告についてであります。事業団の平成23年度決算状況について、特定事業及び特定事業以外の決算書が提出されましたので、地方自治法の一部を改正する法律の規定に基づき、付属書類、審査意見書を添えて議会に報告するものであります。

次に、報告第17号、平成23年度南部町財政の健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成23年度南部町の普通会計について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の健全化判断比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

次に、報告第18号、平成23年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についてであります。報告第17号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成23年度南部町の各公営企業会計について、資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

報告第17号及び第18号につきましては、いずれも赤字額、資金不足額がないことから、監査委員からは、是正改善を要する事項について「特に指摘すべき事項はない」との審査結果をいただいております。特に、健全化判断比率につきましては「実質公債費率が平成22年度の17.4%から15.7%になったこと、また将来負担比率も平成22年度の69.5%から45.0%になったことなど、いずれの比率も早期健全化基準を下回っていることから、町財政の健全性は保たれていると認められる」との評価をいただいたところであり、今後とも引き続き財政の健全化に努めてまいり所存であります。

次に、議案第57号から議案第76号までであります。平成23年度の各会計決算20件につきまして、監査委員の意見を付して議会の承認を求めるものでございます。各会計の詳細につきまして

は、会計管理者及び各担当課長からご説明いたしますので、私からは一般会計決算の概要についてご説明申し上げます。

議案第57号、平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。予算総額は歳入歳出それぞれ112億2,585万4,625円で、これに対し収入済額は110億3,320万1,354円、支出済額は107億4,898万9,835円となりました。この結果、歳入歳出差引額は、2億8,421万1,519円ありますが、このうち2,396万4,000円が繰越明許費繰越額として翌年度に繰り越しになるため、実質収支額は、2億6,024万7,519円となり、このうち地方自治法の規定により、財政調整基金に1億5,000万円、減債基金に1,000万円、合わせて1億6,000万円を積み立てしております。

監査委員からは「財務事務及び財産管理についても概ね適正に処理されているものと認められた」との総括意見をいただいておりますが、今後とも町税等歳入の確保を図るとともに、歳出においては行政運営の合理化・効率化に努め、財政基盤を強化し、住民サービスのより一層の向上に努めてまいり所存でございますので、さらなるご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成23年度の主要施策の成果につきましては「行政報告書」と題して別冊にし、お手元に印刷配布しておりますので、決算審議のご参考に供していただきたいと存じます。

次に、議案第77号であります。先にも申し述べました南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例の制定についてであります。なべ料理を囲んで、活発なコミュニケーションを図ることによって、笑顔あふれる家庭における子供の健全育成や、友人たちとの仲間意識を醸成することで、南部町がさらに活気に満ちた町になることを目的として、条例を制定するものであります。

次に、議案第78号、南部町認可地縁団体印鑑条例の制定についてであります。地方自治法の規定により町長の認可を受けた地縁による団体が印鑑の登録及び証明書の発行を得るために必要な事項を定め、条例を制定するものであります。

次に、議案第79号、南部町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてであります。下水道法の一部を改正する法律等の施行に伴い、南部町が設置する公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第80号、南部町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてであります。災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、防災会議の規定が、都道府県と市町村それぞれに条文化されたことを受け、町条例について、所要の改正をするものであります。

次に、議案第81号、南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてであります。災害対策基本法の一部を改正する法律の施行により、引用する条項にずれが生じたことから、

所要の改正をするものであります。

次に、議案第82号、南部町乳幼児医療費給付条例及び南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、関連する条例について、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、給付対象者の所得を判定する際、税制改正により廃止されている特定扶養控除の影響を受けないように従前の取り扱いと同様に行うため、所要の措置を講ずるものであります。

次に、議案第83号、南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、公共下水道に排除される下水の水質規制の対象に、新たに1・4ジオキサンが追加されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第84号、南部町道路線の認定についてであります。名川地区の町道上町・上平線及び桜町・桜本町線の新設道路の供用を開始するため、町道として新規認定することについて、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第85号、三戸郡町村会館管理組合の解散についてであります。平成25年3月31日をもって三戸郡町村会館管理組合を解散することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第86号、三戸郡町村会館管理組合の解散に伴う財産の処分について及び議案第87号、三戸郡町村会館管理組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法についてであります。三戸郡町村会館管理組合の解散に伴う財産の処分及び事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法について地方自治法あるいは三戸郡町村会館管理組規約の規定に基づき、構成町村長の協議の前に、議会の議決を求めるものであります。なお、三戸郡町村会館の売却に伴い、三戸郡町村会の職員は、来週9月3日から平成25年3月31日まで、南部町農村環境改善センター福寿館におきまして、業務を行うこととしているものであります。

次に、議案第88号、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。同広域連合規約を変更するに当たり、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第89号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第2号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ9,139万3,000円を追加し、予算の総額を102億5,787万3,000円とするものであります。

それでは最初に、主な歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

2款総務費の財政管理費に、旧麦沢小学校校舎の解体工事に当たり工事数量精査による追加費

用分として144万9,000円、公共施設整備基金費に、公共施設整備基金積立金220万円を追加しております。

次に、3款民生費の老人福祉費の備品につきまして、購入ではなくリースとすることから、374万4,000円を減額しております。

次に、4款衛生費であります。保健衛生施設費に、ゆとりあにおける灯油漏えい事故の現場復旧に係る工事請負費に250万円。予防費に、9月から定期予防接種に不活化ポリオワクチンを導入することに伴う委託料として、492万7,000円をそれぞれ追加しております。

次に、6款農林水産業費ですが、農業委員会費に、農地等地図化システム整備に係る委託料として442万1,000円。農業振興費に、青年就農給付金事業費補助金として600万円を、農村整備費に、苫米地地区待井、剣吉地区四反田、小向地区中古牧の用・排水路の修繕料として177万2,000円、椋木地区の排水路改修工事請負費として209万円。林業振興費に長谷線ほか7路線の林道の路盤修繕料として170万7,000円などをそれぞれ追加しております。

次に、7款商工費であります。プレミアム商品券に係る補助金500万円などを追加しております。

次に、8款土木費であります。道路橋りょう維持費に修繕料、除雪委託料、除雪機械借上料、道路維持工事請負費など合計で4,495万2,000円を追加しております。

次に、9款消防費であります。消防団員の研修に係る旅費のほか、操法大会に向けた団員の費用弁償、防火水槽移設に伴う工事請負費、合わせて759万6,000円を追加しております。

次に、10款教育費であります。事務局費に福地中学校の柔道用畳購入として備品購入費に285万6,000円を追加しております。

次に、議案第90号、平成24年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれに221万7,000円を追加し、予算総額を7,205万円とするものであります。

主な補正内容としましては、臨時職員賃金のほか、浴場用ろ過機修繕料などによるものであります。

次に、議案第91号、平成24年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれに5,974万7,000円を追加し、予算総額を29億2,693万6,000円とするものであります。

主な補正内容としましては、臨時職員賃金及び財政調整基金を追加したものであります。

次に、議案第92号、平成24年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでありま

すが、歳入歳出それぞれに1,127万1,000円を追加し、予算総額を22億6,868万円とするものであります。

主な補正内容としましては、前年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金確定による返還金及び基金積立金を増額したほか、保険給付費等の財源補正を行ったものであります。

次に、議案第93号、平成24年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。前年度繰越金確定に伴い、歳入歳出にそれぞれ182万7,000円を追加し、予算総額を1,541万4,000円とするものであります。

次に、議案第94号、平成24年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出にそれぞれ6万8,000円を追加し、予算総額を482万6,000円とするものであります。

主な補正内容としましては、農村整備事業廃止に係る旅費及び緊急固定電話設置に係る電話料を追加したものであります。

次に、議案第95号、平成24年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれに132万4,000円を追加し、予算総額を3億8,228万6,000円とするものであります。

主な補正内容としましては、エレベーター及び床暖房自動制御設備等の修繕費料などによるものであります。

以上、提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ、原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に人権擁護委員の候補者の推薦についての案件を追加提案させていただく予定でありますので、つけ加えさせていただき、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（坂本正紀君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

議案第57号から議案第76号の上程、委員会付託

議長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、日程第5、議案第57号から、日程第24、議案第76号までを会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思いを。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号から、議案第76号までの平成23年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案20件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題といたしました議案第57号から議案第76号までの決算認定議案20件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第76号までの議案20件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。よって、委員長及び副委員長を互選するための決算特別委員会をこの席から口頭をもって招集いたします。本日、本会議終了後、この議場において、決算特別委員会を開催いたしますので、ご了承願います。

散会の宣告

議長(坂本正紀君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月3日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

(午前10時37分)

第46回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成24年9月3日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

12番 工藤幸子

- 1．南部町公共交通機関について
- 2．南部町の学校教育について

1番 山田賢司

- 1．多目的バス等の公共交通機関の利用率向上について
- 2．熱中症対策について
- 3．小・中学生のいじめ問題について

3番 中館文雄

- 1．災害時にかかわる孤立集落対策の県の事業に対する町の対応について
- 2．町内の防災・高齢者支援等に、町内会等の果たす役割について
- 3．町職員の運転免許所持者に対する管理方法について

14番 立花寛子

- 1．町立名川病院を中心とした消費税の取り扱いについて
- 2．子どもの医療費に対する見解について
- 3．中学2年生を対象とした海外研修における人選のあり方について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中館文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君

7番	根市	勲君	8番	河門前	正彦君
9番	川井	健雄君	10番	中村	善一君
11番	佐々木	勝見君	12番	工藤	幸子君
13番	馬場	又彦君	14番	立花	寛子君
15番	川守田	稔君	16番	工藤	久夫君
17番	坂本	正紀君	18番	東	寿一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	工藤	祐直君	副町長	坂本	勝二君
総務課	長	小萩沢	孝一君	企画調整課長	坂本	與志美君
財政課	長	小笠原	覚君	税務課長	八木田	良吉君
住民生活課	長	極檀	義昭君	健康福祉課長	高森	正義君
農林課	長	中村	一雄君	農村交流推進課長	西村	幸作君
商工観光課	長	福田	修君	建設課長	工藤	満君
会計管理者		谷内	恭介君	名川病院事務長	佐藤	正彦君
老健なんぶ事務長		麦沢	正実君	市場長	工藤	敏彦君
教育長		山田	義雄君	学務課長	夏堀	常美君
社会教育課長		工藤	重行君	農業委員会事務局長	北山	哲君

職務のため出席した者の職氏名

事務局	長	根市	良典	主幹	留目	日出子
主査		秋葉	真悟			

開議の宣告

○議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第46回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時03分）

一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために、質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

12番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） おはようございます。

さきに通告をしておりました2点について、町長にお伺いいたします。

まず1点目でございますが、南部町公共交通機関について。多目的循環バス、なんぶ里バスと町発展についてであります。

まずは、南部町名川地区は道路や鉄道等の体系が名川地区の北側を東西に国道4号線、104号線が通り、さらに青い森鉄道が通るなど、動脈上にありますが、名川地区の形状は南北に長く、国道や駅からそれた多数の町内が点在しているため、かつてこの地区から通勤、通学、通院のための交通確保は重要な課題でありました。なんぶ里バスを運行する以前は、八戸と三戸を結ぶ幹

線バスと1日に2往復という2本線があるのみで、日常生活上とても不便な状況にありました。さらに、平成13年補助制度の改正による補助金廃止や縮減、路線維持困難によるバス事業者の路線廃止等があり、平成14年から道路運送法規定により、名川地区において里バスが運行されました。

そこで、運行開始当初は平日1日28本、土曜・祝日は1日15本運行で、1日の平均利用者数は206人でありましたが、住民からの要望や名川中学校の開校に伴い、路線の見直しを図り、ダイヤ改正を重ねた現在、平日1日54本、土曜日30本、日・祝日は1日21本運行で、1日の平均利用者数は266人であり、乗用バス7台中1台は予備で、常日6台で運行しております。料金は1乗車につき100円、中学生以下は無料で利用できる。現在の走行利用線は、麦沢線、椈木線、埴渡線、二又線、法光寺また諏訪ノ平方面、三戸駅線、この6線の中でも三戸駅線は町民交流のための利用客は全体の約68%を占めております。しかし、利用者の推移は平成22年度にはそれまで上昇気味であったのが、利用者の多かった三戸駅線も人口減少もあってか、年度末3月には600人の減少を見ているのであります。

したがって、多目的バス運行継続に当たっては、新規の停留所の追加はもちろん、南部町は歩行困難な高齢者等、高齢化率30%台に突入した今、交通量が少なく、一部の区間においてバスの停留所以外で乗りおり可能なフリー区間の設定、また乗り継ぎがスムーズに行えるよう余裕ある時間に変更するなど、大幅な課題があるのであります。そして、さらに多目的バス、平成23年運行委託料3,715万9,000円、それに対して運行収入が393万円と10分の1、しかも今後さらにバス利用者からの要望等を考えるとき、バス運行費用の工夫が必須であると同時に、費用の捻出方法を考える必要があると思います。

例えばバスの車内の、あるいはバスの外面に公告看板を設置するなどして、経費の持ち出し、削減を図るため、バス会社の協力体制で運行収入の改善を試みることもよいのではないかと考えておりますが、町長のご所見をお伺いするものであります。

次に、2点目ではありますが、南部町の学校教育について、子供たちの心身健全育成と勉学指針についてであります。

変化の激しい社会において、子供たちの健全育成と義務教育の使命と責任が再確認される中、人間形成の重要な基盤と教育の充実を目指して、町の不断の努力をもっともっとしなければならぬと思います。生徒や保護者、地域社会から期待される学校運営の推進に向け、努力を重ねる必要があると思います。

これから社会には政治、経済、文化等のあらゆる分野において、人事の質がそのありようを大

きく左右する社会となり、世界に、国に、我が町発展に貢献するために、高い資質能力を有する人材育成が不可欠であります。とりわけ生徒一人一人が将来にわたって豊かな人生を生きるための基礎となる個性や創造性を伸ばし、その可能性を開花させることが重要であります。

平成18年の教育基本法改正及び平成19年の学校教育改正を受け、幼稚園教育要領、小学校及び中学校の学習指導要領が告示されております。社会全体で子供の教育に取り組むことと、生きる力をはぐくむ教育を指針にすることを掲げ、今後重要施策としてその現実に向けた推進計画を国が示しているのであります。

我が町活性化と充実のためにも、観点をもっと上段にとり、極端に申し上げますと、東京大学に10人ぐらい入れるような意気込みと熱意を持ってよいのではないかと。それにしても、熱意とは裏腹の本庁舎の前の町民憲章をいつまでもそのままに立てているのではなく、もっともっと前向きで前進の意を注ぎ、将来につなげていってほしいと念願するものであります。町長、教育長のご答弁をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、公共交通機関の件でございます。当町には多目的バス及びなんぶ里バスが運行しているわけでございますけれども、まずその利用状況等々につきましてご説明を申し上げてまいりたいと思います。なお、なんぶ里バスの名称ですが、今後略されていただきまして、里バスというふうに表現させていただきますことをご理解いただきたいと思います。

平成21年度から本格運行を開始しました多目的バスでございますけれども、平成21年度の利用者が5万1,873名と。翌年の平成22年度が5万9,236人と増加をしております。平成23年度でございますけれども、5万8,437名と、ほぼ横ばいで推移しており、今年度におきましては昨年度の同時期を上回り、7月末日現在で1万9,931人、前年度比でいきますと1,655人の増という形で利用いただいております。

一方、里バスでございますが、こちらは年2回実施している乗降調査結果から推計しますと、平成21年度が約11万人、22年度が約9万人、23年度も約9万人と。21年度に若干減少してございますが、主な要因としましては、里バスにつきましてはスクールバスも兼ねてございますので、

スクールバスはほとんど毎日運行して、児童生徒たちが毎日利用されるということで、この利用者数が影響しているわけですが、児童生徒の減少に伴って減っているということで、一般の方々も含めて約10万人ほどが利用されているということで、里バスにつきましては当時、合併前でございますけれども、スクールバスと病院の送迎バスがございました。町民のほうから、病院のほうはいわゆる患者さん、病院に通院する方しか乗れないわけでございます。一般の方々がそういう中で、負担をしてもいいから自分たちが乗れるバスを何とか考えてほしいと、こういう要望がございまして、スクールバスと送迎バスをなくして、その分、里バスで子供たちも一般の方々も利用できるという体制で起こしたのが里バスでございます。また、現在は多目的バスのほかに南部地区、福地地区においては、現在もスクールバスを南部・福地地区は運行してございます。

そういう中で、当然運行経費という部分もあるわけですが、参考的に多目的バスにつきましては21年度の契約額が約4,130万円、運賃収入が約460万円、1割ちょっとという形です。22年度が契約額4,060万円に対し運賃収入が約490万円。23年度が契約額4,170万円に対して運賃収入が450万円となり、大体十二、三%ぐらいがまず運賃収入となっているところでございます。

一方、里バスでございますけれども、21年度が3,736万円の契約額、22年度が3,577万円、23年度が約3,700万円を支出してございます。回数券の販売と運賃収入を合わせた年間の収入額でございますが、21年度が400万円、また22年度も約400万円、23年度も約400万円となって、大体400万円前後となっております。

これまでご説明申し上げたとおり、23年度の当町における多目的バス、里バスの運行については、契約額約7,865万円に対して収入は運賃及びバス回数乗車券の販売代金を合わせた約847万円でございます。実質の支出額が約7,000万円となっております。

以上によりまして、契約額から運賃収入を差し引いた約7,000万円がバスの年間の運行経費として支出しておりますが、この金額の約8割相当額については国の財政措置がなされておりました。特別交付税として町財源に算入されている状況でございます。

今後も高齢化や過疎化がさらに加速するものと予想されておりますので、多目的バス及び里バスは交通弱者の移動手段としては欠かすことのできない公共交通機関でございますので、重要な役割を担っているものと思っております。

また、それぞれの自治体においても、町内バス等々を最近では運行しているわけですが、細かく集落にバスが運行しているという自治体はそんなにはないはずでございます。そういう部分である程度の予算がかかりますが、そこは国のほうの交付税をしっかりと活用させていただきな

がら、今後も弱者に対する交通手段を確保してまいりたいと思っております。

また、議員のほうからご心配いただきました費用捻出等々でございますが、私どももいろいろ検討しております。いわゆる車内の広告等を公募して、幾らかでも歳入を確保していくと。ただ、多目的バスと里バスの契約内容、また運行の事業主体等が違いまして、ご存じのように里バスは町が借りたバスでございますので、これはそういう広告等も求めているいろいろなやり方もできると思いますが、多目的バスにつきましては南部バスさんのバスを借りるということで、そちらの件については南部バスさんとそういう広告、町が広告の募集をとってやってできるのかどうかという部分も今後検討しながら、また相談させていただきたいと思っております。

また、バス時間、停留所等々については、それぞれ運行してやはり要望が毎年ございます。そういう中で、毎年見直しをして行っております。ただ、全ての住民の方々が満足いくということは物理的にもやはり無理があるわけでございますが、できるだけ要望をかなえて、時間を短縮してほしいということになると迂回して大きく回っている、そういう部分をやはり見直さなければならない。そしてまた、逆に今度は大きく道路を、運行を広く長くすると、一番最初に乗ってこられる方々は時間が今度はかかり過ぎると。いろいろな問題がございます。そういう中におきましても、我々もしっかりと利用される方々の意見というのをまず聞きながら、可能な限りしっかり見直しをしていくと。これは毎年しっかり図ってまいりたいと思っております。

次に、学校教育についてでございますけれども、この後教育長からも答弁ございますが、大事なのは学力はもちろんでございます。そしてまた、いわゆる心の豊かさといいますが、相手を思いやる、そういう気持ちの子供たちを育てていくというのも非常に大事なことだと思います。東京大学はまさに日本で代表する大学と、一般的にこれはどなたが見てもそういうふうに認めている大学でございます。ただ、大学はそれぞれ持ち味がやはりあるということも大学の形態であると思いますので、ただ、目標とすればやはり日本ではまずトップと言われている東京大学、そこに一人でも多くの子供たちが入ってもらえるということはいずれいわけでございます。ただ、それぞれの大学には持ち味という部分が、学部によってもあるでしょうし、そこは子供たちがしっかりと将来自分がこういうことを学んでいきたいと、そういう中において自分が選んだ大学、そこでしっかりと能力を発揮していただいて、知識面においても、また心の豊かさにおいても南部町のすばらしい子供たちとして将来活躍できるように頑張ってもらいたいと思っております。

あとはまた教育長のほうから答弁してもらいたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

(教育長 山田義雄君 登壇)

○教育長(山田義雄君) 次に、町の学校教育についてのご質問にお答え申し上げます。

今日、我が国は少子高齢化または国際化等、大変急激な社会変化に伴って、学校教育の面でもさまざまな課題を抱えておりますけれども、競争と技術革新が絶え間なく起きる知識基盤社会の中に今あります。

そういうふうな中で、豊かな未来社会を切り開く子供たちの育成に当たり大切なことは、まずみずから考えて進んで行動できる、そして自立した子供たちを育てる。今まさに教育はこれが求められております。

そういうふうな中で、国の新たな学習指導要領では、問題をよりよく解決する能力としての確かな学力、それから他人と協調できる他人を思いやる心、さらにはたくましく生き抜く力、この3点が大変求められております。まさに、日本の教育の生きる力という部分でございます。

そのような中で、南部町でも町の教育方針を定めまして、年度の初めに先生方や関係者一堂に会しまして、教育大会を開いております。その中で、先生方にも関係者にも、南部町の教育はこころはこういうふうに進んでいくんだというふうなことをお互い共通理解して毎年進めております。

その内容といたしまして、まず南部町の教育基本理念は、教育は人づくり、人づくりはまちづくりだと、これを一番基本理念に置いて毎年進めているところでございます。

教育方針は関係機関との連携を図り、心身ともに健康で豊かな情操とすぐれた創造力、たくましい実践力を持ち、郷土の発展に尽くす人材の育成に努めるとして取り組んでいるところでございます。

あとは、学校教育での指導の方針は、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな人づくりのために、学校経営では創意工夫を凝らし、一人一人を生かし、生きる力と夢をはぐくむ教育を推進するとしております。

そして、重点項目としては、一人一人の能力や適性に応じた指導工夫を行いながら、学習の習慣を身につけることができるような授業の改善、授業の充実、その他を含めた13項目を掲げ、進めているところでございます。

また、一人一人を大切に教育でございますけれども、まずきめ細かな指導という面では、個人個人のよさをしっかりと確認して、そのよさを認めることによって子供に自信を与え、進んで活動や学習などができるよう育てることを考えております。

このようなことから、学習面では一斉指導のほかに、算数とか数学とか英語、この教科については2人体制で子供たちを育てるチームティーチング、そういうふうな導入を行ったり、さらには能力別に習熟度別指導とか、さまざまなそういうふうな授業の取り組みを行い、一人一人を大切にしている学校教育、どの学校も今一生懸命やっています。

そういうふうなことで、町独自のスクールサポーターを導入したり、さらにはこのスクールサポーターの先生方をお願いして、特別支援、特別に指導を要する子供たち一人一人を大切にしながら取り組んでいます。

そして、生活面では先生と子供の二者面談とか、さらにはそこにお父さんお母さんを含めた三者面談とか、そういうふうな三者面談を行ったり、定期的に職員会議等で情報交換し、いかにしたら子供たち一人一人を伸ばしてやれるかと、そういうふうな部分でも各学校とも大変よくやってくれています。

さらには、まず何といても南部町の最大の資源はやはり子供にあると思います。そういうふうなことで、今後も将来を担う子供たちを、ふるさと南部町を誇りに思い、郷土に貢献できるように育成するため、地域の皆さんとともに一生懸命、学校教育のほうに取り組んでいきたいと思っています。

さきに行われました南部まつり、向小の子供たちがああいうふうに町の祭りの活性化ということでナニヤドヤラ、そういうふうな部分でも一生懸命やっている。やはり子供たちの力はすごいものだなということを改めて感じておりますので、幼稚園も含めて小学生、中学生、そういう部分でも町に貢献できるように学校教育の中で頑張っていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 町長さんからは期待の持てる、大変力強いご答弁をいただきましたので、一回にみんな解決できるとも言いませんが、着実に進行してほしいなと思っています。

それから、教育長さんですけれども、やっぱり環境が整っていないと、今の東日本ではありませんけれども、気持ちがあっても努力をしてもどうしようもないと、そういう状態にならないように、やはり先に環境づくりをして一人一人を褒めるなり、それから叱咤激励するなり、個人を大切に観察をして、そして10人とさっき言いましたけれども、そういう心意気で教育でも健全育成でも、どちらもみんな対応しないとできませんので、それは十分ご存じだと思いますけれ

ども、でも子供たちは、あるいは人間はどうしても楽なほうにと走ると思うので、ですからぜひそういう環境づくりをしていただきたいと思います。

そして先ほど苦言を申し上げましたけれども、玄関のところの憲章、あれは同じものの中で書きかえをすればすぐにでもできるかなと。里バスに年間700万も実費が出ていくという状況の中で、いろいろたくさんあると思いますけれども、やはり本町の玄関先の憲章ですので、いち早くそれはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

1番、山田賢司君の質問を許します。山田賢司君。

（1番 山田賢司君 登壇）

○1番（山田賢司君） おはようございます。

きのうは県民駅伝、第3位という結果がありました。大変暑い中、選手また役員の皆様、大変ご苦労さまでございました。

今回、私は3点について質問させていただきます。多目的バスについては、工藤さんと質問が重複する点があると思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、公共交通についてお聞きいたします。当町には、なんぶ里バス、多目的バス、青い森鉄道等、公共の交通機関があります。先般、総務企画常任委員会で勉強させていただきました。その後、いろいろな人たちの意見を聞いてみると、さまざまな意見がありました。里バスと多目的バスについては、統合、その他、今のあり方については行政のほうでも検討しているとお聞きしております。これから先も交通弱者は増加すると思います。通勤、通学、通院の足として考えなければなりません。高齢者の方の通院の手段として、本当に考えていかなければならない部分があると思います。そのことを職員の方々は考慮し、いろいろと問題に取り組んでいると思います。ご苦労さまです。

ただ、私が思うに、もう少し利用者が上がっていてもいいのではないかなと。年々増加傾向にはあるのですが、何か多目的に利用されていないといえますか、目的がもう限られてしまっていると。その中でもやっぱりPRが必要ではないかなと。

南部町のホームページの中で、施設へのアクセス方法を見ますと、駅から車で何分、そういう書き方のみであります。せっかくこの多目的バスが運行しているわけですから、駅から多目的バ

スで何分ですよと。また、イベントのポスターの中で、多目的バスの時刻表を載せる。それによって利用者が、利用する人が、これで行けば南部のお祭りには行けるんだと、福地のジャックドまつりにはこの時間に行けるんだという、そういう利便性もあると思います。やはり広報活動が大変大事になってくるんじゃないかなと。利用者がふえるということはやはり収入もその分上がっていくわけですから、やはり利用者の増加を図る、これが一番の大前提ではないかなと考えております。例えば町のイベント、南部まつり、名川の秋まつり、そのときにはもう無料にする、極端な言い方をすると。そういう方法で皆さんにその利便性を理解してもらっていく、そういう必要もあるのではないかなと考えております。

また、青い森鉄道の駅舎、管理施設はもう相当古い、老朽化が進んでいます。県の管理ですから、町でどうのこうのと言うのは大変難しいと思いますが、あと苫米地駅の跨線橋、また剣吉駅の跨線橋は町の管理で町道だと聞きました。特に、苫米地駅の跨線橋は傷みが進んでおります。これらの施設の改修計画等はあるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

あと2点目は、熱中症対策であります。さきの国会の委員会質問の中で、当町出身の赤石議員が質問しておりました。その7月の中では私、それほど深く考えてもみなかったです。当町はまだそういう対策とかそういうのは考える必要はないんじゃないかなと。でも、ことしのように暑い日が1カ月、2カ月と続いてくると、当町でも本当に真剣になって考えていかなきゃならないんじゃないのかなと思い、質問いたします。

当町において、熱中症と見られる患者さんはどの程度おられますか。関西では節電を目的に冷房のきいた公共施設を無料で開放するとラジオで聞いていました。しかし県内でも暑さが続き、町村で冷房のきいた公共施設を町民に無料開放していく、そういう話も聞きました。関西のやつは節電が目的であります。しかし、県内で行われているものは熱中症対策が大きな目的で、温暖化の影響で年々暑い日がこれから先も続くと予想されます。節電の観点から見れば極力冷房をしないほうがいいのかもしれませんが、ことしのような暑さだと、節電といってもやはり冷房をしないわけにもいきません。しかしながら、やはり冷房がまだこの南部町であれば全ての世帯についているかといえ、まだ先の話だと思います。その中で、やはり何らかの対策は必要だと思います。このことについてどのように考えておられますか、お聞きいたします。

最後に、小中学生のいじめについてお聞きします。

大津市の事件があってから、全国でいろんな調査が行われたと。中にはいじめがあったという市町村がマスコミの報道でも数件ありました。私の近所の子供たちを見ていると、我が町ではそれはもうほとんど皆無、そんなものはないだろうなという気がしておりますが、当町でも多分調

査が行われたと思います。どのような状況にあるのでしょうか。また、これに対する、今なくても予防処置は必要だと思いたしますが、どのように考えておられますか、お聞きいたします。

以上、大きく3点の質問をさせていただきました。重複した部分もあると思いたしますが、答弁のほう、よろしくお願いたいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、山田議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の多目的バス等の公共交通機関の利用率向上についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり高齢化、過疎化が加速している中で、バス、鉄道等の公共交通機関の果たす役割というのはこれまで以上に大変重要度が増してくると思っております。

このため、町で運行しております、先ほども工藤幸子議員にも申し上げましたが、バスにおきましては多目的バス、里バスの利用率の向上に向けた具体的な取り組みをしておるわけでございますけれども、23年度からは多目的、里バス、当時は別の利用券でございました。これを共通回数乗車券というふうに新たに作成をしまして、販売場所も各庁舎に拡大をして利用しやすいバスのPRにも努めているところでございます。また、利用者を増やしていくためにはまず公共交通を利用いただける機会を提供し、その利便性をやはり議員ご指摘のとおり知ってもらうことが第一でありまして、町のほうでは広報誌などを通じて継続的に町民に周知するなどの取り組みが必要だと思いたございます。

一例としましては、町内イベント開催時に便利なバス運行を周知する車内のつり広告の掲載、また多目的バスと里バス共通の一日フリー乗車券の販売、そういう部分も取り組みを今後前向きに検討してまいりたいと思いたございます。

また、町内には青い森鉄道の駅が4駅ございますので、駅舎周辺の商店街の活性化も含めながら、青い森鉄道と連携をした取り組みについて今後も協議をしながら、通勤、通学者などの住民の重要な足である鉄道の利用促進にもまた努めてまいりたいと思っております。

やはり、我々は予算という部分も当然見ながら、並行しながら取り組んでいくわけでございますけれども、まず基本は利用する方々の立場になってPRもしていくということが非常に大事だと思いたいます。机上論ではなくて、利用する側に立ったときにどういうふうな掲示であれば見やすいとか、どういう乗り継ぎであれば利用しやすいなど、こういう部分をしっかりその立場にな

って職員も考えていくということは非常に大事なことだと思ってございますので、そういう部分も今後しっかりと職員と一緒にいろいろな取り組みを考えてまいりたいと思ってございます。

ある会合で、地区のお母さんとお話をする機会がございました。そうしましたら、今まで、たまたま南部地区の会合でのお話だったんですが、正直、名川のいわゆる南地区、また福地地区のほうの椈木とかそういうところには今までは行ったことがなかったと。ただ、数人でちょっと多目的バスを利用して行ってみようということで、バスに乗って町内を回ってきたと。料金も非常に安いわけですので、あの料金でああいうのを見られるのは非常にいいなと、これをもっとその方々もみんなに教えてやらなきゃいけないなというふうなお話をしていました。そういう部分をしっかりと町のほうもいろいろな利用の仕方がある、そういうのもしっかりと広報等でもまた一例を出しながらこうやっていくと、合併した中においてまた合併前のそれぞれの地区にも行ってみる方がふえて、そのことによってまた南部町のよさ、またそれぞれ歴史的にも大変すばらしいものがそれぞれの地区にあります。そういうところもまた散策をしていくというのも、本当にやり方によっては非常に楽しみもあるやり方ができるなと思ってございますので、今後そういう部分を含めながら取り組みをさせていただきたいと思います。

次に、駅舎の改修等でございますけれども、議員ご案内のとおり、青い森鉄道の駅舎は県有財産でございます。施設管理を行っている県青い森鉄道対策室からお聞きしましたが、現時点では大規模な改修計画は予定されていないが、今後も既存の駅舎を効率的に利用できるよう、適正な施設の維持管理に努めていくという旨の回答をいただいております。

しかしながら、施設は年数の経過とともに老朽化が進行してございます。町としまして、今までと同様に随時状況を確認しながら、必要に応じて管理者である県に要望等を行ってまいりたいと思ってございます。

また一方、苫米地駅の跨線橋につきましては、議員ご案内のとおり、町道として町が管理してございます。この跨線橋につきましても年数が経過しているため、床板の剥離や打ちつけ金具の破損が後を絶たず、通行に支障を来さないよう、その都度早急に改修に努めているところでございます。

また、町道の橋梁の維持に当たっては、財政状況も厳しい中で行っているわけでございますが、合理的かつ有効的な手法による公共資産の維持管理が求められてございます。長寿命化とコスト縮減を図るために、全国的な一斉点検が行われてきたところでございます。当町におきましても、平成22年度に実施しました南部町橋梁長寿命化修繕計画において、苫米地駅跨線橋を含む町道の

橋梁40カ所の点検を実施しました。24年度を初年度とする10カ年計画を策定したところでございます。この計画においては、苫米地駅跨線橋は供用開始して44年が経過してございます。上部工や防護柵の塗装の劣化や腐食、局部的な鉄筋露出などによる塗装、床板、下部工の補修が必要との点検結果を受けてございます。25年度に修繕のための設計業務を今予定しているところでございます。

今後も鉄道利用者を初めとする住民の安全な歩行用通路を確保するため、適正な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

次に、熱中症対策等についてでございますが、ことしも大変暑い日が続いてございます。まず、熱中症の患者数についてでございますが、今季8月22日現在でございますが、南部町では19名発症してございます。うち消防署の救急搬送が11名、名川病院への直接受診が8名、発症した19名のうち70歳以上が15名でございます。また、児童生徒、保育園児等の発症はございません。

次に、対策についてであります。高齢者などはリスクが高いことから、保健師等が訪問した際、熱中症に対する注意を促す個別指導を行いつつ、健康教育についても熱中症予防の充実に努めているところでございます。

冷房完備の公共施設の開放についてであります。今季は節電により冷房を控えてございます。これは昨年度に引き続きまして、当町も節電を実施しているところでございますが、来年度以降につきましても、また猛暑が予定される場合には冷房を稼働して、一般町民への無料開放ということもやはり検討していかねばならないなと考えてございます。

3点目のいじめ問題等でございますが、この後教育長のほうから答弁をしましてまいりたいと思っておりますが、大変、全国、テレビ等々でも報道がなされました。あった、なかったと、そういう部分から入っておりますが、しっかりとそういういじめ問題が町内においても起こらないように、大事なのは予防、未然にやはりそういう状況に入っていないかどうかということをお早くキャッチするというのがこのいじめ問題に対する一番大事なところではないのかなと思っておりますので、教育委員会のほうも学校現場のほうと密に連携をとりながら取り組んでおりますので、さらに今後ともしっかりとそういう状況がないように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君）では、次にいじめ問題についてお答え申し上げます。

まず、いじめとは前までだと一方的にいじめると、これがいじめの定義でございましたけれども、平成18年度よりいじめの定義がこういうふうになりました。児童生徒がある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことによって、精神的な苦痛を感じている、これがいじめだと。これは学校の内外を問わない、これがいじめというふうな定義となりました。冷やかし、または悪口、さらには悪ふざけ、わざとぶつかるとか、金品を強要するとか、さまざまな嫌がらせがあるわけなんですけれども、最近では目に見えないいじめ、携帯電話、パソコン、こういうようなものの中傷でのいじめ、これは本当に深刻化しております。そういうふうな部分で、いろいろなケースがあるわけでございますけれども、被害者または加害者が意識しているかどうか、これにかかわらず適切な指導が求められております。

それでは、いじめの問題の有無についてでございますけれども、南部町では7月、小中学校を調査いたしました。そうしたら、ある中学校2年生の男の生徒がいじめに遭っているというふうな報告を受けまして、調査していただいたら、まず先ほども紹介した冷やかしとか、そういうふうな部類の深刻じゃない...、本人にとっては大変心を痛めるわけですが、今言われているような深刻ないじめではないんですけれども、そういうふうないじめがあったという報告が1件ありました。それを受けて、2学年のほうでは早速学担を中心に学年の先生方、生徒、それから保護者を交えて、本当によく動いていただきまして、今ではその問題も解消されて、ふだんどおりの学校生活が行われております。現状では、ありがたいことに小中学校の先生方、大変よくやってくれていまして、そういうふうな深刻ないじめ、いろいろなトラブルというのがありますけれども、そういうふうなあんばいでございます。

次に、いじめをどのように考えているかということでございますけれども、いじめは決して許されないと。これはもう家庭でも学校でもきちんと教えるべき基本線だなということで、いじめは絶対許されないんだと、どの学校でもどの子供にも起こり得ると、どの学校でも子供たちにそういうふうないじめが起こり得ると、そういう認識のもと、学校教育に携わる全ての関係者が改めて認識し、いじめの兆候をいち早く把握しながら迅速に対応することが一番の処方せんだと私は思っております。

なお、いじめの問題が生じたときは、そのことをまず隠さない、さらには保護者、学校、教育委員会、この連携が大変大切でございます。そういうふうな部分で、迅速な対応、対処をするということを常に考えて教育委員会でも動いております。

また、いじめの潜在化ということ、目に見えないところでそういうふうに苦しんでいる子供たちもいます。そういうことから、偽装とか口封じとか、そういうふうなことを見破る、いろんな先生方にも常日ごろから学校内での生活、または学校外での生活、その辺保護者とも十分情報交換しながら子供たちを見届けていくと、そういうふうな部分が大変大切でございます。そういうふうなことで、いじめを許さない学校づくり、これを南部町で一層進めていきたいと思えます。

最後にでございますけれども、各学校のいじめの問題に対する取り組みでございます。どの学校でも行っていることは、定期的には子供たちから無記名でアンケート調査をすとか、さらには職員会議で共通理解を図るとか、さらにはＱＵという調査があります。子供たちの人間関係、これを定期的には年に２回実施して、子供たちの人間関係を知るとか、さらには教育相談の充実を図ったり、さらには道徳、こういう教科で命の大切さとかいじめの問題を取り上げて指導していく。さらにはスクールカウンセラー、南部町でも活用しております。このスクールカウンセラーは現在、南部中学校に定期的に来ておりますけれども、どの学校も何かあった場合はこのスクールカウンセラーの先生と面談し、やることになっております。そしてまた、児童会、生徒会、こういう活動の中で啓蒙していくと。さまざまな方面からこのいじめ、南部町ではなくしようということで校長会でも定期的に定例会の中で確認し合って進んでおります。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありますか。山田賢司君。

○１番（山田賢司君） 町長のほうから多目的バスの広報活動、PR活動についていろいろお話がありました。ぜひ町民が目的外、さっき町長さんも言われていましたけれども、レクリエーション、遊びの中でも多目的バスを使って行けるんだと、そういうことをやっぱりPRしていく必要が十分あると思えますので、その辺をよろしく願います。

時刻表、その他、停留所についてはなかなか大変難しい問題だと思うので、全ての人に対してその意見を取り入れていくというのは大変厳しいと思えますけれども、その辺も考えていただければなと思っております。

あと、ちょっと質問とは変わるかもしれませんが、青い森鉄道の時刻なんですけれども、新幹線接続がこのごろちょっと時間的に合わないという部分を言われています。その辺を多目的バス、また青い森鉄道を使いながらも、また次の交通手段につなげていける、そういう仕組みづくりもちょっと考えていただければなという思いでございました。

あと駅舎については、県ですからもなかなか難しい部分もあると思います。跨線橋については、ぜひ計画どおりいろいろと進めていっていただきたいなど。計画があるということを知って安心いたしました。いつ地震が起こるとも限らないし、何かのあれがあるかもしれませんので、早急になるべく早くやってほしいんですけれども、その辺計画でよろしく願いいたします。

あと熱中症ですけれども、聞いてやっぱり、初めはないのかなという思いでいましたけれども、やっぱり数名の方が熱中症で運ばれている。それも救急車等で運ばれた部分もある。多分、死者等はなかったと思うんですけれども、大変これも恐ろしい病気だと、病気というか、そういうふう聞いていますので、その辺、来年以降、処置、その他もよろしく願いしたいと思います。できるならば庁舎内、冷房をしていただければ職員の方々も快適で、いいアイデアも出てくるのではないかなと思いますので、その辺も含めてもちょっとお考えいただければなと思っておりました。

あと、いじめに関してですけれども、大変心強い意見をいただきました。ちょっと大津の事件をパソコン上ですけれども、ちょっと探してみると、加害者の保護者はいじめだとは思っていなかったと、そういうことをしていないという訴えもしているみたいなんですけれども、やはり保護者もそう思わないのであれば、ましてや子供にその辺を注意するというものもないと思うので、やはり保護者の方々にもその辺をうまく伝えていく必要もあるのではないかなと思って今お聞きしておりました。まず、その辺よろしくひとつお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 多目的バスのことについて、いろいろありがとうございました。町長もお答えしておりますけれども、レクリエーションとか目的外のPR、それを25年度は考えていきたいなと思っております。

それから、青い森鉄道と新幹線の乗り継ぎの件でございますが、昨年、震災後に町長もその辺をJR東日本盛岡支社のほうに、乗り継ぎが悪いということは要望してございます。それから、青い森鉄道とバスの件については、里バスとかについては、高校生が乗りますので、その辺は十分考慮してダイヤ改正に合わせてのダイヤのあれはしております。よろしく願いします。

それから、各地区の停留所等の時刻表につきましてですが、町民からの要望がありまして、時刻表の字が小さいということがございまして、これはなんぶ里バスのほうなんです、実際私たちも見てちょっと小さいなと思って、今順次変えています。7月に1回、今度9月にと、3回ぐ

らいに分けて時刻表を大きくする作業を今進めておりますので、よろしく願いいたします。
以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ございませんか。山田賢司君。

○1番（山田賢司君） 質問ではないんですけども、多目的バス、その他の関係もその課内でなく、やはり横断的な、課を横断しているんな相談をしながらいいアイデアが出ていけばなと願っておりますので、その辺よろしく願いして質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 以上で山田賢司君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前11時05分）

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時17分）

.....
○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

3番、中館文雄君の質問を許します。中館文雄君。

（3番 中館文雄君 登壇）

○3番（中館文雄君） 私は、本定例議会に臨むに当たり、昨年3月11日の大震災以降、国、県はもとより、各自治体が住民に対する防災にかかわる政策に積極的に取り組んでいる現状を見聞きし、本来、政治の目的は国民生活、町民生活を安定させることであり、防災は政治の中心的な責務であると思うところから、質問通告しておりました県の事業として発表されました災害時にかかわる孤立集落対策事業の内容や町の対応について、また町内の防災や高齢者支援等に対する町内会等に課せられた問題、次に車社会で毎日のように起こる事故、時には業務中に発生する事故等が報道されます。当町では職員に対する安全管理がどのように行われているのか、この3項目にわたり順次質問してまいります。

まず初めに、去る5月発表されました今年度県の事業の中に、災害発生時に孤立が予想される地域への防災対策を防災公共と位置づけ、孤立集落対策に取り組むとの報道がなされました。調

査の結果、三八地区が一番多いとのことであります。私の住んでいる鳥谷地区でも、平成11年に大雨により発生した災害で一時孤立する集落がありました。その後、道路整備等がなされておりますが、孤立する要因には増水によることもあります。急傾斜地の崩壊等による交通網が寸断されることなどが考えられます。

そこで、今回発表されている中で、南部町にかかわる次の点についてお聞きいたします。

1点目は、県から示された町内の対象地域が明らかにされているのか、お尋ねいたします。

2点目は、対象地域の対策と検討はどのように進められるのか、お尋ねいたします。

3点目は、県の政策、防災公共を進める上で、町政の課題と対策はどのようにするのか、お尋ねいたします。

川守田稔君 着席

工藤久夫君 着席

次に、自治体の構成のかなめである町内会、自治会等の活動について質問いたします。

従来、町内会等の活動はそれぞれの町内で作り上げられた活動が中心であり、統一されたものではありません。現在、社会の現象から、高齢者社会に対する取り組みや災害発生時の町内会活動を重要視しなければならないとして全国でいろいろな活動に取り組み始めているとの報道がなされています。

当町では66の行政区があり、自主防災組織を設立した町内会もあります。また、会員に占める高齢者の比率が高い町内会など、今後いろいろな角度から検討した活動が町内会に求められるように思われます。あわせて考えなければならないのは、火災発生時ばかりでなく災害発生時それぞれの地域で頑張っておられる消防団であります。現在、町内に32分団配置されております。町長も議会等で32分団への施設の整備またはポンプ車等の更新計画などを発言されておりますが、分団の日常の活動でも緊急時の団員の確保に苦労されているとの話を時々耳にするようになりました。地域の抱える問題として、町内会活動また町内に配置されている消防分団等、総合的に検討すべき問題と思われまますので、次の点について質問いたします。

1点目は、町内会または自治会等の活動に対する行政の支援方法をどのように考えているか、お尋ねします。

2点目は、自主防災組織の未設置の町内への対応をどのようにするのか、お尋ねいたします。

3点目は、現在、行政区が66に分割されているが、課題はないのか、お尋ねします。

4点目は、現在、南部消防団が32分団構成で活動されていますが、検討を必要とする課題はないのか、お尋ねいたします。

次に、職員の運転免許所持者に対する運転管理についてお尋ねします。

大きな事故は小さな違反、ささいな事故の繰り返し、または積み重ねの中から発生すると言われる。そこで、日ごろから運転手の安全管理の必要性から、該当する事業者は安全運転管理者等を選任して日常の安全管理を行うことになっています。当然、適切な管理はなされていると思いますが、さきの南部まつりでも山車の運転手がスタート前に警察から必要な検査を受けたとの話をお聞きいたしました。

そこで、改めて管理方法について、次の点について質問いたします。

1点目は、職員の免許所持者の管理はどのようにしているのか、お尋ねいたします。

2点目は、公用車の運転業務者の固定化はなされているのか、お尋ねいたします。

3点目は、運転管理者センター等を利用して、SDカードまたは記録証明書等を取得して管理しているのか、お尋ねいたします。

以上、町民の安心安全な生活に結びつく諸問題の中から3項目にわたり質問いたしました。昨日行われました県民駅伝大会で、選手の皆さんは与えられた役目を全力を尽くして頑張って立派な成績を残されました。私たち議員も、いろんな役割もまた重要なものがあると思います。あらゆる分野にわたり取り組んでいかなければなりません。町長を初め担当者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中館文雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

大きく3事項、細部にわたっては11項目になると思いますけれども、順次答弁をしてみたいと思います。

まず、県から示されました町内の対象地域についてのご質問でございますが、青森県が実施した防災公共推進事業の平成23年度成果報告書によれば、大地震や豪雨により孤立するおそれがある集落は県内に275集落、当町には4集落あるとの発表がなされているところでございます。

この成果報告でのまず孤立の定義でございますけれども、集落と本庁舎や分庁舎、支所を結ぶ全ての道路に危険箇所が隣接し、その危険箇所全てが被災した際に道路交通による流通が不可能

となる状態というふうな定義となっております。

県のホームページで公表している孤立するおそれのある集落の分布図によりますと、旧名川地区の南地区と旧南部地区の西地区が該当するのではないかと推測されますが、県では具体的な集落名を公表できる段階ではなく、今回の調査結果をもとに今後真に対策が必要な集落等を抽出し、対応を検討してまいりたいというふうにお聞きをしております。

次に、対象地域の対策と検討についてでございますけれども、県が示している今後の取り組みとしましては、今回の調査結果をもとに町と県が一体となって地域ごとに検証し、具体的な集落の特定や孤立しないための対策について検討することとなっております。町といたしましても、県との協議を進める中において、その対策を検討していくことは当然であります。町単独であっても孤立が想定される集落の対策について検討し、できることからしっかりと進めてまいりたいと考えております。

次に、県の政策、防災公共を進める上で町政の課題と対策はどのようにするのかというご質問でございますが、まず県の政策であります防災公共についてご説明いたします。

県では、ゲリラ的豪雨や平成23年3月11日の東日本大震災などを教訓に、平成21年から平成23年度に土砂崩れ、大規模な地震による津波などの災害を想定し、孤立集落の解消を図るために災害時の課題を調査し、平成24年3月に調査の結果をまとめたものでございます。

青森県では今年度に入り、調査の結果による人命を守ることを優先に、最適な避難経路、避難場所を県内の市町村と一体となって地域ごとに検証し、青森県防災公共推進計画を策定するため、7月の下旬から8月の中旬にかけて県民局管内ごとに説明会を開催しております。

計画策定の実施方法は、各県民局単位で市町村と情報を供するワーキンググループを設定し、各市町村単位で計画を策定いたします。

県内の津波浸水地区、孤立するおそれのある集落、避難所が存在する地区などを検討し、地域防災計画などの見直しなど、危機管理体制を強化するとともに、孤立集落をつくらぬという観点に立ち、防潮堤、避難路道路等のインフラ整備を行い、県民の生命と財産を守ることを目的に防災公共推進計画をしていくものでございます。

計画策定の実施予定といたしましては、県内の市町村で平成24年度、25年度の2カ年で策定することとなっております。

当町の課題についてでございますが、建設課では避難路の確保をすべく整備する道路があるのか調査することになります。集落から避難所、避難所から役場への道路についてのり面の崩落危険箇所があるか、橋の老朽化によりかけかえるべきか、また河川の改修計画断面に適合していな

いか、土砂流の対策を必要とするのかなどを点検調査して、対策を要する箇所として県と連携して防災公共推進計画に反映させていくことになります。

町では、県の施策を十分に活用し、相互に協力しながら安心安全なまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますが、場合によっては町独自の対策をとることも必要であると思っております。

今年度はその取り組みの一つとして、廃校となりました旧鳥谷小学校を解体し、その跡地を防災広場として整備することでヘリコプターの発着場としての可能性も含めて検討することとしてございます。

災害時に孤立する可能性のある集落への対策は、アクセス道路やヘリコプター発着場などのインフラ整備、急傾斜地対策など、町単独では難しい部分もあるわけですが、財政面を含めながら国、県の協力も得ながら、防災行政を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の町内会等の防災、高齢者支援等の活動に対する行政の支援方法についてお答えを申し上げます。

まず、町内会等の活動に対する行政の支援方法ではありますが、災害時にはみずからを守る自助と行政による公助に加え、町内会等の地域でお互いに助け合う共助が重要であることは議員ご指摘のとおりでございます。また、地域によっては町内会等の単位ではなく、もっと広い範囲での共助が望ましいことも考えられます。

そこで、町では単独あるいは複数の町内会等で構成される自主防災組織を町内全域に設置することを目標にして、設立手続や運営方法について町職員がサポートするほか、発電機の配備や活動費に対する助成など、側面から支援する体制を強化しているところでございます。

また、高齢者支援等についてでございますが、町では災害時や緊急事態に備えて援護が必要な方の安否確認や支援を行うために、要援護者台帳の整備を平成20年度から着手し、更新を図ってまいりました。

平成23年度には、県の補助事業「地域支え合い体制づくり事業」を活用し、地図情報システムを活用した要援護者台帳管理システムを導入し、今年度から地図上で要援護者の方々及び支援者の所在をエリア的に把握しながら運用してございます。

ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯も年々増加してきており、見守りや災害時等での援護が必要な方など、地域での助け合い、あるいは関係機関や団体などの連携が必要不可欠なことから、その連携を図るための情報の共有化を図っているところでございます。

また、昨年度から地域における支援体制、連携を構築することで、超高齢化社会に向けての高

齢者やその家族を見守る体制づくりの強化を図ることを目的に、消防団を初め自主防災会、民生委員児童委員、日赤奉仕団、社会福祉協議会、名川病院等の代表の方が一同に集まり、横断的な連携を目指して、地域見守りネットワーク会議を発足したところでございます。会議の中では、自主防災会が充実できれば、民生委員児童委員と自主防災会で町内をある程度カバーできるのではないかというご意見もいただいております。

自主防災会も町内会単位、あるいは幾つかの町内会連合の組織となっており、また見守り活動を担うほのほの交流協力員も各地区で協力をいただいております。その地区の中心的な役割を果たしていくのは、それぞれの町内会であり、その地区の地域力と考えており、そういう観点からも町内会の果たす役割は大変重要で、大きいものと考えているところでございます。

また、災害時の避難生活において高齢者の方々など、一般指定避難所では避難生活が困難で、長期の生活に支障を来すことから、福祉避難所において何らかの特別な配慮をする必要がございます。このことから、先般、8月8日でございますが、県内市町村では10番目となりますが、町内14事業所21施設、受け入れ可能人数最大82名となっております福祉避難所の確保に関する協定を締結いただいたところでございます。

次に、自主防災組織の未設置の町内会への対応についてでございますが、当町では現在24の自主防災組織が設置されており、世帯カバー率は51.6%となっております。また、設立に向けて準備中の地域も幾つかあると伺っております。当然のことながら、自主防災組織が設置されている、されていないにかかわらず、災害時における町の対応は何ら変わるものではございません。しかし、行政の手が届くまでの間、自主防災組織の有無によって避難誘導の体制や避難所等での状況が大きく異なる可能性はあると思われまます。

そこで、自主防災組織が未設置である地域に対しましては、さまざまな機会を活用して自主防災組織の有効性や、町が取り組んでいる助成制度などを説明した上で、設立に向けて取り組んでいただきたいと考えてございます。

昨年9月の水害時、三戸駅前町内会の方々、この自主防災は5町内会だったでしょうか、一つの自主防災会を組織しておりまして、大変そのときに地域の方々が活動していただきました。そういう中において、やはり地域で自主防災組織があるということは、我々行政、当然道路に影響がない場合は素早く活動できるわけでございますが、やはり一部通行動めになりますと、我々行政のみならず、活動する団体の方々がそこにいけない。昨年の3.11のような大きな震災等になると、まさに行政がそこにたどり着けない、こういう状況だったわけでございまして、恐らく2日前後では、町内においてはもっと早く動くことができると思うんですけれども、そういう中に

においてやはり地域でしっかりとその間協力し合う共助という体制でもって地域とそのような組織の立ち上げがなされていない地域ではやはり大きな差が出てくるのではないかなと思ってございますので、私どもも早く100%に向けて防災組織ができるように努めてまいりたいと思ってございます。

次に、行政区が66に分かれていることですが、防災や高齢者支援等についてこれまでのように行政区や町内会単位で支援することのよさは生かしながら、新たに自主防災組織を設立することによって取り組みを進めているところでございます。

先ほども申し上げました、現在24の自主防災組織のうち二つ以上の行政区で構成されている自主防災組織は4団体ございます。地域ごとの実情に合った枠組みで活動してございます。設置されていない地域においては、行政区や町内会単位にこだわることなく、自主防災組織の設立を推進していきたいと考えてございます。

次に、消防団、現在32個分団で活動しているわけですが、その件につきまして答弁申し上げます。

南部町消防団は平成23年4月1日に一つの消防団に統合され、有事に当たっては団長の指揮のもと、福地隊10個分団、名川隊11個分団、南部隊11個分団の3つの隊、総人員695名で消防団活動を行ってございます。この体制は一つの指揮系統による大きな消防団としての利点と、地域性を重視した三つの隊が存在していることの利点を、災害の状況に応じて生かすために構築されているものでございます。町としましては、これまで以上の円滑な防災活動ができるように装備の充実を図っているところであり、消防団においても災害に応じた指揮系統、情報収集、連絡体制の充実のため検討を重ねながら、訓練や防災活動を行っているところでございます。

望ましい消防団のあり方につきましては、社会情勢の変化に伴い、これからもさまざまな課題が生じてくると思われませんが、まずは地域の消防力の向上、安心安全なまちづくりのため、この体制を十二分に機能させ、その上で総団員数を確保しつつ、32個分団の体制の統合性についても検討していかざるを得ないと考えてございます。

消防団員も年々減少してございまして、今、消防のOBの方々からも協力をいただいてOB組織も立ち上げて、有事の際にはOBの方々もまたご協力をいただくという体制で、何とか火災等を含めながら有事の際にはまずは最小限に食い止めるという体制をしっかりと整えてまいりたいと思ってございまして、減少に伴いまして現在32個分団あるわけですが、特にポンプ車等になりますと最低限の人数が乗っていかなければならないわけですが、今後消防団の幹部の皆さんとも将来の団員数等も考えた場合にはある程度その団の統合ができるものかどうかどう

か、また地区によっては統合しても影響がない地域もあるでしょうし、やはり統合すると地域的に離れてしまうという部分もあると思いますので、また消防団の皆さんとも将来的な課題として話し合いはしてまいりたいと考えてございます。

次に、3点目の職員の運転免許所持者に対する管理方法でございますけれども、まず職員の運転免許所持者の管理につきましては、採用試験申し込みの際に提出いただく書類の中で資格・免許を記入する欄がございます。それによって有無を把握しているところでございます。また、採用後におきましても、南部町運転者服務規程により、運転免許の記載事項に変更を生じた職員は届け出ることとしているものでございます。

次に、公用車の運転業務者の固定化がなされているかについてでございますが、大型バス、また町長車、消防指令車など、一部においては運転業務者の固定化がなされている車両もございませうが、公用車は運転免許証を持つ職員であればどの車両でも運転できることとしてございます。ただし、新規採用職員につきましてはまだふなれな運転、あるいは町内の事故多発場所がわからないことなどから、採用後1年間は公用車の運転を認めていないところでございます。

公用車を利用する際には、南部町自動車管理規程で定める運転日誌に使用月日、使用時間、行き先、用務等を記入し、所属長及び各庁舎の安全運転管理者の許可を得た上で運転してございます。また、公用車事故対応の手引きに基づく事故発生時の対応チェックシートを全ての公用車に備えつけ、万一のときには迅速かつ適切な措置ができるようにしているところでございます。

次に、運転管理者センターを利用したSDカードまたは記録証明書の取得についてでございますが、議員お話しのSDカードや記録証明書の取得につきまして現在、町では行っていない状況でございます。職員の交通安全意識の高揚を図るために、町では年末年始または毎月の課長会議を利用し、安全運転の徹底及び飲酒運転防止についての指導、また、3庁舎において選任している安全運転管理者及び副安全運転管理者による講習会への参加、また安全運転管理者協会八戸ブロック協議会主催のセーフティドライバーコンテストへの参加もしているところでございます。

以上のことなどを行っているところでありますが、SDカードや記録証明書の活用によって職員の安全意識が向上し、交通事故や交通違反も減少するなど、多くの企業が有効性を認めているところでございますので、当町におきましても職員の交通事故防止並びに交通安全意識のさらなる高揚を図るため、今後活用について検討してまいりたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。また、再質問等につきましての詳細部分につきまして、またそれぞれ担当部署等からも答弁してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。中館文雄君。

○3番（中館文雄君） 今、町長から答弁いただきました県の事業への対応の問題です。

さっき町長の答弁では、本年度と来年度にわたって検討されて方向性が出るということですが、災害はいつ起こるかわかりません。悠長に年度をかけてゆっくり検討するというのも一つの方法かもしれませんが、早急にやはり今、町長の答弁にありましたように、南部地区の西部のほう、また名川地区の南地区といいますと私も南地区に住んでいる人間ですから、過去にもそうした事例があったものですから、そういう場所があるのであれば少しでも早く県のほうにも促していただいて進めていただきたいということが一つの要望であります。

それから、次の行政の町内会等への問題です。現在、自主防災会という組織はつくっていません、昔から例えば火事があればその集落が炊き出しに出て全部でやっているという地域は現にあるわけですね。ただ、それが自主防災会として改めて届け出をしないと、今年度例えば発電機でしたけれども、自主防災会を組織したところには配付するという事で予算化されて今実施されています。ただ、自主的にやっている地域、特に私の住んでいるところでも雨が降れば必ずもう水路があふれて町道を整理するのが、その地域の方が全部出てやっています、実際に。これがまず自主防災会の本当のもとになる組織ですから、そういうところももう一度、例えば発電機そのものが全てにまさるものではないと思いますけれども、そうしたところもあわせていろんな形で検討していただきたいと思います。もちろんこの地区でもあると思います。火事1件起こるともうその家のご飯食べるのから不自由ですから、その地域で炊き出し、その他も、組織がなくてもやっている地域もありますので、行政のほうとしてもそうした地域のこと十分に勘案しながら、積極的な自主防災組織がどうしても行政で必要であるならば、積極的に関与してでも早くつくらせるべきだとは思いますが、その辺はもう一度ご答弁いただきたいと思えます。そういう本当の自主に任せるのか、行政と必要なものに対しては積極的に担当者のほうでも乗り込んで、早くつくれということを進めるべきかと私は思いますが、その辺について再度ご答弁をお願いいたします。

それから、もう一つありました消防団関係です。これは時々団員から緊急時、火事だというときに、今町長も話ありました、消防自動車を発進させるのに最低限必要な団員を確保しなきゃいけない。ただ、今の情勢ですと、平日の日中はほとんど会社勤め、その他でいないと。1人か2人何とか、さっき町長言いましたけれども、OBを何とか頼んで出勤するというところもあるとい

うこと。ただ私のところだけじゃなくて、そういうことも聞きました。ですから、その辺のところは総合的に消防団幹部の方々といろいろ相談して、どういう形に組織がえしていくかというのは、もう合併してから6年以上たっています。もうそろそろそうした面も総合的に検討する時期に入っているんじゃないかと思いますので、その辺もあわせてもう一度、その辺のところをどういう形で検討していくか、答弁いただければ幸いです。

それから、職員の安全運転管理者です。これも担当課長、総務課長かと思いますがけれども、SDカードとか運転者記録証明書、本人にあなたがこうだと、そこを直接指導というのもこれは違反繰り返している人であればそういう指導も必要かと思います。これはやっぱり町の職員としてやる以上は、ある程度最小限必要な管理は私はすべきだと思います。後からやっぱりそうかという事故が起きてからでは遅いんです。ですから、職員の方々にもふだんからそういう思いを持ってもらうためにはそうした、これはただのはずです、たしかただですよ。金かかるんですか。ちょっと済みません、そういう証明書をとってでも、やっぱり担当安全運転管理者は見ておく必要があると私は思います。それが例えば繰り返されている職員に対しては直接指導するというのも必要かと思いますので、その辺についてこの3点、もう一度答弁いただければと思います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、防災計画の見直しでございますが、私どももまず早く、まさにいつ来るかわからないというのが今の日本の状況でございますので、先般も県民局とも会議、県民局の出前講座ということで当町に幹部の方々に来て、課長級と懇談をいたしました。そのときも、やはり早くこれはしていかなければならないという要望もさせていただきました。また、町のほうの独自としてもやはり県から指導があって、県の方針がこうだからというのをただ待つのではなくて、町独自の部分ももう詰めておくと。そのことによって、県から示されたときにはもう早く計画書ができるということにもつながっていくと思いますので、そういう部分もしっかりと取り組みをしていきたいと思っております。

それから、自主防災組織でございますが、恐らく自主防災組織を立ち上げていなくても、町内会の方々と同じような取り組みをしているところもある、まさしく中館議員さんの地区もそういう地区だと思います。ただ、私どもが今、自主防災組織をお願いしているのは、一つはそんなに面倒な、立ち上げにおいて特別面倒くさくてということでもありませんし、職員も全て組織立ち上げまで一緒になってつくりたい。そういう中において、災害が起こったときに、ちゃんとした

何々班、こういうのはその組織の中で決めて、その人を班の場合はヘッドにしてやっていけるという部分があって、恐らくそういう体制もできているとは思うんですけども、やはりああい現場というのは指揮系統といいますか、どなたでも話がいっぱい出てきて結局まとめるのに大変だということも迅速な部分からするとおくれる場合があると思います。そういう中においては、その地区の方々が炊き出しの部分、その他の部分にしっかりと役割分担が指名されていきますので、早い対応としっかりとした統制ができていくのが自主防災組織ではないかなと思っていますので、できるだけ私どもも町内会、行政連絡会議においてもそういう状況を説明させていただきながらお願いをしているところでございます。

今後とも、冒頭申し上げました100%をまず目指していくという考えでございますので、これからは特に自主防災組織の場合は町内会長さんといいますか、その長の方々がご理解をいただいて取り組んでいるところ、またそれぞれの町内会さんのご事情もあるわけでしょうから、今すぐできなくても、何年か後にでも組織をしてもらえるようなお願いを今後もしてまいりたいと思っています。

また、消防団32分団でございます。やはり消防団員の減少、これをしっかりとふやしていければこれはいいんでしょうけれども、当然我々は消防団の確保ということも重要な部分として取り組んでまいります。ただ、現実的に減少が続いていく可能性というほうが大きいわけでございますので、そういう際においてはまず最小限に火災の場合においても食いとめる。そういう中においては、一度OB団員を、卒業したOBの方々もまた協力をお願いして、まずは安全安心、有事の際は最小限にするということを念頭に置いて今後取り組んでまいりたいと思っています。

分団についてはそれぞれ、先ほども申し上げました、非常に近い屯所同士のところもでございます。また、距離が離れている分団もありますので、一概に言えない部分がありますが、まずはまとまる可能性がある分団、そういう部分を団本部のほうとお話し合いをさせていただきながら、できることについてはそういう部分もしていきたいと思っておりますし、地域に密着している消防団でございますので、当然地域からすぐそばに隣の分団があったとしても、統合されれば困ると、こういうことも現実に恐らくそういう声になっていくだろうと思っております。ただ、しっかりとした消防自動車がまず活動できる、そういう体制を整えていく上においては今後の課題としてそういう部分もこれは検討していかざるを得ない現状であるというふうに考えております。

また、職員のほうの運転免許、また交通安全等につきましては、これからはしっかりと注意を払いながら体制を整えてまいりたいと考えてございます。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 私のほうからも一言。

消防団につきましては定年制がございまして、分団長以下の団員につきましては60歳でございます。当町におきましては、傾向的に60歳前に分団長を退団されると。できれば60歳まで分団長を務めていただくと、次の分団長も長く任期を務められるというように考えてございますけれども、やはり各分団の序列と申しますか、そういうのもあってやはり早期、分団長になりますと2年あるいは3年でもう退団していくと。そうすれば、おのずとやはり消防団員数が減っていくということになりますものですから、やはり団のほうとも協議を重ねて、やはり長く務めていただければなというふうに思っております。

今年度からOB団員を3名から5名に変更してございます。ですので、各分団ともOB団員ふえてございます。ですので、OBになってからも団員になっていただけるということはあるわけでございますので、ほとんどが分団長、副分団長クラスの方々がまたOB団員になっていただいております。去年よりも、去年は681人総数でございましたが、ことしは695人と、14名ふえてございます。OBの方々には本当にありがたいと思っておりますし、また、ことしは常備消防の職員だった方がOB団員になっている分団もございます。非常に分団の強化につながっているという状況でございます。

また、最後になりますが、職員の免許証の関係で、SDカードの関係でございまして、安全運転管理者が各庁舎にございますので、管理者と協議を進めながら、そういうものの有効性を含めて協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ございませんか。中館文雄君。

○3番（中館文雄君） ちょっと時間過ぎましたけれども、消防団員の確保の問題でちょっとだけ要望といいますか、したいと思います。

よく聞くのは、消防団員の手当の問題。もう少し手当があれば無理して誘ってもいいんだけれども、手当が安いというような話も団員から聞きます。この辺は今後、予算化その他でいろいろ検討しなければならないと思いますけれども、検討課題の一つであるということをお願いして質問

を終わります。

○議長（坂本正紀君） 以上で中館文雄君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

（午後 0 時 01 分）

○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

14番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。

9月定例議会に当たり、一般質問を行います。

1点目の質問です。民自公の3党による合意で、消費税増税だけが先行した一体改革法案が成立しました。そもそも一体改革では社会保障の内容をしっかりと議論して、それに合う財源を求めずではなかったのでしょうか。それが、社会保障の内容は新しくつくるという国民会議に先送りされた上、消費税増税で浮いてくる福祉財源を土木事業にも回せるという話が出てきました。コンクリートから人だったはずが、コンクリートのための政治が復活してきました。国民不在の党利党略優先に怒りを覚えます。

そこで質問なのですが、公的医療は公共性を持つことから消費税非課税とされ、医療機関は保険診療分について患者から消費税は受け取っていないと言っています。しかし、医療材料、医療機器など、全ての仕入れには消費税がかかっています。その分の負担はどうなっているのでしょうか。これからの負担はどの程度に見積もっておりますか。

この間、診療報酬は引き下げか据え置きされてきたのが実態です。そのため、各県の医師会などからも損税が解消されるだけの引き上げがされるのか、このままでは医療機関は立ち行かないという声が噴出しています。

そこで、町立名川病院を例にとって、消費税の取り扱いについての町長の見解を問うものであります。

次に、病院経営には消費税なしにするゼロ税率を訴える考えはおありでしょうか。

日本医師会は、仕入れにかかった税の控除ができる税制を要望しています。ゼロ税率にすると、仕入れにかかった消費税が還付されます。輸出企業の場合、輸出品に転嫁できない消費税分が戻し税として還付されています。医療機関が払う消費税も還付すべきだという医師会の要求は当然ではないでしょうか。町長の見解を求めます。

2点目の質問です。子供の医療費無料化を国の事業として予算化を訴える考えはおありでしょうか。

当町での中学卒業までの医療費無料化実現。近隣市町村だけでなく、県内の自治体に対しても大きな成果として受け取られたのではないのでしょうか。

7月上旬、県と県市長会、県町村会は2013年度の国への重点施策提案を県選出国會議員に説明したと報じました。席上、ある市長から、少子化対策、子育て支援としての中学生までの医療費無料化を提言、日本中のゼロ歳から中学生までの子供たちが全国どこの医療機関でも無料で医療を受けられるような制度を国主導で構築すべきだと訴えました。医療分野で格差があってはならないと考えます。

そこで、市町村長が声を上げることが県や国を動かす力になると考えます。ぜひ力を発揮していただきたいと思っております。いかがお考えでしょうか。答弁願います。

中学2年生を対象とした海外研修における人選のあり方について質問します。

1、どのような効果を期待しての事業か、海外派遣事業とはどういう考えから行われるようになったか、事業全体の説明をお願いいたします。目的は特に詳しくお願いいたします。

2、選ばれた生徒の気持ちの受けとめ方はどうでしょうか。事前研修、事後研修はどのような内容で、生徒の姿勢はどのようなのでしょうか。

3、選考基準や方法、人選を行う選考委員はどうなっていますか。選考委員は何人でしょうか。

4、不明瞭な人選で納得できないという声があります。中学生海外派遣事業参加者募集要項どおり実施されていない。参加資格どおり行われているのか。研修生の決定に疑問があると言っています。解明を求めます。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花寛子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、病院経営における消費税の取り扱いについてのご質問でございますが、最初に病院における消費税の課税・非課税について、議員も申し述べておりましたが、若干ご説明させていただきます。

医療機関の場合、収入のほとんどが社会保険診療報酬となっており、これらは非課税とされております。課税できるものは健康診断や予防接種、証明書などの発行でございますが、名川病院では収入全体のおよそ7%となっております。一方、支出についてでございますが、保険診療に係る医薬品や材料費、経費などの仕入れは課税対象となることから、仕入れ先には消費税を含んだ額を支払うことになります。

一般的には、納付税額を計算する場合、売り上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を差し引いた額が納付する税額になります。しかし、公立または医療法人を問わず、医療機関の場合、仕入れに係る消費税は全額控除できず、課税売上割合、先ほどご説明しました7%分が仕入れに係る消費税の控除額となっております。残りの仕入れに係る消費税は控除対象外として、雑損失として処理することになってございます。

名川病院の場合、雑損失でございますが、平成21年度でおおよそ1,225万円、22年度でおおよそ1,241万円となっております。仮に消費税が10%になった場合には、その額はおおよそ2,500万円に倍増することがまず予想されます。

次に、病院経営において消費税をなしにする、いわゆるゼロ税率についてのお答えを申し上げます。

国では平成元年の消費税導入時に、社会保険診療報酬を非課税にしたことにより、損税分として診療報酬を上乗せし、また平成9年の消費税引き上げ時においても同様に診療報酬を上乗せした改正をしていると説明しております。

医療機関の消費税の負担については、6月20日に医療機関等における消費税負担に関する分科会を設置して、過去の消費税導入、改定時の対応、経過を検証し、状況を把握するとともに、消費税引き上げに対する診療報酬制度等の対応等について検討を行うこととしてございます。

日本医療法人協会や全日本病院協会などで構成する4病院団体協議会や全国保険医団体連合会は、社会保険診療を現行の非課税から課税にして、消費税率をゼロにするゼロ税率を要望してございます。ゼロ税率は保険診療を課税とするものでありますが、税率はゼロになりますので患者負担はふえませんが、納付する税額を計算する上で、売り上げに対する消費税より支払いに対する消費税が多くなるため、確定申告により還付となることが想定されております。

名川病院が加入する全国自治体病院協議会では、診療報酬については非課税を継続するという

国の見解が示されたことから、会員自治体病院への調査を実施してございます。その結果、社会保険診療報酬を課税とし、税率の軽減やゼロ税率、また購入する医薬品、診療材料の非課税などの意見が多く出されております。

消費税の引き上げにより病院の損税も多額となり、経営状況に大きく影響を及ぼすことになることから、自治体病院を開設している首長で組織する全国自治体病院開設者協議会と全国自治体病院協議会の連名によりまして、ことし5月に社会保険診療報酬に係る消費税制度のあり方を早期に改めるよう、国及び関係省庁へ要望を提出しているところでございます。

次に、子供の医療費無料化を国の事業として予算化を訴える考えは、とのご質問でございますが、現在南部町では、青森県で実施しております乳幼児はつらつ育成事業により2分の1の補助を受け、小学校就学前までの児童に対し、乳幼児医療費助成事業による医療費の助成を実施しております。

また、さらなる子育て家庭の経済的負担を軽減するため、乳幼児医療費助成事業に上乘せする形により、助成対象を中学校修了前までの児童に拡大し、また乳幼児医療費助成事業の受給者一部負担額についても助成対象とした子ども医療費助成制度を南部町の単独事業として平成24年度より実施し、小学校就学後から中学校修了前までの児童の医療費を助成することとしてございます。

当町で実施している児童に対する医療費助成は、乳幼児医療費助成事業及び子ども医療費助成制度の二つの制度の実施により、ゼロ歳から中学校修了前までの児童の保険診療分の自己負担医療費を無料化できることになりました。

県内においても中学校修了前までという市町村は数少ないわけでございますけれども、それぞれ市町村においても対象年齢、給付方法、所得制限の有無等々の違いもあります。まず、県内の市町村の医療費給付制度の動向を確認しながら、県で実施しております乳幼児はつらつ育成事業の制度拡充の要望を関係機関と検討、協議してまいりたいと思っておりますし、また今回の制度改正等々、首長また開設者協議会、国保連絡協議会等々もありますので、そういう部分での意見も聞きながら、当然自治体病院を抱えている市町村においては、歳入の部分については7%程度しかまず入ってこない、支出においては消費税が全部かかるということになっておりますので、病院の経営という部分を考えて、その部分がなくなれば、先ほど申し上げました1,200万円ほどの部分も今度は黒字のほうの数字に上乘せできるわけでございますので、そういう部分、それがしっかりとまた患者さん等々にそのことによって影響が出ないようにしていくことも大事なわけでございますので、そういう部分もしっかりと確認をしながら、そういう中でしっかりと

要望する部分についてはこれは要望はしてまいりたいと考えてございます。

次に、海外研修の件でございますが、ここは教育委員会のほうから答弁をいたしたいと思しますので、よろしくお願いを申し上げ、また再質問等々、細部等につきましてはまた担当課長等からも説明してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） では、中学生の海外研修における質問にお答え申し上げます。

まず、この海外研修にどのような効果を期待しているのか、またその目的についてお答え申し上げます。

この海外研修事業は、町の総合振興計画の中の国際交流の推進、こういう施策でありまして、合併前は3町村それぞれで行われていましたけれども、合併後、4中学校の2年生の生徒を対象に行って、現在で6回目を迎えます。

国際化の一層の進展に対応できるように、国際的な視野に立って行動できる人材の育成を主に大きな目的にしておりますけれども、訪問国の歴史や文化、産業などを視察するとともに、外国語の習得や国際感覚の涵養を図る内容となっております。また、訪問国の一般家庭にホームステイ、これは主に一番大きな目玉で行っておりますけれども、ホームステイする中で生きた英会話、こういうふうな語学、自分を試すと、積極的にそういうふうな機会の場にありますので、そういうことを通しながら英語力向上を図ったり、さらには自立の心を養い、日々の学習意欲を向上させることに大きな期待を寄せているところでございます。

次に、選ばれた生徒の受けとめ方についてでございますけれども、まず募集に対して応募しますと、応募した理由を初め、英会話や英作文、面接などを受けることとなります。そういうふうなことから、日々の学習意欲の向上に取り組み、研修生に決定しますと、事前学習といたしましてALTの先生の指導を受けながら英会話の勉強とか、それから訪問国の歴史、文化、その他について事前学習とか、訪問国へ行くに当たっての諸準備を5回にわたって行っております。そして、その後に、帰ってきてから事後学習発表会をやりませんが、事後学習会のほうは3回にわたって、行ってからの反省、それから訪問したもろもろの成果、それをまとめまして、8月30日報告会をついこの前終わったところでございます。そういうふうな手順を進めておりまして、まず生徒たちはこういうふうなことを通しながら、もろもろ責任感とかリーダーとしての自覚を持

って積極的に取り組んでくれております。

次に、選考基準や方法、さらには選考委員についてお答え申し上げます。

選考基準、方法は、選考に関する要項を決めております。それに基づいて選考しておるわけですが、その選考項目は、まず1点は参加を希望する理由の作文、二つ目は学校での生活全般、それにかかわる生活習慣、そして協調性、積極性、その他もろもろの項目、それを総合した調査書、さらには集団面接、そして外国語指導助手による英会話試験、英作文、これらを行って、学校長が点数化して総合的に判断し、推薦することにしております。

また、選考委員は、学校関係者は校長先生、そして海外派遣引率する引率教諭、そして外国語指導助手、教育委員会のほうでは私と学務課長が集団面接に参加しております。

最後に、不明瞭な人選であるという声があるということでございますけれども、生徒一人一人に点数をつけていますので、全て公開することはできませんが、選考に関する要項の内容を保護者の皆さんへお知らせするなどして総合的に判断して厳正に選考しておりますので、ご理解いただけるように今後とも努めてまいりたいと思います。

ただ、立花議員からご指摘があったように、このことについては謙虚に反省し、希望した生徒に不快な思いをさせたこと、これは真摯に受けとめながら、このような誤解を招かないように、今まで以上に選考に関する要項の内容、これらを保護者のほうに周知徹底を図りながら、再度選考のあり方等について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありますか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず初めに、病院経営について詳しくこのような形でお聞きすることはなかったので、大変よかったと思っております。

そこで、補足説明がありましたらぜひお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。この病院経営につきましては、個人経営であろうが、医療機関は住民にとっての資産や資源財産ではないかと考えております。地域医療を支える国の政治でなければならないと考えておりますので、町長の答弁も力を得るものでありましたので、ぜひ訴えていっていただきたいと思っております。

そこで、具体的にはもう少し現場の声を聞かせていただき、消費税増税がいかに病院経営にとって厳しいものであるかがわかるような説明があれば幸いです。この医療問題は財源のこともありますが、特別に医療というものは地域の存続にしても患者の救済にしても大変役に

立つ、先ほども言いました資源や社会の財産であると考えておりますので、消費税増税とは別に考えていかなければならないのではないかと思いますので、その点の説明をお願いいたします。

次に、子供の医療費無料化について、当町では積極的に実現させたわけではありますが、これを全国に広げるためにはどういう障害があるのか、この点はどのように考えておるでしょうか。この答弁を求めたいと思います。

次に、海外研修についてであります。ただいま説明はありましたが、参加資格において英語検定4級以上の英語能力を有すると認められる生徒とありますが、それ以上の級を有する生徒で学校長の推薦を受けた生徒が決定から外されたり、研修生の数において4校で40名とするとあるところ、その数が守られていなかったり、研修生の決定方法において現場の声は尊重されず、学校長の力の及ばない場所で研修生の決定が行われ、生徒と先生の間で気まずい雰囲気になり、現場は混乱していると言っています。

そこで質問なのですが、選考に漏れた生徒の理由をどのような形で通知しているのでしょうか。先ほど選考基準はあると、決めているという説明がありましたが、これは点数化されているので全部を公開することは難しいというような答弁でありましたが、多くの保護者の方は選考基準がないために公正な基準と受け取れない選考が行われていると学校や保護者に思われているのではありませんか。このこと自体が問題であると、私は今回この質問を取り上げたわけであり、選考会実施要項はつくっていないのでしょうか。質問です。

学校関係者から、研修生の決定について改善してほしいとの旨の訴えを教育委員会に申し入れたと私は聞いておりますが、申し入れの内容はどのようなもので、どのように改善していくお考えか質問します。

中学校海外派遣事業実施の研修生の決定をめぐる、生徒と先生、学校と教育委員会との信頼関係が損なわれることのないようにしていかなければなりません。この点を十分考慮して、改善すべき点は改善する姿勢を求めるわけではありますが、先ほど真摯に受けとめているという答弁は引き出しましたが、それではどのような点を改善されるのであるのか、質問いたします。

○議長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） まずは最初に、消費税のほうからご説明いたします。

消費税が10%になった場合ということで、今後の病院経営に対してということですが、現時点で5%で、先ほど町長もご説明しました1,200万程度が損税という形になってい

ども、仮に10%で2,500万ということになりまして、国のほうではその分を診療報酬の改正ということでは説明してございます。しかしながら、前回の消費税上がった場合、医療費ベースでは上がっていますが、平成14年から20年の間に診療報酬の引き下げが行われております。したがって、その増税分がその引き下げによって下げられたかどうかちょっとその辺も疑問になってくる部分もございます。ただ、上がった場合、確実にその10%になった分を診療報酬に上乘せしていただけるのであれば、その損税となる部分も確かに2,500万程度になりますけれども、総体的には経営状況については同じくらいになるのではないかと思いますけれども、ただ、その課税対象になる部分というのは非常に少ないものですから、その部分については今後まだ方針は出ていないので何とも言えないんですけれども、先ほど町長も言いました開設者協議会のほうでそういった要望をその都度、また出ると思いますので、そちらのほうには要望していきたいなと考えてございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 2点目の子供の医療費の無料化を全国的にできないかと、その課題は何かということでしたが、ここはやはり国の予算を確保していかないと全国的に無料化にしていくというのは厳しいと思いますので、まず国がいかに予算を確保できるのかどうか。そのためには今、消費税の議論もありますが、ある収入の枠以外でサービス提供していくためには別なところにしわ寄せが来たり、それを同じにしてさらにプラスするためには歳入をふやさなければならぬわけですので、まずは全国的にこれを展開していくためには、国として進めていくには予算の確保が一番の課題になってくるだろうというふう考えております。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 中学生の海外派遣の幾つかのご質問がありましたので、お答えいたします。

参加資格についての英検4級以上というふうなことで、それ以上の生徒が選ばれなかったというお話でございます。先ほど立花議員さんにお答えした中でもその選考要項というものがございまして、その中では幾つかの項目について採点の点数をつけてございます。それらにつきまして

は、中学校での調査書、協調性とか積極性、生活全般についてのことでございますが、そこが一番大きくて、約半分近い点数になってございます。その英語の4級以上という部分につきましては、中学校1年で英語を習って1年ちょっとのところで行きますので、その部分につきましてはさほど点数が高くないということもございまして、そういう誤解が生まれているのではないだろうかということでございます。

あと、立花議員さんがおっしゃっている選考で云々ということではございますが、教育委員会のほうにもおいでになってございまして、その内容につきましては本人への点数がこの分が何点ですよということで公開してお知らせしてございますので、よろしく願いいたします。

あと、先生と生徒、あるいは学校と教育委員会とが気まずい状態になっているのではないかとということでございますが、そういう直接、教育委員会のほうにはお声は届いてございません。

あともう一つ、学校関係者からの改善要望ということでございますが、これにつきましても今のところ私どものほうにはちょっと来てございませんが、どういうことで立花さんがおっしゃっているのかちょっとわかりませんので、よろしくどうぞお願いいたします。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず、町長がお話ししました子供の医療費無料化、それからゼロ税率の問題に対してでも関係あるのですが、この財源の問題について、これは消費税の問題についてありますが、本当に消費税増税に頼らなければ財源を生み出すことができないのかということがやっぱり一番の問題になるところであります。

そこで、こちらでは今以上に経済が冷え込んでいくことが予想される中で、消費税増税ということになればますます経済が落ち込んでくることは目に見えております。そこで、国民が生み出した富が大企業の内部にため込まれている、ここが一番の問題ではないのかなと考えております。国民の暮らしと権利を守るルールをつくり、国民の所得をふやす経済改革を行えば、大企業の260兆円もの内部留保を日本経済を成長させるために使うことが可能になる、このように分析しています。ですから、消費税に頼らない別の道があるこちらでは考えておりますが、どのように受け取られるでしょうか。答弁がありましたら、お願いいたします。

また、先ほどの病院経営の説明のところに、診療報酬の改善という答弁がありましたが、先ほど町長もお話ししたとは思いますが、診療報酬の改善が即患者の窓口負担にならないように、こ

れはしっかりと見ていかなければならないと考えております。その点でのお力をお貸ししていただきたいと考えています。

そして、海外研修についてであります。全く携わったことのない方々にとってはどうということなのかかわからないと思いますので、具体的に今回、私は事業参加者募集要項はいただいたのですが、研修生、4校で40名とありますが、聞くところによりますと38名の募集で、出発したのは33名ということになっていると説明がありましたが、4校で40名ということになれば、その全ての生徒を連れて行っても予算上は支障がなかったと考えておりますが、この研修生、4校で40名という取り扱いは一体どのようなになっているのでしょうか。昨年はもっと少なかったのかどうか、この点の説明を求めます。

また、これは堂々めぐりになるのでしょうか。教育委員会ではきちんとやっている、こちらではやられていないというやりとりだけでは改善の余地も見出せませんので、今回の教育委員会の答弁を十分に分析して、どういうところが誤解を招いたのか、こちらとしてもよく研究していく必要はあるとは思いますが、しかし、この海外研修、長い歴史が旧名川の時にもありますし、今回で合併して6回目ということなのですが、海外研修でなくハワイ旅行になっているのではないかと、こういうところまで言われますと、どうしてもやはり深く、なぜこのように保護者の皆さんから受け取られているのか、やはり吟味してみる必要があると、私はそういうことからこの問題を取り上げました。また、現場の先生から直接お聞きしていることは、担任の先生や学校長が推薦をきちんと与えても、教育委員会が決定するのであるので、現場から全く改善する余地がない、教育委員会に似ているという話を何度もされましたので、この点での行き違いがあるのではないのでしょうか。こういうところからやはり面接選考会実施要項など、きちんと文書を作成し、理解を得られるなど、まだまだ誤解を解くための改善が必要ではないかと思いますが、どのように受け取るのでしょうか。答弁を願います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 消費税等に関する再々質問でございますが、我々町の予算であれば詳細にどこの部分を切り詰めてその部分をしっかり別のサービスに提供していく予算を確保できるという部分を読めるんですが、国の場合は大まかな数字ですから、我々もまず届かないということで、項目ごとでどこを切り詰めれば本当にさらに切り詰められるのか、また今本当にもうこれ以上無理なのかどうか、これは憶測だけではなく、やはりきちんとした中で基本的には切り詰め

られる部分をまず切り詰めて、その中においても国民が他のサービスを求めていくということになればやはりそれなりの歳入の確保の方法というのを当然これは考えなければ成り立たないわけでございます、今回の消費税については可決した中でしっかりとその部分をどういうふうな還元を国民にしてくのかという部分が大変大事な、また有効な活用になってくる、そう思うてございますので、しっかりとした、特に社会保障の額というのは当町の予算割合もそうですし、当然国においても大きなパーセントを占めるわけでございますので、そこを今後社会保障の部分できっちりと消費税をアップした分、しっかりとそこを見ていくということがまず大事ではないかなと考えております。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 申込者と参加者等につきましてお知らせしておきます。

今年度は立花議員さんおっしゃるとおり、38人の応募がありまして33人の参加というふうになります。昨年度は27人の応募で全員採用でございます。その前は40人の申し込みがありまして、36人で実施でございます。その前が35人の申し込みで29人で実施。平成20年度は53人の申し込みで40人で実施と。その前が合併後1回目のやつですが、46人の申し込みで40人で実施というふうな内容になってございます。

立花議員さん、ハワイ旅行になっているのではないかとこの保護者等の声があるということでございますので、今後募集要項等につきましても再検討いたしまして、このようなことを言われることのないように注意して実施してまいりたいと考えてございます。

よろしくどうぞお願いいたします。以上です。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 私からもつけ加えさせていただきたいと思っております。

まず、選考の仕方ですけれども、教育委員会のほうで最終的には判断しますけれども、子供たちを一番観察して日常生活で見ているのは学校です。先生方です。ですから、学校長の責任のもとにおいて推薦してくるわけですので、教育委員会ではこれを最大限に尊重して選考しております。

あと一つ、今後の進め方でございますけれども、まずこの辺をさらに校長含めてどのような選

考の仕方をしてほしいのか、再度検討していきたいなど。

それから、40名という枠でございますけれども、行くのは外国でございます。私も何回か行かせてもらって、一番注意しているのはやはり生活です。朝9時集合と、そういうふうな号令をかけても寝ている子供もいます。それによって次の日程がどんどん狂っていくということで、行ったとき一番大切にしているのはその生活習慣です。そういうようなことから調査書、生活習慣とか責任感とか、そういうふうなもろもろのことを大切に選考しているというふうな部分もぜひご理解いただければありがたいなと思います。

子供たちにあと一つ強く言っているのは、パスポートはもう命より大切だというふうなことで、パスポートの責任、自分の管理においてしっかり持てと、そういう部分も毎回行くたびに注意しているのもそういうふうな部分があります。ですから、国内の修学旅行と違って外国に行くというのはそれなりに町の高い予算をいただいて実施しているものですから、本当はみんなを連れて行きたいんですけども、そういうふうな将来南部町をしょって立つような人材を育成したい、さらには国際化に立ち向かう子供たちを育てていきたいということも十分大きな目的がありますので、そういうことで選考、これからも仕方、その他、再度、先ほど言いましたように検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月4日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後1時48分）

第46回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成24年9月4日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

7番 根 市 勲

1. 介護保険の現状と現在の国の制度の改正年度（2015年度）以後の見通しと南部町の対応について
2. 営農組織、集落単位の任意組合組織に対する施設、農業機械の設備助成について

16番 工 藤 久 夫

1. 南部町の商工業界の現状と将来の展望について

15番 川守田 稔

1. 自殺予防について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 館 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久 夫 君
17番	坂 本 正 紀 君	18番	東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	坂本 勝二 君
総務課長	小萩沢 孝一 君	企画調整課長	坂本 與志美 君
財政課長	小笠原 覚 君	税務課長	八木田 良吉 君
住民生活課長	極 檀 義昭 君	健康福祉課長	高 森 正義 君
農林課長	中村 一雄 君	農村交流推進課長	西村 幸作 君
商工観光課長	福田 修 君	建設課長	工藤 満 君
会計管理者	谷内 恭介 君	名川病院事務長	佐藤 正彦 君
老健なんぶ事務長	麦沢 正実 君	市場長	工藤 敏彦 君
教育長	山田 義雄 君	学務課長	夏堀 常美 君
社会教育課長	工藤 重行 君	農業委員会事務局長	北山 哲 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市 良典	主 幹	留目 日出子
主 査	秋葉 真悟		

開議の宣告

○議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第46回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

7番、根市勲君の質問を許します。根市勲君。

（7番 根市勲君 登壇）

○7番（根市勲君） おはようございます。

きょうも猛暑で、皆さん方には少しの時間をいただいて、質問に入らせていただきます。

まず、9月2日に行われた青森県駅伝大会に選手、関係者ともども、前年度に続き好成績を与えてもらい、本当にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

南部町も合併して6年半が経過いたしました。だれでも自分のいる地域が日本中で、あるいは世界でも一番であってほしいと思っているのでしょうし、そのためには応分の協力といいますが、住民としての地域の協力は惜しまないと考えていると思います。南部町がよその地域に住んでいる多くの皆さんから、住んでみたい、あのような取り組みは素晴らしいと思ってもらえるような、老後を安心して暮らしていけるためには今まで以上に介護、医療、福祉の施策に取り組んでいかなければならないと思います。

今回、私は介護保険の現状と現在の国の制度の改正年度、2015年以降の見通しと南部町の対応

について質問したいと思います。

全国で介護保険の認定を受けた人は今や500万人を超え、利用者負担を含め、総費用は2012年度は9兆円に迫る予想です。制度開始から12年で2.5倍に増加するスピードは異常に早いと言われております。団塊の世代は早くてもあと5年で70歳になり、このままでは次の改正年度となる2015年に向けて制度持続のためには、給付と負担のあり方は一から見直す必要に迫られると思います。給付額がふえれば、当然保険料は上げなければなりません。既に今年度から標準的な負担額は、南部町でも月額4,900円から5,400円に値上がりしました。40歳から64歳までの勤労者の負担も労使合計で4,700円に上がり、企業経営の重荷になりつつあります。今の介護保険は利用者が1割を負担し、残り9割の半分ずつを税金と40歳以上の人々が保険料で賄っております。保険料のこれ以上の引き上げが難しいなら、低所得者に配慮しながら介護の必要性の低い利用者の負担をふやすことは避けられないだろうし、保険料の徴収年齢を40歳未満に引き下げて、保険料の確保に努めることも検討する必要がある出てくるでしょう。

政府は4月から、介護士らが利用者宅を24時間いつでも訪問するサービスを導入しました。高齢者が長期入院する病床が自宅で過ごす在宅への移行を促す政策も進めなければならないと思います。また、我が南部町では全国平均より早く、現在の65歳以上の高齢者の比率は30%以上に達しているため、各種の予防教室を開催したり、家庭での簡単な家族でできる介護の教室を開催したりして、介護保険の支出の抑制に取り組んでいることには常に感謝と敬意を表したいと思えます。さらなる抑制のための取り組みも必要になるかもわかりません。

以上のような観点から、以下大きく3点の質問をさせていただきます。

1番目として、介護保険制度の開始から現在までの被保険者数と負担金、認定を受けた利用者数と介護の必要度合いを示す要介護度7段階の階層ごとの具体的な利用者数、介護事業者と介護の現場で従事しているスタッフの数、南部町の介護事業の費用、以上の12年間の大まかな推移を説明してください。

2点目として、今後の南部町内の介護保険の見通しと課題について伺います。

町内の介護サービスの利用者の推移、介護従事者の必要者数の推移、今後の保険料負担額の見込み額について、現行の制度での課題と今後予測される制度の見直しに伴う対応上の課題について、町ではどのようにお考えでしょうか。

3点目として、現在でも65歳以上の高齢者の比率は30%を超えていると思いますが、今後この比率が35%からピーク時には40%近くまで上昇した場合に、保険料を負担している1号及び2号被保険者が家計をやりくりして負担に耐えることができるかという点と、利用者が今後大幅に増

加した場合に、介護の現場で働いてくださる従事者が必要なだけ見込めるのかという点について大変気になると思いますが、その点、町の見解はいかがでしょうか。できましたら、詳しい資料とともに説明をお願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。

旧名川町では、集落単位の共同防除組合のような集落単位の任意の組合等に対して助成していたスピードプレーヤーや草刈り機械等の購入費助成金の制度があり、町内の農業振興に大変役に立って、助かったという声をよく耳にします。しかし、この制度で購入した設備も、老朽化等により設備の更新の時期を迎えております。しかし、農家の厳しい経営状況はなかなか改善の見通しもつかず、更新の分担金の負担まで出して営農を続けるわけにはいかず、営農の継続を諦める農家も散見される厳しい現状であります。大切な町の助成金を支出するわけですから、一定の基準を設けて新たな助成制度の創設を検討していただけないものでしょうか。

よろしくご配慮をお願いして、私の質問とさせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初の被保険者数と負担金についてのご質問でございますが、介護保険制度開始の平成12年度の65歳以上の方の第1号被保険者数は5,596人となっております。保険給付費は11億7,800万円程度で、介護保険料は基準月額3,400円程度でございました。制度開始から12年目に当たる平成23年度では、第1号被保険者数は6,241人と約650人増加し、保険給付費は20億5,000万円程度となり、約9億3,000万円ほどふえている状況でございます。実に1.7倍の増加となっております。介護保険料も基準月額4,900円、これは平成23年度まででございます。24年度から26年度はまた5,400円というふうになってございます。

次に、認定を受けた利用者数と要介護度別の数値でございますが、平成12年度は723名であり、平成23年度は386人増加して1,109人となっております。その内訳を要介護度別で参考的にお話しさせていただきますが、要支援1の方が39名、要支援2の方が102名、要介護1の方が186名、要介護2の方が251名、要介護3の方が182名、要介護4の方が153名、要介護5の方が196名となっております。要介護2の方が最も多く、次いで要介護5の方が多い現状となっております。

次に、町内における介護事業者とその現場に従事している方の数でございますが、制度開始年

度の施設の数に6カ所、従事者は147名でございました。平成23年度では25カ所ふえまして、事業者の数は31カ所、従事者は535名となっており、制度開始年度から約400名の従事スタッフがふえてございます。

次に、介護保険事業における総費用でございますが、介護保険特別会計の歳出額で制度開始の平成12年度から23年度までの推移を見ますと、12年度は約12億5,000万円でございますが、23年度は約22億2,000万円と、約10億円ふえてございます。

次に、町内の介護サービス利用者の推移についてでございますが、現在は第1号被保険者数の約17.8%の方、1,122名が認定を受け、そのほとんどの方、約99%がサービスを利用されており、今後、後期高齢者数の増加に伴い、サービス利用者数も年々伸びていくものと推測されます。

次に、介護従事者の必要数の推移についてでございますが、介護サービス利用者の増加に伴って、サービス事業所数、介護従事者数とも当然必要になり、伸びていくものと推測されます。

次に、町民の保険料負担額の見込み額についてでございますが、65歳以上の高齢者数の伸び、給付と負担のバランスを考慮しながら、次期以降の計画で保険料を決めていくこととなります。現在の第5期計画では、第1号被保険者の方の負担割合は21%でございましたが、3年ごとの計画ごとに1%ずつ伸びてきている現状を踏まえ、次期計画ではさらに上昇し、22%ぐらいの負担率になると予想され、負担割合の伸びに加えて給付費の増加分が保険料に反映されていくこととなります。

次に、現行の制度での課題と今後予測される制度の見直しに伴う対応上の課題についてでございますが、現在直面している大きな課題の一つに地域全体で介護を支える体制がなお不十分であるということがあります。介護保険制度の導入により、介護の負担は確実に軽減されてきておりますが、特に医療ニーズの高い重度の要介護者を地域で介護しようとする場合、専門的なケアや夜間を含めた頻回のケアが必要となることから、単身、高齢者のみ世帯では自宅での生活を諦めざるを得ない、あるいは介護する家族の負担が重くなっている状況が見られます。現在、在宅生活を望む多くの要介護高齢者及びその家族が施設への入所を選択せざるを得ないというケースの背景にはこのような事情があると考えてございます。

川守田稔君 退席

そのため、根市議員のご質問の趣旨にもありましたとおり、国では単身、重度の要援護者等にも対応し得るサービスを整備し、4月から24時間対応の定期巡回・随時対応サービスが創設され

ましたが、今のところ町内では希望する事業所がないという状況でございます。

もう一つの大きな課題は、高齢者が急速に進展する中であっても、サービスの質の確保、向上を図りながら、給付と負担のバランスを確保していくことでもあります。

サービス料の拡大に応じて保険料を引き上げないとすれば、その分は公費負担をふやすなどしないと給付の拡大は困難となり、公費負担割合がふえれば現行制度の当初の姿から大きくこれは乖離していくことになります。

また、保険料が高くなったとしても、低所得者の負担を抑えつつ、高所得者の負担を引き上げることにより対応すべきというご意見もあります。しかしながら、高齢者の所得は年金が中心であり、医療保険料についても同様に上昇が見込まれることから、保険料の水準が過重なものにならないように配慮する観点も必要でございます。

このような状況を踏まえますと、現在の保険給付の内容について必要性、優先性や自立支援の観点から見直しを行い、限られた財源の中で効率的かつ重点的にサービスを提供する仕組みとしていくことが必要であると考えております。

川守田稔君 着席

次に、今後予測される制度の見直しに伴う対応上の課題についてでございますが、社会保障・税一体改革における介護分野での制度見直しに関する議論、これは1点目は医療・介護のサービス供給体制の効率化、重点化と機能強化、第2として増加する負担を分担するための負担能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化などでございますが、特にこの動向を注視していきたいと考えてございます。

次に、高齢者の比率が40%前後とさらに上昇した場合に、被保険者の方が家計をやりくりして負担に耐えることができるかという点でございますが、国では社会保障・税一体改革のもとで議論されていることはご承知のことと思います。その中で、第1号被保険者保険料の低所得者保険料軽減強化等が掲げられてございます。詳細についてはまだ示されてございませんが、その中で対応していくことになろうかと思っております。

次に、介護の現場で働いてくださる従事者が必要な分だけ見込めるかという点でございますが、国の社会保障制度としてこれまでも何回となくさまざまな制度改革が行われており、80年代の老人保健法の制定、90年代のゴールドプランの制定、そして2000年の介護保険法の制定と、人口の急速な高齢化が進む中で、その時代時代の要請に応えながら発展してきたものと思っております。

介護職員につきましても、社会保障・税一体改革素案の中で、平成23年度140万人に対して平成37年度には232万人から244万人の確保が必要と言われております。実に100万人をさらに確保する70%増加率を見込んでおります。

大まかな数値ではございますが、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、南部町の人口推計を見ますと、高齢者人口は平成23年の6,221人に対して平成37年には6,940人という結果が出ており、この比率から従事者数を単純に推計してみますと、平成23年度の535名から103人ふえて、平成37年度には638名の従事者が必要になるという推計ができます。14年間で103人でございますので、年間にして7人強ということになり、高齢化がこれから本格化していく都市部と比べても、そのときの状況、事業所のご協力によりますが、決して不可能な数字ではないと考えてございます。

少子高齢化、これからも高齢化率はもう国内、日本全国においてまず進む中において、当町も当然進んでいくと、そういう時代に対応していかなければならないと思っております。町内の福祉施設等の状況でございますが、郡内におきますと、当町の占める割合は三十数%が郡内の中でも、郡ということは6町村ありますので、その中で三十何%ということは非常に郡内の中では断トツに多い状況でございます。当然、我々の町内においても事業所をふやしていかなければならないと思いますが、当町に限らず、やはり郡内において平均してふやしていくような体制もとっていかねば、老人施設、住所を持ってこられる方々につきましては特にその町のまた負担が出てくる、生じるわけでございますので、当町にはいっぱいあっていい、これはただ当町だけじゃない、他町村からも入所するわけございまして、ただ町の持ち分は当町が多く負担しなければならないと、こういうことも生じるわけでございますので、当然、町内の施設の増所はまた当然しっかりと対策を整えていかなければならないと思っております。それと同時にまた、郡内で平均して施設を提供していくということも大変大事なことだと思っておりますので、その点も議員の皆さんからご理解をいただきながら、高齢者の方々が、また家族の方々が安心してまず暮らせる体制をしっかりと築いていくということが大事だと思っております。

次に、営農組織等に対する施設、農業機械の設備助成についてのご質問にお答えを申し上げます。

県では共防組織の高齢化に伴う労働力不足などに対応するため、属地的組織及び多面的機能組織へ加速的に誘導を図る共同防除組織再編強化支援事業を実施しておりました。内容といたしましては、推進事業への補助と機械購入整備事業への補助を全県的に実施され、根市議員のご質問にもあるスピードスプレーヤーや草刈り機械等の購入助成事業もこの事業を活用し、合併前に導

入した経緯がございます。

この補助事業は平成7年度から17年度まで実施され、共防組織再編等が進むとともに、県全体では610台、合併前の3町合わせて17台のスピードスプレーヤーの導入が図られました。また、当補助事業では平成12年度から14年度まで共防の組織再編と作業の共同化により作業効率の向上を目指した乗用草刈り機の購入助成も対象となり、県全体では293台が導入されておりました。合併前におきましては合わせて13台の乗用草刈り機が導入されましたが、平成14年度をもって乗用草刈り機の購入助成は対象外となっております。県では、全県的に事業が行き渡り、一定の事業効果が得られたとして、県単独事業を平成17年度で終了し、翌年度からは国の補助事業を活用する旨の指導を県より受けております。

なお、議員ご指摘の更新時期を迎えてについてはありますが、当補助事業を実施するに当たり、導入する共防組織においてはスピードスプレーヤー管理運営規程等を設けることになってございまして、その中に減価償却資産に係る耐用年数、償却率、償却費の積み立てをして、不足額が生じた場合は更新時に徴収する旨の規定が定められていることとなっております。

国のスピードスプレーヤー購入補助事業であります。その事業の条件を満たすことが大変困難なことから、要件の緩和を国に働きかける必要があります。国のスピードスプレーヤー購入事業が活用しやすくするため、平成24年2月に県へ要望書を提出したところでございます。

今後も県、関係機関と連携を図りながら働きかけてまいりたいと考えてございますが、この件に関しては私もそれぞれ町内農業関係者の方々の会合等に行ったときに、やはり更新時期に来ているという話をよくお聞きしておりました。そこで、知事を含む県の部長級の出席の市町村長会議において要望、提言をさせていただきました。いわゆるスピードスプレーヤー、確かに国の事業はあるけれども、大変クリアするのに厳しいと。ですから、実際、防除組合の方々もほとんどが活用していないという状況であるということをお知らせし、青森県、まさにリンゴの産地、全国1位と、そういう県であるわけですから、何とかまたスピードスプレーヤーの支援事業を復活させていただきたいということをお知らせしました。

ただ、私としては非常に残念だったのが、他の市町村からも全く後押しの意見が出なかったというのが非常に残念だったわけでございます。そういうことも反省して、しっかりまた町村会なり、またさまざまな団体にこれは事前をお願いしなければならないということで、八戸農業協同組合組合長さんには直接お願いをしました。町が一部だけ動いても県は動いてくれないよと、農協もしっかりとそういう要望を出してほしいと。組合長は、少し気がつきませんでしたと、考えていきますというお話をいただきました。それと同時に、町の防除組合連合会でございますが、

総会にご案内いただきまして、県全体の防除組合連合会からもやはりそういう要望をしっかり出していかないと、一人で騒いでもこれは本当に動かないなということを感じましたので、どうぞさまざまな団体の方々にも議員の皆さんからも県また国のほうにも要望を出していただくようお願いをして、国のほうにもお願いをしました。余りにも厳しい内容、もう少し活用しやすいようにしてほしいということもお願いしましたが、なかなかこれもいい返事が返ってこない、また県からもなかなかいい返事が返ってきませんでした。

そこで、県、現在の町村会長、私も以前させていただきましたので、直接、県町村会として重点要項の中に項目として取り上げてほしいということをお願いしまして、会長もご理解をいただいて、来年度の重点要望書の中に組み入れていただいております。あとは関係団体で力を合わせて、強くまた県、国をお願いをしていくと。そうすることによって町も国も県も負担をして、そこで町も助成をしていくという形がまたできれば、農業者の方々も負担が減っていくと思いますので、そういう点もお願いをしながら、また強く要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。根市勲君。

○7番（根市勲君） 丁寧な答弁、本当にありがとうございます。

介護をなされている町民の皆さんの声もすばらしいという声もほとんど聞こえております。しかし、今の日本の現状を考えてみますと、収入より支出のほうが先に立って、払えるものが払えない現状が本当にその声のほうが強く聞こえている状況であります。そのために、よいものは生かしていかなければならないけれども、人を助けるために町の施策をお願いしたいという案でございました。ありがとうございました。

営農の助成金の件も同じになりますけれども、機械等の助成をお願いというように聞こえていると思いますけれども、教育長がおっしゃったように、人づくりが私は先だと思います。人を助けるために町に年貢米がたくさん落ちる、そういうこれは昔から同じ制度、変わっていないと思います。人を助けて、皆さんが農家を歩いてみても、ご年輩の方々がたくさん今働いております。そのために助成してもらい、機械に乗ってもらって収入を上げてもらう、そういう考えを持ってもらわないと、この地域が本当に反畑になったり、人がいなくなるのは目に見えているような気がします。どうかその辺を考えて、よい施策をお願いいたします。

以上をもって終わります。

○議長（坂本正紀君） 以上で根市勲君の質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

（午前10時37分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

16番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（16番 工藤久夫君 登壇）

○16番（工藤久夫君） 私は、今回の定例会で南部町の商工業界の現状と将来の展望についての質問をさせていただきます。

質問の本題に入る前に、最近の日本の政治と日本の周辺のロシア、韓国、中国との領海や領有権をめぐる報道と日本政府の対応についての私なりの意見を述べてみたいと思います。

私は、今までの40年間に初めて40年前に台湾へ旅行してから今までに約70回ぐらいの海外旅行をして、20カ国ぐらい訪問してきました。そのうちの50回以上は商売で行きましたから、いわゆる旅行会社のパック旅行ではなくて、自分と商社や仲介業者とともに相手方との直接の交渉をしたり、値段と品質の駆け引きで急いで決めるとか断るとかの決断をしなければなりませんから、最初のころは日本の商売の習慣や外国の商売の習慣の違いに戸惑ったりしたことを今さらながらのように思い出しております。相手の国の文化が違うということはどこの国へ行っても感じるんですが、ただ、どの国へ行っても国旗とか国歌を歌うときの国民の姿勢というのは、どこも起立の姿勢ですばらしいものがあったと思っております。

しかし、今回の竹島や尖閣をめぐる韓国とか中国の国民は、日の丸の国旗に火をつけて燃やしました。恐らく日本人であればどんなことがあっても相手の国の国旗に火をつけて燃やすことはしないだろうし、法治国家であれば愛国無罪というような理由で無法な行為は許されないと思いますが、現在の日本の外交の難しさを感じながら、今の国会議員や今までの戦後の政治家は今まで何をしてきたのか、残念に思えてなりません。

これだけ情報化が進んだ現代社会ですから、私たち日本人も中国、韓国、ロシアの国の人たち

も歴史と時代時代の社会情勢を深く勉強して、相手の国のことをもう少し理解する努力をしないとイケないし、政治家には最もその努力が必要なことだと思っております。

一つの例を挙げますと、ことしの3月ですか、人口わずか2万のグアム島の脇にあるパラオという国があります。その国に中国の漁船が不法に領海を侵犯して操業するという事件がありました。パラオの海軍は一人を射殺して、乗組員全員、2週間から3週間拘留しました。中国は無条件の即時釈放というのを求めたわけですが、結果は船は全部没収して、一人1,000ドルの罰金を払わされて、中国に一切屈することはなかった。そうしますと、日本の今までの政治家のやり方は、人口2万のパラオの国の大統領にも劣る対応しか知らない。その辺を考えると、非常に残念ですし、マスコミもそういうことを一切報道しないというのは、何かじくじたる思いを感じております。

それでは、本題の質問に入りたいと思います。

私は62歳になりますが、昭和30年代から40年代、50年代の剣吉や名久井や大向、三戸駅周辺の商店街というのは物すごく活気があってにぎやかだったと記憶しております。しかし、いずれの商店街も年を追うごとに活気が失われて、現在に至っているように思われます。何とか以前の元気のある商店街の再生、あるいは新たな商業施設をつくるとか、地域の新たな創造をしなくては町内の商業者と従事者の雇用は失われる一方だと思えます。

平成18年に合併してから650名以上の会員数を数えていた商工会の会員数も、現在は500を割ったと聞いております。工業、建設業、サービス業、いずれも現状を嘆くだけではなく、何らかの展望が期待できる打開策が必要だと思えますが、そのような視点から大きな1点目として、町内の商工業の課題として町民の家計支出と申しますか、消費支出の近年の動向と支出全体の中での町内の購買金額、比率と経年の数字はどのような推移になっているのか、資料を示してください。町内の事業者数と従事者数、総売上高と売上総利益の推移を、可能な限り示してください。

次に、町内での消費の支出を極力町内で取り込むと申しますか、受けとめるためにはどうしてもショッピングモール的な複合商業施設の創設が必要だと思えます。その場合には、消費者側のニーズは家族連れで行けて、駐車場も広くて、バスの便利もよくて、1カ所で必要な商品の買い物が可能で、子供たちも遊べるような施設があることが望ましいと思えます。このような施設が地元の事業者で共同店舗的につくることができれば一番いいと思えますが、町内業者の共同店舗の場合と大手商業資本の立地の場合の具体的な課題と町のとるべき対応策は常に考えておくべきと思えますが、町ではどのように考えておられますか。

次に、町内の建設業者及び建設関連業者の業者数と総売上高、売上総利益、従業員数の推移を

具体的に示してください。同様に、工業及び運輸、サービス業等についても示していただければと思います。

次に、工場や複合的な商業施設にしても、立地する場合の各種の制約や規制の解除等に相当の時間が必要になると思われます。事前に町の対応策として地域を指定して、規制の撤廃や手続の簡素化なども検討する必要があると思いますが、この点について町ではどのようにお考えでしょうか。

次に、町内の国道、県道、広域農道沿いには工場や大型商業施設の立地に向いている山林、原野、遊休農地等がかなり見受けられます。昨年の洪水被害の対策として、ことしから向こう4年間で河川改修のために相当量の掘削した土砂が出てくると思われますが、今後、耕作放棄地やそのような適地を農地に還元する意思を地権者から確認してない場合は埋め立てて活用するような施策を検討してはいかがでしょうか。雇用の創出と役場の税収向上策としてかなりの効果が期待できると思いますが、この点、どのように考えておられるでしょうか。

次に、役場の機能といたしますか、事業の中で商工会や民間事業者に委託することでも対応可能な事業は極力民間に委譲すべきだという観点から、職員の定数削減と民間活力の生かし方として考えられる施策、事業はどのようなものが考えられるかについて、具体的にお答えください。

以上、答えにくい質問もあるとは思いますが、夢のある町をつくるためだという大きな観点からの答弁をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、工藤議員から資料の提出を依頼されておりましたが、関係機関に問い合わせをしまして資料の準備をいたしました。どうしても資料がない部分もございますので、その点につきましてはご了承いただきたいと思います。

工藤議員からご意見をいただいたとおり、町内の商工業界の現状を嘆くだけではなくて、将来に向けた打開策等の検討が最も重要であると考えてございます。その中で、1点目の購買金額、比率等のご質問でございますが、各機関に問い合わせをいたしました。残念ながら資料がないということでございます。したがって提示することはできませんが、想像する上では町内での購買金額は年代別で差異があり、自動車などで運転できない高齢者の方は町内での買い物が多

く、町外へ出かけての買い物は少ないと思われまして、逆に若い年代では買い物の多くが町外だというふうに思われます。仕事帰りのスーパーで食材の買い物等のほか、休日の家族連れでの買い物等も恐らく町外ショッピングセンターなどを利用していると思われます。家計支出に関しましては、残念ながら商工会、金融機関でも確認しましたが、把握できていないということでございます。

2点目の事業者数等の件でございますが、資料をお手元に配付させていただきました。商工会の資料によりますと、平成18年、合併当初の町内商工業者数は691事業所、従業員数996名、3年後の21年度、651事業所、従業員数663名、本年度24年度でございますが、637事業所、550名というふうに年々減少してきております。総売上高は、統計資料では総生産高でございますけれども、平成18年度30億300万円、平成21年度28億5,400万円と減少してきてございます。売上総利益の推移につきましては、こちら把握している機関がございませんので、ご了承いただきたいと思えます。

3点目の複合商業施設等のご質問でございますが、議員おっしゃるとおり、地元事業者による共同店舗的なショッピングモールが理想と考えております。地元商店が一堂に会して同じ場所で商売するシステムづくりが、地元商店が生き残り、地域活性化につながると理解してございます。

大手商業資本の立地になりますと、郊外型になると予想されますし、地域居住人口から見て相当難しいものと考えます。集客人口からは出店して利益向上が期待できるか、慎重な調査が行われ、大型店の立地が多い八戸市に逆に当町は近いという地域性から、逆に厳しいものと考えられます。

仮に大型店が進出されますと、もっともっと地元商店街が苦しい状況に追い込まれることとなりますので、まず町としては共同商業施設を目標に商店会の自主的な組合組織等にアドバイスしてまいりたいと思えます。剣吉地区においては駅前商店会活性化協議会がございまして、駅前から剣吉地区の商店会の活性化に向けた話し合いをしておりますので、このような活動が各地区においても行われてほしいと願っているところでございます。

以前にも合併前、旧名川時代にもこのような動きがございまして、商店会さんのほうでできないかということがございました。そのときは個人の経営者の方々が個々にお店を新築された方々も何人かおられまして、またそのほかに共同でやるという部分には参加するのが非常に難しいということがありまして、実現しなかったことがありましたが、合併して2万人の町にもなりました。決して町はそういう動きのときアドバイスだけではなくて、商工会さん初め、そういう関係者の方々がそういう思いでやっていきたいかという部分も確認しながら、機運がまず高まってい

けば町のほうもまたさまざまな支援策というのも考えてまいりたいと思いますし、どっちが音頭を取っていくかという部分もあるかと思いますが、やはり実際、事業を行う方々が本当にそういうことが必要なんだと、そういう中で生き延びていきたいということをぜひ機運を高めていただいて、その中で町としてもどこの部分を行政的にも支援していこうという具体的な話にもなっていけるとと思いますので、大型店の場合は非常に地元からすると難しい部分もありますし、大型店というのはさまざまな調査を長い期間かけて、どこの地域から車が来ているかという、ナンバー全てチェックをして行います。以前にも合併前も4号線、104号線含めて調査しました。そういう話が出てくるのかなと思っておりましたら、旧名川地区のエリアではなくてよそだったということで、そのときもいろいろお聞きしましたら、先ほど申し上げました、どうしても八戸に逆に近いという部分で逆に大型店難しい部分もあるような話もしていましたが、決してそれだけではないと思いますが、我々とすれば仮に大型店の話があったとしても、地元の事業所さん、商店街、商店の方々がそこに入れるような形といたしますが、そういう形でやっていけるのであればこれは相談に乗っていてもいいのかなと思います。全くもうそういう部分がなくて大手さんだけでやっていくということであれば、我々地元商店街ますます厳しくなりますので、そういう中においては地元の共同店舗という部分においては非常にやりがいが出てくるのではないかなというふうに考えてございます。

4点目の建設業者数、総売上高等の件でございますが、商工会さんの資料によりますと、町内の建設業者数は平成18年56社、21年52社、24年47社、関連業者数でございますけれども、18年は114社、21年は98社、24年は91社と、これもまた減少しております。また、従業員数でございますが、24年度の労働保険加入者しかわかりませんが、建設業では41社で113人、関連業者では91社で16人ということで、ここに関しては労働保険に加入しないで事業を行っている業者が大多数であると認識しております。いずれの業種も昨今の公共事業縮小などにより、業者数も従業員数も減少傾向にございます。

総売上高でございますが、統計上の資料から18年度は31億700万円、21年度は32億5,300万円となっております。売上総利益については、商業者と同様、把握している機関がございませんでした。しかし、現状はかなり厳しい状況になってきているものと思います。

地元建設業者は、災害応急手当てや当地域の降雪等の非常時には大いに活躍をいただいております。地域にはなくてはならない業種と認識してございます。減少することは、これらの対応も厳しくなるものと思われま。

5点目の工業、運輸、サービス業等についてでございますが、まず工業で町内にある企業は平

成18年度42事業所、21年度は32事業所、製造品出荷額は平成18年度129億6,425万円、21年度は44億5,080万円と大きく下がっているわけですが、これはご承知のとおり富士通メディアデバイスさんが撤退したということで、この年度が下がってございます。その後、多摩川精機さん関連が来ておりますので、またこの21年度以降の部分については数字が上がっていると思いますが、この差は富士通メディアデバイスさんの影響がかなり大きかったという資料でございます。

次に、運輸業でございますが、平成18年11社、21年は8社、24年は10社、総売上高は18年度10億4,800万円、21年度は9億9,400万円となっております。サービス業でございますが、18年418社、21年358社、24年332社、総売上高は18年61億5,400万円、21年度は58億9,700万円と、資料にもありますとおり、各業種とも平成18年度以降、年々減少傾向にございます。

長引く国内の経済不況、近年の円高、ドル・ユーロ安、また昨年3.11東日本大震災時の福島原発事故や風評被害により旅行者数の減少によって旅行業者、ホテル・旅館などのサービス業、さらには油類の高騰、高速道路無料化廃止などで工業及びバス会社や貨物運送業者なども厳しい状況だと思っております。

物づくりに関しましては、国内競争から現在は韓国など海外製品との競合が激化しており、為替変動によってもますます厳しい状況となってきております。これからの製造業は試験研究機関は日本国内に残し、物づくりは人件費の安い東南アジアに向かっているように聞いてございます。企業の生き残り策として検討されているものと解してございます。

次に、6点目の規制の撤廃、手続等の簡素化等についてでございますが、議員ご案内のとおり、林地の場合は開発面積により、大規模開発行為に該当する場合、規制解除には相当な月日が必要となります。さらには、農地の場合は農業振興地域の指定されている農地はその解除及びその後の転用許可等で簡単に解除できず、非常に厳しい状況でございます。

その他としましては、都市計画法に基づいた都市計画区域指定なども考えられますが、これにつきましてもさまざまな区域指定がありまして、難しい問題だと考えます。現在、町の総合振興計画後期の検討が進められておりますので、土地利用計画地域が絞り込まれましたら、解除の検討もしてまいりたいと思っております。

7点目の耕作放棄地等の活用についてでございますが、耕作放棄地や遊休農地の解消につながる土地の有効利用として期待できるものと思っております。ただ、今回の河川工事から発生する土量でございますが、4年分すべて処分先が決まったようでございますので、今後の工事状況によって検討することになると思っております。

また、企業誘致になりますと、製造業につきましても非常に厳しい状況であります。製造業以

外の業種でも雇用が生まれるような会社立地に向けて、所有している工業用地や企業が求める土地条件など考慮し、情報収集や会社訪問などは続けていかなければならないと思っています。また、いろんな部分での分野での土地有効活用等の話があれば、私どももまた前向きに検討させていただきながら、どこの部分をクリアしていけばいいのかという部分を解決して進めていきたいと考えております。

次に、8点目の民間事業者への委託等でございますが、役場業務の民間活力の活用につきましてはこれまで南部町集中改革プラン、平成17年度から21年度でございます、及び南部町行政改革大綱実施計画、これは19年度から24年度に基づきまして取り組んでいるところでございます。計画の中では、民間活力を活用する施策の一つとして、公の施設についての指定管理者制度の導入を挙げており、現在、各地区の集会施設等を初め40の施設が指定管理者制度の導入を行っているところでございます。

今後、さらに民間委託が考えられる役場業務としましては、町道を含む各種施設の維持管理業務、また公用車等の運転業務等々が挙げられます。これらの業務の一部はもう既に民間委託しておりますが、主に臨時職員を採用して直営で行っている部分もございます。また、特別会計で管理しているチェリウス、そしてさらにはチェリリン村、長谷ぼたん園なども臨時職員で直接管理しているわけですが、そういう部分についても民間委託のほうがいいのか、経費的には民間委託によって逆に委託料が現在よりも高くなるのであれば民間委託に移行するメリットもなくなってきますので、そういう部分をしっかりと考えながら、民間のほうに移行して、これは金額だけではもちろんないとは思いますが、その部分もしっかりと考えながら移行できる部分はしていかなければならない。

そして今、職員含め関係者の方々とも検討しているのは、将来の保育園等々含めての話の検討はしてございます。まだ最終的な結論にはなってございませんが、考え方とすれば国の認定こども園、ここを有効に活用して段階的にやっていこうかというような話もしてきましたが、国のほうの認定こども園の内容がまだ具体的に示されていないものですから、少しその内容をしっかりと見きわめながら考えていかなければならないと。これはことしやる、来年すぐやるということではなく、そういう部分においても民間委託の対象としては考えていかざるを得ないだろうというふうに思っております。

先ほども申し上げました各種業務の民間委託につきましては、財政上の有利性だけではなく、その業務が民間へ委託可能か、民間委託した場合に行政で管理している以上の効果が期待できるのか、今後とも検討を重ね、引き続き推進してまいりたいと考えてございます。

また、観光協会につきましても、協会内の検討委員会から民間で事業展開すべきであるという意見があるようでございますので、今後の会議でさらに協議を進めていただき、可能であれば独立して事業展開していただけたらと思うところでございます。

やはり行政も職員を削減しながら、今、計画どおりに来てございます。そのためには行政の事業等々のスリム化も図っていかないとこれはなかなか難しい部分もございますので、しっかりと今申し上げたような形で取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） いろいろ丁寧な答弁をありがとうございました。

けさ、いろいろ資料をいただきましたけれども、それを見て感じることは、たしかここの町の農業出荷額というのは年間約100億だというふうに理解しているんですけども、工業出荷額が、これ統計の出し方にもあって実際の出荷額とちょっとずれている部分もあると思うんですけども、きょうもらった資料からいきますと、215億売り上げがあって1,300人ぐらいの雇用があったのが、わずか10年かそこらで四十数億に数字が落ちて、働く人も3分の1ぐらいに下がっていると。これはやっぱり、ただ見ているだけではだめだろうし、嘆いてばかりいても先に活路が開けてこないというのが実際だと思うんです。やっぱり私らももうちょっと早くこういうことに気がついて、打てる対策がなかったのかなというふうに感じるわけです。

今、私感じているのは、多分今のいろんな竹島だとか尖閣の問題で、私らが考えている以上に韓国とか中国へ工場を移転した、そういう企業の方々やはり外国へ工場をつくるというのは非常にリスクが大きいんだなというのを感じていると思うんです。ここまでひどくなるとは予測していなかったんじゃないかなと。私はまだまだひどくなると思うんですよ。なぜかという、日本は国内総生産に占める輸出の比率というのが十四、五%なんですけれども、中国も韓国も45%ぐらいが輸出に依存しています。それがヨーロッパがああいう経済状況になったものですから、経済成長率というのは急激に鈍ってきて、恐らく国内の企業、それから世論、その辺を押さえつけるのに、日本の比じゃないぐらい実は厳しい状況にこの先なると思うんです。

そうすると、視点を変えれば、この我が南部町はいろんな工場をつくらうとすれば、土地はまず安くていっぱいあるはずだと。働きたいという人も、労働者数も結構あるだろうと。そういう視点で考えれば、今から手を打っておかないと、やはり100人でも200人でも雇用する、企業が工

場をつくりたいと来たときに、半年1年で操業できるんだったら立地しましょうと。2年かかるか3年かかるかわからないですよと言われたら、恐らくよそへ行ってしまふんじゃないかなと。そういう話が来たときに、事前に対応を考えておいて、じゃあこうすれば半年1年で工場はできるんだというふうな準備だけはしておかないとまずいんじゃないかなと、そう思うんですね。その辺をどうお考えなのか。

それから、さっき町長も言いましたように、本当は町内で商業施設を、町内の商工業者の方だけで共同店舗でそれなりの魅力がある施設をつくれればいいんですけれども、現実問題として後継者の問題とか資金力の問題とかで実際は大手の商業資本とタイアップしながらここへ立地するという考えでいかないと、ますますこの町の中の商業施設というか商店は衰退していくんじゃないかなというおそれを持っています。

ですから、今まで合併して3町村に、ある程度バランスのとれた予算を配分して何とか町内を丸くおさめようというふうにこの6年半ぐらいやってきたと思うんですけれども、これからはそろそろ選択と集中というんですか、私はこの南部町の地図をいつも見るんですけれども、やっぱり南部町全体で見ればチェリーセンターのあたりから今の病院ができる名川病院とか名川中学校、あの周辺が地理的には南部町のほぼ中心になると。その周辺にやっぱり大型商業施設を、この町の商工会員の人だけでは無理だったら、コラボレーションじゃないんですけれども、大手ともタイアップしてもつとらないと、今恐らく消費する金額の8割ぐらい町の外へ行っているんじゃないかなと私は思うんです。これを半分でも3分の1でも町内に取り戻すことを考えないと、ますます商売やっている人は衰退していくだろうと。そうすれば私は、ここの町の人口が2万人あるんですけれども、そこそこの施設ができれば、町外からある程度客を引っ張るということを考えれば、商業人口的には三戸、田子からも期待できる。新郷の一部からも引っ張れる。南郷とか軽米からも引っ張れるというのを考えると、商業人口とすれば3万人ぐらいまでは可能性はあるんじゃないかなと。そうすると、そういう大手資本とタイアップしてもつくるべきかどうか、その辺を真剣に検討して、次の総合振興計画にそれを盛り込むぐらいの考えを持ったほうがいいんじゃないかなと。そうしないと、ここはますますシャッターがおりてゴーストタウンになっていくし、まずいんじゃないかなと、それを危惧するんです。そこを何とか検討する委員会的なものでもつくったらなと思います。

伺いたいのは、町のこの総合振興計画で掲げてきた商業の目標というか数字と、今この6年7年たって結果は予測よりも大分落ちているんじゃないかなというのを一番不安に思うんですけれども、その辺数字を把握していなかったら実感として感じる部分はどうかというのをちょ

っとお答え願いたいと思います。

それから、共同店舗をつくるとして、今この不況なわけですから、雇用と町内の商業者が後継者対策もあってやるんだということであれば、共同店舗でやった場合に今の国の助成とかそういう制度というのはどのようなものが見込めるのか、その辺わかる範囲でお答え願いたいと思います。

それから、建設業の絡みでいきますと、たまたま今、町立病院をそろそろ工事発注の段階に来ていると思うんですけれども、この町立病院の工事をやるといった場合に、町内の建設業者が何ぼでも仕事にかかわるために、入札の条件として何か町では対応を考えておられるのかどうか、全くそういうのは対応を考えていないのか、その辺をちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） それでは、私のほうから何点が答弁しまして、また関係課長等からも答弁をしていきたいと思います。

まず、さまざまな企業等々、また当町に来たいとなったときの準備でございますけれども、ここは提出的な資料等、または決裁権、そういう部分、町の中で決裁できる部分についてはある程度その事業内容等を加味しながらできると思いますが、どうしても段階的に県、国、そちらの権限の中でということになると、これは我々自治体でございますので、その手順はどうしても踏まなければならないだろうと思ってございます。そういう部分でも、いろいろなお話が早目にキャッチできれば、国なり県のほうにも早目に事前のことは対応してもらえるようにはお願いしているのではないかと、そこでもって短縮できるのではないかなと思っております。ただ、今の法律でいくと、我々は法律には沿って進めなければならないということになると思います。

それから、町の中心的部分の構築でございますが、合併して7年ということで、やはりそういう部分、いつまでも旧エリアだけのまちづくりということも新しい新南部町としての部分というのもこれは当然考えていかなければなりませんし、かといって旧町村エリアがまたそこで廃れていくというふうな状況にもなってはいけなないと。本当にどっちをとっても難しい部分があるわけですが、先ほど工藤議員さんからやはり買い物をする場合に消費者の方々が求めているのは家族と一緒に、そして同じ場所で買い物ができる、また交通利便、高齢者を考えればバス停がそばにある、それから小さい子供さんの家族は特に遊び場もあればいいと、この四つを、また四つ以外にもあるんでしょうけれども、考えていくと、望んでいるのはやはり大型ショッピングセン

ター的なものということではまさしくわかるわけでございまして、そういう中でそういう大型ショッピングセンター等々、先ほど私も言いました地元での共同店舗という形でできればこれも私はいいなと思っておりますし、仮に大型店舗の場合にはやはり地元商店の方々もその中に入れるエリア、このエリア、1階食品だとここはもう南部町の皆さんの部分のお店ですよと、そういうふうな形にしていけばまた地元密着的だということも愛着も出てくるのかなと思います。

そういう部分もまずそういう話で取り組んでくださる大手さんがあるのかどうか、機会あるごとにそういう話もしながら、これは仮に進めていく上においては条件、そういう部分がどういふに具体的に出てくるのかと。それに対してどうクリアしていくのか。また、地元の商店の方々もいますので、そういう皆さんの意向も当然くみ入れながら、聞きながらということになると思いますので、まずはそういう大手さんなりでも可能性があるのか、そしてまた議員の皆様にも商工業の皆さんもおられますので、地元の共同店舗という中で実際地元の方々はそのような可能性を持っているのか、あるのかどうか、そういう部分も情報交換をまずしていきながら進めてまいりたいと思っております。

それから、振興計画と現状との差異等でございますが、今ちょっと資料がないもので数値的にはっきり申し上げられない部分がありますが、ソフト的な部分についてはその振興計画、約九十四、五%ぐらい着手または完了ということになっております。ただ逆に、以前も議会のときに申し上げたときがあるんですが、逆に大きな課題というのがまだ残されているという部分がございますので、計画どおり、また計画以上に進んでいる部分もございますが、進んでいない部分も一部あると。商工業に関する数値という部分については、当初も余り過剰な期待、計画もできないというときでもありましたので、大きな差異はないと思いますが、ただ私の憶測としてはそのときよりもまた富士通メディアデバイスさんも撤退しましたので、そういう部分の影響というのはやはり出ているかなと。ただ、多摩川精機さんの関連が来ましたので、当時富士通さんが入ったときの8割までは戻したという形を担当のほうからも以前聞いた記憶がございますので、いずれにしても厳しいという部分については議員と同じ認識でございます。

また、医療センター等々の部分につきましては、今担当課のほうで詰めている状況でございまして、若干おくられている部分がありまして、実施設計、やはり震災後の部分、若干材料等々の影響も出ているようでございまして、再度実施設計の見直しをして、もうすぐ上がると思いますが、それが上がってきますと今度、指名審査委員会のほう等々で考えていくわけですが、私からは具体的な部分を申し上げる立場でもありませんので、総体的に申し上げているのはやはり医療施設でございますので、建設的な部分においては大手の関係の技術というものも取り入れていかなければ

ればならないと思う。ただし、しっかりと地元の業者さんも入って仕事ができる、また仮に落札しない業者が当然数からすると多いわけですし、そういう場合においては下請等々においてもまずは地元を優先して仕事してほしいという部分においては、今後の指名なり、どういう形になるかまだ出てきておりませんが、そういう部分でしっかりと提示もできるのではないかなと思ってございますので、あくまでもしっかりと公平公正な中においてクリーンな形で取り組みをして地元のほうにも仕事ができると、そういう部分は副町長初め担当課のほうにも総体的にはお話をしているところでございます。

○議長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 先ほど私の再質問の仕方が悪かったからちょっと誤解を招いたかなと思って反省しているのがありますので、それは総合振興計画における、私が言っている全体の計画と結果のギャップではなくて、その総合振興計画の中で工業出荷額だとか商業の販売額だとか従業員数だとか、その辺の目標があるとすれば、それはその目標と結果は大分下回ってるんじゃないかなという意味で発言させてもらったんですけれども、ちょっと誤解しないで、私も訂正したいと思います。

いずれにしても、一番私が恐れるのは、三八地域で見ればここは地理的に真ん中なわけですね。ですから、決して何をやるにしても悪い立地条件の場所だとは思わないんですけれども、特に私ら旧福地に住んでいけば、まとまった買い物とか何とか家族でどこか食べに行くかとかという、恐らくうちの周辺は8割以上、八戸市内の大きい大規模な店舗に行ってしまうと思うんです。名川、南部って若干その辺が違うと思うんですけれども。ただ、一番恐れるのは、何も手をこまねいて現状のままやっていると、大型の商業施設が八戸にばかりできる、あるいは十和田だとか三戸にできたとしても、ここの空洞化は進むんじゃないかと。そうすると、町民のいわゆる消費者の利益という視点から考えると、ただただよそへ吸収されていくよりだったら、ここでもちょっと元気になることを考えるのもやっぱり大事な行政の仕事の一つになるのかなと、そういう視点で質問しているわけです。

ですから、もちろんこの地元の業者が何とか店舗の一画を活用できる、そういう最低限の条件はクリアしなければならないにしても、じゃあ3年後にほったらかしておいて何かいい結果が出るだろうかという、決してそうじゃないと思うので、商工会の皆さんと行政とがもうちょっと密にその辺を協議しながら、じゃあ何とか奪われた顧客を何ぼでも町内でお金を落としてもら

うという視点から検討する場をつくったほうがいいんじゃないかなと、その辺を提案して、私の質問を終わります。

長い時間、ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） 以上で工藤久夫君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時44分）

○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

15番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（15番 川守田稔君 登壇）

○15番（川守田稔君） 昼食の後、眠いでしょうけれども、しばしおつき合ください。

本定例議会で一般質問において、当町における自殺予防対策についてお伺いしたいと思いません。

旧名川地区は、比較的自殺が多い地区でありました。当時、その現状を憂い、うつ病のスクリーニング、訪問診察、心理的剖検、心の癒やし電話の開設など、活動を開始した記憶がございます。町村合併後も継続してこれらの事業は行われておるものと思いますが、現状がどのように継続されておるのか、お伺いいたします。

以下の事項に沿って、ご答弁いただきたいと思えます。

一つ目に、自殺予防対策に臨む組織構成をご説明ください。

次に、自殺に至るとされる対象者のスクリーニングはどのような方法によってなされているでしょうか、ご説明ください。

3番目に、スクリーニングにかかった対象者に対してはどのようなプログラムが用意されておりますか。また、そのような自殺の可能性のある対象者がそのような状態に至る原因やプロセスをどのように認識し、予防策に反映しておられますか。ご説明いただきたいと思えます。また、旧名川町時代からも含め、今日に至るまでのその施策の効果をどのように評価しておられるの

か、ご説明いただきたいと思います。

ご答弁、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、町で実施している自殺予防対策についてでございますが、平成21年度から継続しております国庫補助事業の自殺対策緊急強化事業を実施しております。町では心の健康づくり事業を行っており、事業内容としましては心の健康相談、無料法律相談、心の電話・メール相談、心の健康教育、普及啓発チラシ作成等の事業を実施しており、当面、平成26年度まで継続して行うこととしてございます。

次に、自殺予防対策の全体の組織構成についてでございますが、自殺予防に限った組織ではございませんが、事業内容については健康福祉推進協議会で報告し、助言をいただいております。また、個別ケースについては医療機関、保健所等の連携を図り、対応しているところでございます。

次に、自殺に至ると思われる対象者のうつスクリーニングはどのような方法をとっているかのご質問でございますが、心の健康診断として毎年重点地区を定め、問診票による1次スクリーニングを実施しております。うつ病になる可能性のある人を早期に発見し、個別相談や受診勧奨、治療介入ができるよう支援することを目的に実施しているところであります。1次スクリーニングの陽性者に対しては、保健師、精神保健福祉士が電話による2次スクリーニングを実施するとともに、精神科医との相談や家庭訪問も実施しているところでございます。

次に、自殺に至る前兆にはどのような事象があり、また自殺に至る原因やプロセスをどのように考え、予防策に反映させているかのご質問でございますが、町では精神科医による心の健康相談、専用電話による保健師の心の健康相談、弁護士や司法書士による無料法律相談等を行っております。

自殺の社会的要因として失業、倒産、多重債務問題等の経済的な問題を多く含むことと、身体的要因としましては精神疾患等が考えられます。社会的要因の解決のためには一人で悩まず、無料法律相談を行っておりますので、早目に相談を受けていただき、早期に解決していくこと、また身体的要因については心の健康相談等を活用し、精神疾患等の早期発見、早期治療をしていく

ことが自殺の予防につながるものと考えてございます。

次に、旧名川町時代から今日に至るまで、それらの施策の効果をどのように評価しているかというご質問でございますが、継続した予防対策を実施してきたものの、その効果については評価が難しい状況であります。当町は、全国及び県の自殺率と比較してもその数値を上回っており、特に年代別、性別では壮年期男性の自殺者数が多い現状でございます。高齢者につきましては一定の効果が出始めていると考えておりますが、65歳未満の自殺が発生している状況でございます。

本年度から新たな取り組みとして、地域住民に近く、町のパイプ役を担う民生委員児童委員へのゲートキーパー研修があります。これは内閣府で進めている自殺予防対策の一環であります。悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人をいいます。今後もゲートキーパーの普及を行っていきたいと考えてございます。心に悩みを抱えた人が気軽に相談できる場の確保に重点を置き、事業を進めてまいりたいと考えてございます。

また、詳細等の部分につきましては、再質問等においてまた担当課長等からも答弁してまいりたいと思います。

先般、県町村長会議がございまして、その講演の今回の講師が県健康福祉部長でございました。平均寿命、青森県はここ数年最下位という状況でございます。この状況を打破していくために、一つは自殺者がやはり県内が多いということを取り上げておりました。県も今後、自殺予防の取り組みを重点に置き、進めていく中で、先ほども申し上げましたけれども、悩んでいる人にまず早く気づくことが一番自殺者を減少させていく非常に大きい効果があると、こういう講演の中での話でもございました。

私どももそういう状況に悩んでいる方々をいち早くキャッチしながら、そしてまた今はいろいろな相談ができる体制は整ってございます。ただ、そういう人たちがみずから相談に来るということはなかなか難しい部分があると思いますので、そういう状態を地域の方々含めながら、いろいろな早い情報をキャッチすることによって予防対策に間違いなくつながってまいりたいと思っておりますので、今後ともこの部分を重点に置いて取り組みをしてまいりたいと考えてございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 自殺のことを一般質問で今回取り上げようと思ったきっかけが幾つかあ

るんですけども、その中の一つが5月2日ぐらいに新聞に載ったようなんですが、全国で20歳以上、男女3,000人を対象にアンケート調査したら、自殺を本気で考えたことがあるという人が23%あったんだそうです。それで、20代の女性に至っては3割以上がそのように答えているというんですよ。これは都市部とかそういったのに限らず、全国ですから、いろんな生活環境の人間を網羅していることになるんでしょう。ちょっとそういうものなのかなと、あんまり感覚的にはわからなかったんですけども、数字に驚いたようなところがあったんです。

それで、ちょっと調べてみますと、秋田県の例が見つかったんです。非常に秋田県というところがやはり日本一自殺率の高い県であるという現状があったそうでありまして。それに対して、当時の寺田知事でしたか、その自殺率を下げなくてはいけないという思いでプロジェクトを立ち上げたということでありまして。その中心になったのが秋田大学の本橋豊教授ですか、公衆衛生学の教授です。そういう記事を読んでいますと、非常にプロジェクト立ち上げから功を奏するまでのところがよくわかりまして、ああ、なるほどなと共感した次第なんですけども、これをそのままやったらどうですかなんていう安直なことを言う気はないんですけども、それぞれの土地にはそれぞれのお土地柄があって、人間性があって、秋田をまねしたからといってどこでも自殺率が減るというわけではないと思うんですけども、基本的なそれに携わる人材のモチベーションですとか認識を共通にするということが必要だなと私は感じたんです。

そういう思いで先ほどの町長のご答弁を聞いていますと、何か人ごとのような気がしてならないような感じがして、ちょっとがっかりしました。

一人で悩まずと、先ほど町長おっしゃいました。確かにキーワードはそうなんです。一人で悩まずに共有しましょう、誰にでもいいから相談しましょうというのが自殺しない一つのキーワードであるのは私もわかりますけれども、しからばそういう悩みを抱えて、今まさに自殺しようかというような、そういう境界線上にいる人間がそのように積極的に例えば心の癒やし電話的なものに電話をかけるだろうかと思うわけでありまして。ちょっとかけないような気がします。

しからば、どうやって集めるんだろう。アンケートをすと言いました。そののところなんです。アンケートに症状をチェックするような項目があって、そういうところに「はい」とでもチェックを入れた人はそういうスクリーニングにかかったということになるのかどうか、その辺の子細は私はわからないんですけども、一番問題であるのはそのチェックにかかった人をじゃあどういう精神科のカウンセリングを受けるようにするのか、その場にどうやって連れてくるのか、どうやって前向きな方向へ向かわせようという周りの気持ちを理解してもらうのか。そういった非常に雑多なことというのが、まさに自殺するか食いとめられるかという境界線上にある

んだと思うんですけれども、名川町のころからそういう事業は行っているわけですし、ちょっとそういうノウハウみたいなものの蓄積があるのかなと思ったわけなんですけれども、あるようでしたらご説明いただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） この後、担当課長のほうからも答弁あると思いますが、さまざまな取り組みをしているわけでございます。当時、名川の付近も自殺者が多いということで、慶應大学の有名な先生にもご協力をしていただきながら取り組みをし、取り組んでいる保健師は全国から取り組み内容を発表する機会もいただきながら取り組んできました。決して人ごとのような考えではありません。真剣に取り組んでいるつもりでございます。

また、秋田県が確かに一時一番低かったということで、当時の知事が県全体でもって取り組みをしたと。ですから今、青森県も非常に自殺者が多いという中で、先般、健康福祉部長があえてその自殺の部分の話をしたということは、一つは秋田県の事例を挙げて、いいものはやはりまねてもいいのではないかと、私もそう思っております。さまざまなまちづくり事業、先進地、いいのはどんどん私はまねしていてもいいのではないかなと。そういう中で自分の独自の部分、地域性をいかに出せるかということも大事になってくると思いますが、いい取り組みをしているというのはこれは参考にすべきだと思っておりますし、今一人で悩んでいる人が電話をするだろうか。確かにできない人もいますでしょう。ただ、毎日相当な方々が電話相談をしております。ですから、そういう窓口をしっかりとつくっていく。相談できる人は相談しておりますし、ただ、それ以上に悩んで相談できない人も、電話をかけられない人もいますでしょう。そういう部分を今後は町でも早くキャッチするためにゲートキーパー研修、そういうのを含めながら、やはり地域でもって見守り、早くキャッチしていく、そういう体制をやっぱりっていく必要があるのではないかとこのことを答弁したつもりでございます。

本当に悩んでいる方々は同じ悩みではないわけでございます。同じ状況でもないわけでございますので、一つの方法だけで解決できる問題ではないと思いますが、そういう部分において想定をいっぱいしながら、その対応というのはとっていくことが大事だと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 議員からノウハウということで質問がありましたけれども、実は私、最初担当したとき、20年ほど前なんですけれども、議員に呼ばれまして、全国一平均寿命が短いという指摘で、保健健康施策がなっていないという指摘がありまして怒られました。そのときに自殺が多いということで、20年分、死んだ人の分析を行いました。その結果、通常思われているような状況ではないということが一つわかったことがあります。それは、高齢者の死亡が多かったんですけれども、決して独居の方が亡くなるわけではないと。家族がいる方が亡くなっているということがわかりました。その中で、どうしてじゃあ自殺するのかということで、家庭内で孤立化しているんじゃないかということが要因として考えられました。

その後、平成11年、先ほど町長が申したように、厚生労働省のモデル事業がありまして、3年ほど取り組んでおります。そのとき慶應義塾大学と日本大学、今の青森保健大学ですね、お三方の教授も入っていましたけれども、現在も継続して協力してもらっているんですけれども、そのときにメインとしてあったものがアンケート調査によるスクリーニングです。そのときは名川の鳥谷・鳥舌内地区を対象にずっと行いました。その中で、その調査とは別個に、どういう直接的な事業がいいのかということで取り組んだのが「よりあっこ」です。これについては、高齢者が家庭内とかで孤立化しないようにということで、これは介護予防も含めたんですけれども、毎月行っています。そのときはモデル事業ということで町の職員、社会福祉協議会の職員も含めて参画させてやっています。今は社協さんだけなんですけれども、継続してやっています。

その結果、ここ5年ほど前までに大分高齢者の自殺が減ってきたのかなと思っていましたが、ここ5年ほど前から65歳未満の自殺がちょっとずつ置きかわってふえてきているのが現状です。ですので、これまでやってきているスクリーニングですね、合併後名川地区だけですと名川地区だけで終わりますので、南部地区、福地地区についても毎年1,000人単位で行っております。そのうち1次陽性者で上がってくる人が100人、それから保健師、精神保健福祉士等が電話でまた確認します。その後、さらに上がってきて家庭訪問等で残ったのが17名ほど、昨年がありました。その方については受診勧奨したり、直接精神科医に会わせたりということでやっています。中には拒絶したりする人もいますけれども、こういう事業をその地区において行うということは自殺予防に取り組んでいるということで、隠してやるよりだったら町民にアピールしながらやったほうが効果があるということに基づいてやっているのが現状です。

今年度につきましては、またアンケートも検討し直して、名川地区、40歳から74歳までの働き盛りの人にアンケート調査を行いまして、またスクリーニングをかけていきたいと思っております。

す。

ノウハウにつきましては、先ほど言った県からも今モデル的にやっている事業もあることを参考に、これまで培ってきた事業もありますし、名川地区に限定しないで福地地区、南部地区についても同じ事業に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） ありがとうございます。

WHOが出してある自殺予防手引きというのが翻訳されてネットに出ていたんですが、これを読んでいると、非常に緻密な対応の手順のようなものがわかるんですよ。一つの例を申しますと、例えば一番最初にかかりつけ医がそういった症状を発見したとします。そうすると、その医者はどういうふうな行動をとるべきか、そういう資質がないと自覚している医者はどういうふうに行動をとるべきか云々、そういったことまで何か書いてあるんです。こういったことがすごく必要になってくるんだなというのを改めてというか、まるっきり考えたことなかったです、私。そういう患者に接するまでのプロセスというか、そういったことがですね。何もこのとおりにやったらいかがでしょうと言っているわけでもありません。ですけれども、洋の東西を問わず、うつであれ精神疾患であれ、共通した症状というのがあるとすれば、やはりそういうことなのかなということ勉強しまして、そこのところがどうなのかということを知りたいわけなんです。

20年、課長はこれに携わっているようですので、そういう部分は信頼してお任せすべきだと、私らが細々したことについてどうのこうのと言うべきものではないと思いますけれども、ちょっと最後に秋田大学の本橋教授が申しておいたのは、秋田県のモデル町と書いてありますが、どこだかわかりません。そこで47%、4年間で自殺率が減ったという結果があるんだそうです。このことをどう評価するんですかと聞かれたら、決してうつつな人間が減ったわけでもなくて、依然として根本的な悩みは解決されないであるだろうと。ところが、死んじゃうという一線を越えるのを踏みとどまったということなんだろうというふうに自分で自分の評価をなさっているわけです。どういうことかということ、ちょっと気を抜けばまた自殺者の数というのはもとどおり、それ以上になる、そういう社会的な要因をはらみながらこういう自殺防止のキャンペーンが進められているというところに、この自殺の問題を考える危うさというのを私しみじみと感じた次第なんです。

ですから、当町の取り組みがどの程度のものなのかわかりません。ですが、一生懸命やってお

られる方々が確実にいるというのは力強いことではあります。頑張っていたきたいなと思って、質問を閉じます。答弁要りません。

○議長（坂本正紀君） 以上で川守田稔君の質問を終わり、一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月7日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後1時30分）

第46回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成24年9月7日（金）午前10時開議

- 第 1 報告第15号 専決処分した事項の報告について
専決第11号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 第 2 報告第16号 青森県新産業都市建設事業団の決算報告について
- 第 3 報告第17号 平成23年度南部町財政の健全化判断比率の報告について
- 第 4 報告第18号 平成23年度南部町公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 5 議案第57号 平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第58号 平成23年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第59号 平成23年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第60号 平成23年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第61号 平成23年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第62号 平成23年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第63号 平成23年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第64号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第65号 平成23年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について
- 第 14 議案第66号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 議案第67号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第68号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第69号 平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第70号 平成23年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第71号 平成23年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第72号 平成23年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第73号 平成23年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 22 議案第74号 平成23年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第 23 議案第75号 平成23年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決
算認定について
- 第 24 議案第76号 平成23年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 25 議案第77号 南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例の制定について
- 第 26 議案第78号 南部町認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 第 27 議案第79号 南部町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 第 28 議案第80号 南部町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 29 議案第81号 南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 議案第82号 南部町乳幼児医療費給付条例及び南部町ひとり親家庭等医療費給付条例
の一部を改正する条例の制定について
- 第 31 議案第83号 南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 32 議案第84号 南部町道路線の認定について
- 第 33 議案第85号 三戸郡町村会館管理組合の解散について
- 第 34 議案第86号 三戸郡町村会館管理組合の解散に伴う財産の処分について
- 第 35 議案第87号 三戸郡町村会館管理組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び
認定の方法について
- 第 36 議案第88号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 37 議案第89号 平成24年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 第 38 議案第90号 平成24年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 39 議案第91号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 40 議案第92号 平成24年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 41 議案第93号 平成24年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 42 議案第94号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 43 議案第95号 平成24年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 第 44 南部町農業委員会委員の推薦について
- 第 45 常任委員会報告
- 追加第1 町長提出議案追加提案理由の説明
- 追加第2 議案第96号 人権擁護委員の候補者の推薦について

追加第3 発議第4号 地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求
める意見書案

追加第4 発委第1号 南部町における馬淵川の河川整備推進を求める意見書案

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中館文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	高森正義君
農林課長	中村一雄君	農村交流推進課長	西村幸作君
商工観光課長	福田修君	建設課長	工藤満君
会計管理者	谷内恭介君	名川病院事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	麦沢正実君	市場長	工藤敏彦君
教育長	山田義雄君	学務課長	夏堀常美君

社会教育課長 工藤重行君 農業委員会事務局長 北山哲君
代表監査委員 鈴木聰君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 根市良典 主 幹 留目日出子
主 査 秋葉真悟

開議の宣告

議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第46回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時03分）

報告第15号の上程、説明、質疑

議長（坂本正紀君） 日程第1、報告第15号、専決処分した事項の報告について、専決第11号、損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） それでは1ページでございます。報告第15号、専決処分した事項の報告について。

処分理由、損害賠償の額を定め和解することにつきまして、専決処分したものでございまして、8月20日付で専決処分したものでございます。

3ページをお開きください。損害賠償の額を定め和解することについて。

平成24年7月7日、南部町大字大向字勘吉地内において発生した事故に伴う損害賠償に関し、相手方と次のとおり和解を成立させ、及び損害賠償額を決定したものでございます。

1、相手方、南部町在住45歳の男性でございます。

2、和解の内容、南部町は相手方に対し、損害賠償金として相手方の損害のうちの100%、26万6,428円を負担するものでございます。

なお、本件示談のほか、当事者間には一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

3、事故の概要でございますが、発生日時、平成24年7月7日午後6時30分ごろ。場所、南部

町大字大向字勘吉地内。状況でございますが、上記日時、場所において、相手方所有の車両が走行中、側溝の金属製グレーチングふたの台座部分が破損していたことから、当該グレーチングふたが跳ね上がり、車両の一部を破損させたものでございます。

今回の損害賠償の件につきましては、基本的に町道泉山道・勘吉線のT字路、三戸駅前に向かう道路から斜めに飲食店のすずめさんがある通りと申しますか、あの通りをずっと入って行って最後には突き当たってT字路になるわけでございますが、そのT字路部分にあるグレーチング、これは金属製で幅8センチ、長さ1メートルのものでございまして、それが台座部分が破損していたことにより、車両が乗った際に跳ね上がり、車の床部分に刺さりまして、マフラー及びフロントフロアを破損させたということでございまして、その修理代、車の修理代でございますが26万6,428円を全額支払ったものでございまして、8月17日に示談が成立し、8月20日に専決処分したものでございます。

以上でございます。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第15号を終わります。

.....

報告第16号の上程、説明、質疑

議長（坂本正紀君） 日程第2、報告第16号、青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） 4ページをお願いいたします。報告第16号でございます。青森県新産業都市建設事業団に係る決算報告についてご説明を申し上げます。

報告理由でございますが、当該事業団の理事会で承認されました平成23年度決算状況につきまして報告するものでございます。

次のページ、5ページをお願いします。事業団の決算書類から抜粋してまとめた平成23年度特定事業決算資料によりましてご説明いたします。特定事業と言いますのは、事業団が構成団体、青森県、八戸市、十和田市、三沢市、六戸町、東北町、おいらせ町、五戸町、南部町でございますが、その構成団体から委託されて土地を取得造成し、その土地を事業団が処分する事業であります。

次のページをお願いいたします。6ページになります。平成23年度特定事業会計決算の概要についてであります。

(1) 受託事業の概要、これは、現在事業団が管理している造成用地でありまして、表の一行目ではありますが、金矢工業用地造成事業、それから桔梗野工業用地造成事業、百石住宅用地造成事業、八戸北インター工業用地造成事業の4事業がございます。用地の処分率でございますが、表の下から一行目でございます。平成23年度末で金矢工業用地が13.7%、桔梗野工業用地が90.3%、百石住宅用地が96.7%、八戸北インター工業用地が66.2%で、全体では59.2%の処分率となっております。

(2) 平成23年度用地売却の実績であります。まず百石住宅用地の4件であります。面積が、合計で1,148.30平方メートル。契約金額が3,394万1,979円となっております。

次に、八戸北インター工業用地1件であります。面積が2万495.36平方メートル。契約金額が4億1,000万円となっております。

次のページをお開きください。(3)の決算の概要であります。収益的収入及び支出であります。金矢工業用地の表の下のほうです。下から三行目ではありますが、当年度純利益が212万7,696円の黒字であります。桔梗野工業用地であります。7,993万2,708円の黒字であります。百石住宅用地であります。1億1,014万2,845円の黒字であります。八戸北インター工業用地につきましては、1億3,575万6,813円の黒字でございます。合計であります。3億2,796万62円となっております。

表の下から一行目、翌年度繰越剰余金であります。金矢工業用地が22億2,834万1,138円の黒字であります。桔梗野工業用地ですが、33億5,068万1,970円の赤字であります。百石住宅用地であります。13億5,689万2,741円の赤字であります。八戸北インター工業用地につきましては、17億1,805万2,103円の黒字となっております。合計であります。7億6,118万1,470円の赤字となっております。

次の8ページをお開きください。資本的収入及び支出については、収入及び支出ともにございませんでした。

次に9ページをお開きください。平成23年度特定事業以外の事業についてご説明いたします。特定事業以外の事業と言いますのは、事業団が管理運営に係る事業。これは、一般管理会計として処理されております。それと、構成団体から委託されて造成した工業用地、売却目標を達成した後の残地等の環境整備に係る事業。これにつきましては、一般事業会計として処理されております。この二つの事業についての説明でございます。

次のページをお開きください。平成23年度一般管理会計決算の歳入であります。表の二行目の一般管理会計歳入総額、収入済額2,233万9,129円で、主なものは事業団の構成団体の負担金と前年度繰越金、それと雑入であります。新産業都市会館が3.11の東日本大震災により罹災したため、建物共済からの見舞金であります。

次のページをお開きください。歳出であります。上から二行目でございます。事業団費は、支出済額が540万8,285円で、これは事業団の運営と新産業都市会館の処分関係費であります。なお、新産業都市会館の土地、建物は当該事業団では震災の被害がございましたが、改修が困難なため、平成24年1月16日に青森県に無償で贈与しております。青森県では今年度中に改修し、その後、事業団の建設管理課、事業団には総務課と建設管理課がございますが、その建設管理課が無償で入居することとなっております。

それでは、下の表であります。一般管理会計の23年度の歳入は2,233万9,129円、歳出が540万8,285円で、差し引き1,693万844円が翌年度へ繰り越すということになります。

次のページをお願いいたします。平成23年度一般事業会計決算の歳入でございます。これは臨海工業用地造成事業、市川工業用地造成事業、それと百石工業用地造成事業の残地の環境整備に係る費用についてでございます。表の二行目でございます。事業収入の総額、収入済額でございますが3万6,396円で、主なものは財産収入と繰越金であります。

次のページをお開き願います。歳出についてでございます。歳出については支出ございませんでした。

下の表についてでございます。表の上から二行目の一般事業会計、平成23年度歳入総額は3万6,396円で、歳出総額はゼロ円となり、差し引き3万6,396円が翌年度へ繰り越すということになります。

以上、決算概要につきましてご説明いたしました。決算書類につきましては、冊子を別冊として配布いたしております。なお、この決算につきましては、当該事業団の監事より、審査の結果として、公正かつ適正に執行されているとの意見書があることを申し添えて、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。中館文雄君。

3番（中館文雄君） 今の説明にあったように、建物が被害を受けたときは保険会社から保険金をもらって、そのあと県に無償で提供して、今度はそれをただで借りるとというのが我々からすればちょっとわからないような処理をされたんですけども、構成団体に対して負担金っていうのは変わらないんですか。それとも、建物がなくなって維持費がなくなれば負担金が減るっていうことは検討されていますか。質問します。

議長（坂本正紀君） 企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） その会館のことですが、会館は昭和49年に建てられておりました、第二臨海工業用地造成のときの処分とかで余ったというか、剰余金で土地所有とか、それから建設費を捻出して建設しているということでございます。それで、構成団体についての負担とか、そういうのはこれからも一切発生いたしません。

以上です。

議長（坂本正紀君） 中館文雄君。

3番（中館文雄君） そうすれば例えば決算で、新産業都市建設事業団負担金30万って22年度決算でも上程してますよね。それは、何のための負担金ですか。ただ、その構成団体であるための負担ですか。ちょっとそこをわかるように説明してください。

議長（坂本正紀君） 企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） 構成市町村の負担金につきましては、事業団の事務的なものについての経費を負担しているものでございます。

議長（坂本正紀君） 中館文雄君。

3番（中館文雄君） 当初、この事業団には恐らく加入するときには、何かメリットがある。もちろん、工業団地を抱えているからその辺になるのか。ほかの町村では、ちょっと私名前忘れましたが、企業を誘致するためのそういう組織もありますよね。それを利用して自分たちは企業誘致を協力してもらっているという町村もありますけども、そうすれば南部町の場合はこの構成団体に加入することによって、何かメリットと言いますか、あるということですか。その辺をちょっと説明ください。

議長（坂本正紀君） 企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） これは、新産業都市に八戸市が指定されたために、周辺の町村が事業団という団体をつくったわけですが、つくられた当初は、例えば学校建築などで金額が張るもので、そのための国庫補助金等があるんですが、それプラス新産業都市のかさ上げ分ということで、5%ぐらいでしたか、そのぐらいのかさ上げ分の補助金をいただいている経緯がございます。これは、当初というか今南部町ですけども、これに加入したときは福地村だけが対象でしたので、福地村だけが学校建築等でプラスのかさ上げをいただいた経緯がございます。現在につきましては、町等ではその事業団に委託している事業もございませんし、今、メリットというのはございません。

以上です。

議長（坂本正紀君） 中館文雄君。

3番（中館文雄君） だからこの、八戸地域が新産業都市指定された当時、それはいきさつがあつてそれに加入していれば何かの事業のときに何%かあるってということで加入して、ただ、今ずっと調べていっても南部町がこれに構成団体に入っていることによってプラスになるっていうのはどこにも出てこなかったんですよ。それで質問しました。今後、その辺はどういうふうに検討しているのか。何か、検討の余地がありますか、それともこのまま加入していく予定ですか。

議長（坂本正紀君） 企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） 今の決算でも報告いたしました。今現在、委託している部分につきましては四つの事業があります。金矢工業用地というのは青森県、桔梗野工業用地は八戸市、百石住宅用地はおいらせ町、それから八戸北インターは八戸市と。青森県と八戸市とおいらせ町が今現在かわりあるものでございますが、そのほかの構成町村がまず、うちのほうと同じような加入しているというだけだということですが、この事業団等が解散とかそういう話はまだ、まだというか出ていませんので、理事会等でそういう話があってそういうふうな方向になったときはまた、議会の議決等が必要になると思いますのでよろしくお願いたします。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第16号を終わります。

報告第17号の上程、説明、質疑

議長（坂本正紀君） 日程第3、報告第17号、平成23年度南部町財政の健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

財政課長（小笠原覚君） それでは、14ページをお願いいたします。報告第17号、平成23年度南部町財政の健全化判断比率の報告について。

報告理由でございますが、財政健全化法に基づきまして、平成23年度の南部町の財政についての健全化判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。まず、実質赤字比率と連結実質赤字比率についてでございます。備考の1番でございますが、これについては赤字額がございませんのでハイフンとして記載しております。

なお、括弧内は、南部町の早期健全化基準を記載しております。

それから、実質公債費比率でございますが15.7%でございます。平成22年度が17.4%だったので、マイナスの1.7ポイント低下しております。

それから、将来負担比率でございますが45.0%。平成22年度が69.5%でございます。マイナスの24.5ポイント低下しております。

ここで、皆様に少し詳細に報告をいたしたいと思っております。本日、参考資料としてこういうペーパーを配布しております。財政健全化法における健全化判断比率、それから資金不足比率資料(平成23年度決算)この資料で少し詳しくご説明をいたします。まず、上段、一番の上の実質赤字比率でございます。おととい、きのうと決算特別委員会で各会計の決算状況をるご報告申し上げました。いずれの会計も赤字額はございませんでした。ここに記載されている四つの会計です。これは通常、普通会計と呼ばれているものでございます。それで一般会計以下の実質収支額の合計(A)欄でございます。2億6,339万4,000円、赤字がございませんので比率はハイフンでございます。

その下の次、連結実質赤字比率でございますが、公営事業会計、まず上に国保会計を含めまして、五つの会計がございます。その下が、地方財政法第60条に定められた公営企業会計でございます。公共下水道事業会計を含め、全部で6会計でございます。右側に実質収支額がそれぞれ記載されておりまして、この表の一番下、合計(AプラスB)の欄のところですが、普通会計それから公営事業会計、公営企業会計の実質収支額の合計でございます。13億2,029万2,000円、赤字がございませんのでハイフンでございます。

その下の表に移ります。実質公債費比率でございますが、これは普通会計、特別会計等の公債費の標準財政規模に占める割合でございます。各年度の単年度比率は記載のとおりでございます。3カ年平均(C)のところでございます。3カ年分を足して3で割るとのことですが、15.7%で一番右側、平成22年度が17.4%でございますので1.7ポイント改善をしております。

その下の将来負担比率でございますが、まず、上の一般会計地方債の現在高を含めまして、将来負担見込額の合計が(D)欄でございます。220億5,795万4,000円でございます。その下、充当可能財源と書いてございますが、これの将来負担見込みに対して充当することが可能な財源の合計が(E)欄でございます。192億1,716万7,000円でございます。欄外になりますが、この(D)から(E)を引いた額が28億4,078万6,000円ということでございます。ここが分子になります。分母でございますけども、さらにその下の表、標準財政規模(G)欄、76億2,578万5,000円からその下の算入公債費等の額、これは普通交付税に算入される公債等の額でございますが、(G)からこの(H)の額を差し引いた額、欄外の(I)のところでございます。63億1,128万2,000円、

ここが分母になります。それで、この分母で分子を割ると。そうしますと45.0という数字が出てまいります。平成22年度69.5でございましたので、24.5ポイント改善をしております。

それでは、議案のほうの16ページをごらんいただきたいと思います。16ページは、平成23年度南部町財政健全化審査意見書でございます。

まず、詳細の読み上げは省略させていただきますが、16ページの4番の(1)でございます。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとされてございます。

次のページをお願いいたします。審査の意見でございます。 から まで赤字はございません。それで、町財政の健全性は保たれていると、認められるとされてございます。

(3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はないというご意見をいただいているところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長(坂本正紀君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

15番(川守田稔君) 直接関係はないのですが、赤字国債法案なのですか、特例国債法案なんですか、不成立のまま成立していないということで、それで、9月、10月以降は国の国庫に1兆円ぐらいしか残らないと、もう少し残るのかもしれませんが、それで交付税ですとかそのたぐい、市町村に対してでも各県に対してそれが多分、一時ストップするだろうなという、私はそういうふうには思っているんですが、実際のところ、そういった事態になったときにどういうふうに対処していくのか。起債を起こしていくということになると、まだこの指標がこういふこと言われてられなくなるんだろうと、そういう事態になっているんだと私は思うんですね。いろんな町としても各方面に支払いがあるんでしょうし、そういったのをどういふふうなめどで考えていますか。

議長(坂本正紀君) 財政課長。

財政課長(小笠原覚君) まず、私どもも新聞で報道されていること以外はあまり情報はございません。国のほうの考え方は、財政力の弱い市町村については交付税は満額支給すると。それ

で、都道府県については相当我慢していただくというふうな報道がございましたので、やっぱりその特例公債法案が可決して通らなければ、いずれ国の財源が枯渇してすべてとまる事態はやっぱりその通り、ご懸念のとおりであると私も思っております。

そういう事態になったときにどうするかという話でございますけれども、交付税はこれから、普通4月、6月、9月、11月ということで交付されるんですけども、新聞では一時借入金を起こして、つまり金融機関からお借りして当座をしのぐという方法もございます。そういう場合には、国はその借り入れした利子分については、きちんと財源の措置をするというふうな報道がございます。まあ、そうだなと思っております。

もう一つには、きのうもおとといでしたか工藤久夫議員さんからご質問がございました。当面、基金の現金部分は今58億ございます。基金は本来、設置した基金のその主旨に基づいてしか取り崩しはできないわけでございますけれども、万が一に備えて繰りかえ運用ができるということになってございます。ですから、当面はどうしても一時借入金を起こしますと利子がかさむものですから、当座はもしそういう事態に仮になれば、基金の繰りかえ運用をしていく。それで、基金も底をつけば一時借入金を起こさざるを得ないといふようなことになろうかと思っております。とにかくにも、我々とすれば非常にそういう事態はなるべく避けていただきたいというふうに強く思っております。

以上でございます。

議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

15番（川守田稔君） 基金を取り崩すのも借り入れを起こすのもどちらでもよろしいかと思うんですけど、例えば、町の支払いサイトが私はどういうふうになっているかはあまり詳しくは知りませんが、例えば、支払いサイトがおくれて、そうするとそれを受け取る側がやはり町の代わりに借り入れを起こしてとか、そういったことになりますよね。そうすると今のご時世、金利も結構大変なんですよね。そういったその悪い意味での波及効果っていうのを、極力、町の段階で緩和するような方向で考えていただきたいと思ってました。よろしくお願いします。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第17号を終わります。

報告第18号の上程、説明、質疑

議長（坂本正紀君） 日程第4、報告第18号、平成23年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

財政課長（小笠原覚君） それでは18ページをお願いいたします。報告第18号、平成23年度南部町公営企業の資金不足比率の報告について。

報告理由でございますが、財政健全化法に基づきまして、平成23年度の南部町公営企業の資金不足比率を報告するものでございます。

19ページをお願いいたします。先ほど、詳細にご説明をしたとおりでございます。資金不足比率報告書、国保名川病院事業会計を含め6会計でございます。資金不足はございません。よって、ハイフンとして記載をしております。

なお、20ページ、21ページには先ほどと同じように監査委員からの審査意見書がついてございます。特に読み上げは省略いたしますが、21ページ（3）でございますが、特に指摘すべき事項はないというふうなご意見をいただいております。

以上、ご報告を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第18号を終わります。

議案第57号から議案第76号の委員長報告、討論、採決

議長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、日程第5、議案第57号から日程第24、議案第76号までを会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第76号までの平成23年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案20件を一括議題といたします。

本案については、決算特別委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長、川守田稔君。

（決算特別委員会委員長 川守田稔君 登壇）

○決算特別委員会委員長（川守田稔君） おはようございます。決算特別委員会の報告をいたします。

去る8月31日の本会議におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第57号から議案第76号までの平成23年度南部町各会計歳入歳出決算認定議案20件につきましては、9月5日と6日の2日にわたり本委員会におきまして慎重に審査した結果、全議案が原案のとおり認定されたことをご報告いたします。

議長（坂本正紀君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。委員会の審査結果は議案第57号から議案第76号まで、それぞれ原案のとおり認定であります。

質疑は決算特別委員会で行いましたので省略し、これより討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

14番（立花寛子君） 2011年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

現在計画されておりますとおり、消費税が増額されては、当町の町づくりにも大きな影響を与え、住民要求も通りにくくなるでしょう。大企業、大資産家に応分の税負担を求め、多額の内部留保を労働者の賃上げや正規化、公正な下請け単価などに回すなら、景気の回復で大幅に税収入をふやすことができるでしょう。この道こそが社会保障充実、財政危機打開につながります。決

算書には、一部住民要求が実現された項目はあります。これからも、住民要求実現のため努力していくことを決意し、反対討論といたします。

2011年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

一般会計からの公費繰り入れ、国保会計の積立金の取り崩しなどあらゆる努力を通じて、国保税の負担軽減、減免制度の改善、拡充を図ることを求めます。県に対し、住民福祉の守り手として市町村国保への支援を強めるよう要求し、国に対しては、国庫負担の増額を要望すべきです。

国保税引き下げを要求し、反対討論といたします。

2011年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

国庫負担は、当面5割にふやすこと。介護保険料は軽減し国の制度として、低所得者への減免制度をつくること。利用料は廃止すること。特別養護老人ホームを増設し、待機者をなくすことなど改善が求められております。町挙げて、改善を求めていきましょう。制度内容の見直しを要求し、反対討論といたします。

2011年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

国の財政負担をさらに減らすための高齢者医療制度が考えられております。後期高齢者制度の即時廃止を求め、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

議長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより分別して採決いたします。最初に、議案第57号、平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第58号、平成23年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第60号、平成23年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで

の3件を一括して採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号から議案第60号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第61号、平成23年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

議長(坂本正紀君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第62号、平成23年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

議長(坂本正紀君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号、平成23年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第64号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

議長(坂本正紀君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第65号、平成23年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定についてから議

案第76号、平成23年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの12件を一括して採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第76号は原案のとおり認定されました。

ここで11時まで休憩いたします。

(午前10時50分)

議長(坂本正紀君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時02分)

議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(坂本正紀君) 日程第25、議案第77号、南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

企画調整課長(坂本與志美君) 22ページをお開き願います。議案第77号、南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例の制定についてであります。

まず、提案理由であります。町民がなべ料理を囲むことで、食べ物のありがたさや自然の恵みを感じ活発なコミュニケーションをとり、笑顔あふれる家庭及び子供の健全育成を推進することによって、南部町の活性化に寄与することを目的として、制定するものであります。

背景といたしましては、昨今、核家族化の進行などによりコミュニケーションが希薄になり、家族間や地域での仲間の会話も少ない現状であることや、昨年の東日本大震災では家族の絆、人々のつながりの大切さをすべての人が実感したことと思います。

次のページをお開き願います。第1条は目的であります。南部町に住む私たちが自然の豊かさを感じながら、家族、友人や仲間となべ料理を囲み、明るい笑顔あふれる活発なコミュニケーションを図ることにより、幸せな笑顔あふれる家庭における子供の健全育成及び仲間意識を醸成

し、私たちの住む町がもっと暮らしやすい活気に満ちた町になることを目指すものであります。

第2条は、毎月22日をなべの日と定めるものであります。22日ではありますが、なべを囲んでみんなでふーふー言いながら食べることから定めたものであります。

第3条は、町の役割として、町民と協力し、なべの日の普及推進に努めることであります。

第4条は、町民の役割、家族、友人や仲間との絆の大切さ、コミュニケーションの重要性を認識することです。

第5条は、規則への委任条項であります。

附則、この条例は、公布の日から施行することとなります。

この条例の効果であります。町民が家族や友人、仲間と月に一度はなべ料理を食すことにより、毎日楽しい生活が送れ、家族間及び仲間同士のコミュニケーションがふえ、子供の健全育成や友人、仲間の絆が深まると思います。

また、相乗効果としては、なべ料理をつくることにより農産物の販売、農家や産地直売所の地産地消の促進となり、その他食材の販売にも波及し商店も活気があふれ、ひいては、南部町の活性化につながると思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花寛子君。

14番（立花寛子君） これまでの条例のつくり方は、中央省庁の提示した条例準則によるものが多かったため、その町の特色を生かした条例になっていなかったと思われま。この点を十分に反映した内容になっているのでしょうか。

議長（坂本正紀君） 企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） お答え申し上げます。

今、立花議員さんがおっしゃったとおり、普通、条例等は国、県からのその補完する形で条例とか規則とかつくられている、そういうふうな条例等もございます。今回の条例でございますが、町は住民の福祉増進のために、その生活を豊かにする責務がある。また、その条例をつくることによって、町、町民、商工会等の関係機関がそれぞれの役割を担い、協同し、一体となって町内

外にアピールでき、このなべ条例、積極的に普及、推進をしていき盛り上げていくことができると思います。

また、ほかの特色のある条例等がございますが、鶴田町には朝ごはん条例、そういうのもございます。それから、板柳町にはリンゴまるかじり条例等がございます。これも、いずれも米の生産推進やそれからリンゴの生産、推進等の条例等がございます。

また、変わったのでは深浦町には出逢い・めぐり逢い支援条例というのがあります...。要するに結婚相談というかそういうふうなのもやっている、特色ある条例をつくっている町村等もございます。うちのほうにも、今回これをつくったのもそのような特色のあることを出して行こうではないかということで、制定いたすものでございます。

以上です。

議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

14番（立花寛子君） ただ、地方分権という考えをもとにこのような条例が出てきているのではないのでしょうか。

そこで、なかなかこの条例の内容を十分に理解していただくためには、時間も努力が必要だと思いますが、どのように周知徹底されるのか。また、各組織との連携なしには成功しないと考えます。どのような方法、連携を考えておられるのでしょうか。

また、条例といいますとやはり縛られるとか、その点検されるとか、何かそういう熱心な人がそういうことをされるとということも考えられますので、この点についての考えはどのようになさるのでしょうか。質問いたします。

議長（坂本正紀君） 企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） お答えいたします。

まず、周知等でございますが、今条例を皆さんから承認いただきますと、このあと規則等で推進委員会を立ち上げたいと思います。そこで、各町民や団体等と連携を取りながら推進していくというふうにしたいと思っています。

あとは、広報等でなべの日を22日であるということを目のつくようなやり方でちょっと、広報担当のほうとも相談しながらPRしていきたいと思っております。

それから、罰則等とかそういうふうな条項とかは一切ございませんので、これは推進条例ということでお読みいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

14番（立花寛子君） 先ほどの説明に推進委員ということが出てまいりましたが、では何人か、どういう組織から推進されるのか。その方々への手当てというものも考えておられるのでしょうか。

議長（坂本正紀君） 企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） 推進委員につきましては、一応20名以内、各農家とか商工会さんとか、あと産直関係、学校関係とかいろいろ考えてこれから委嘱したいと思っております。

それから、手当て等につきましては、今回、補正予算で2回分の委員の謝礼を計上しておりますので、併せてよろしく願いいたします。

議長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

16番（工藤久夫君） 今、目的とか主旨を説明して具体的にどうするのかなって疑問があったもんですから、先ほど手を上げたんですけども、この条例自体は非常にいいことだと思うんですけども、何と言うんですか、この町民の末端からうまく盛り上げるような方法で、結果としてその「ああ、こういう条例を推進してよかったな」というふうになればいいなと思うんですけども、全部の町の町内を網羅したみたいなB-1グランプリではないんですけども、そのなべの町内対抗の何かイベントを最終的に1年か2年のうちには立ち上げるようなことでやれば盛り上がるんじゃないかなと思うんですけども、その辺、今こういう条例をつくったばかりですから具体的にどうするこうするということもアイデアがまだ出そろってないと思うんですけども、なるべくこのいろんな町民の各階層年齢ごととか、いろんな意見を聞きながら最終的にはこれをつくってよかったなという盛り上げ方を、なるべくこう、役場主導っていうよりは下から盛り上がるような形でできればいいもんだなと思ってましたけども、その辺の考えはどうか。

議長（坂本正紀君） 企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） ありがとうございます。参考にいたします。

その推進等につきましては、今、下からというご意見もございますが、そういうふうなことでつくる条例等もあると思いますが、今回は町サイドからということで我々...、何て言いますかね、本気度と言いますか、意気込みをご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それからまた、グランプリ等のことですが、これから今年度については2回ぐらい推進委員会を予定しておりますが、来年度に向けてその推進委員会の中で、例えば、達者なべなるものを町で推奨するのをつくるとか、あとは、我が家のとっておきのなべグランプリとか、そういうふうな感じとかいろいろなものが出てくると思いますので、そのときには議員の皆さんにもご協力をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（坂本正紀君） 工藤幸子君。

12番（工藤幸子君） 大変いい企画だと思います。先ほど、工藤久夫議員さんがおっしゃったように、明日からのというようなお話しもありましたけれども、地産地消とかあるいは絆とかそういうふうな意味のものばかりじゃなくて、一番悲痛な思いで暮らしているその高齢者にも充分参加してもらえるような、そういう仕組みにしていきたいと、このように思います。

議長（坂本正紀君） 答弁はいいですか。（「いいです」の声あり）

15番、川守田稔君。

15番（川守田稔君） あの、一般質問で私は自殺予防のことを取り上げさせていただいたんですけど、そのきっかけ、「ああ、今回はこれはやろうかな」と思ったきっかけが、実はこの笑顔あふれるコミュニケーション推進条例なるものが今の議会に上程されるっていうのを聞きまして、ちょっとあの、それも一つきっかけだったんですよ。ところが、それは私のまるっきりの勘違いで、明けてみたらなべ条例だったって、ちょっとその意味ではがっかりしたんですけど、何でその笑顔あふれるコミュニケーションっていうところが私の琴線にふれたのですけれど、一般質問をぶり返す気はないのですけれど、自殺する人は幾つもの要因が重なって死に至るという

ようなプロセスがあったんですよ。それは何かと言うと、例えば、リストラに遭って経済的に追い詰められて、家庭の中の雰囲気や云々というそういうプロセスがあったってということがあったもんですから、そういうふうなことだったんです。これは前置きなんです。

そこで、南部町食育推進計画っていうのが私の手元にあるんですよ。まあ、つくられたそちらのほうも、もうつくったの忘れているのかもしれませんが、平成21年の話であります。この笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例っていうのを考えたときに、非常にこれだけで条例として成立させるのは、私は非常に...、まあそこまで大技、力技でやらなくてもいいんじゃないのかなと思ったのが最初の印象だったんですよ。どちらかっていうと、この内容っていうのは南部町食育推進計画の中の指針の部分に全く重なるものだと思うんですね。ですから、このなべを地産地消ですとか家庭内の明るい雰囲気にとか、そういったところをまさに食育の守備範囲そのものなわけですよ。そう感じました。であるならば、これは単なる指針として「何だ、ちょっとだけつくりました」という雰囲気なんですよ。平成21年2月26日から平成21年3月31日の推進委員の委託なんですね。何カ月かをつくっちゃいましたと。その後、その推進委員会っていうのがどうなっているのか私はわかりませんが、こっこのほうを土台にしてなべの部門をつくりたいんだらつくってもいいと思うんですよ。そんでもって、食育っていうものを条例化するっていうことのほうが、条例の重みにかなっていると思うんですよ。その辺、どうお考えになりますか。

議長（坂本正紀君） 町長。

町長（工藤祐直君） 食育推進条例のほうもあるわけでございます。これは全体的な部分の食育として定めて、また、そこには具体的な項目等を掲げて取り組んでいるわけでございます。今回のいわゆる通称なべ条例でございますが、そこの中においてまたさらに重点的に取り組む。これは先ほど担当課長も申し上げましたが、まずは一つのコミュニケーション、ですから先ほど自殺者の部分も一般質問ありましたが、そういう方々の問題は相談できる人がなかなかないと。ですから、逆に私は、一つはいいとらえ方をしてもらえるのであれば、そういう一つのなべを囲み、いろいろな話題もまた地域で出してもらおう。そういうことにもまた、一つは役立っていくのではないかなと。一つのなべを皆で囲むというのは、またそれぞれの結束力と言いますか、仲間意識と言いますかそういうのが強くなりますし、今回、条例として上げさせていただいたのは、やはりなべを囲んでいる家族はコミュニケーションが、食べる数が多いほどやはりコミュニケーション

ンが活発であるというデータもありますし、そういう中で一つのコミュニケーション、そういう中で取り組むことによって地産地消にもつながっていきます。これから委員会を立ち上げる、そこにはさまざまな関係団体に入っていて、一つのきっかけとして22日、「今日は晩御飯何にしようかな。今日22日だからなべにするか」とか、そういう一つの明るいコミュニケーション、そういう中で商店の方々も今後はぜひ、委員会で検討していただきたいのはなべセットの販売とか、また飲食店なんかでは22日は特別、料金をちょっと下げるとかいろいろ工夫して盛り上げる。また、先ほど工藤久夫議員さんからもありました。町内の中でもそういうイベントみたいなものを行いながら、また新しいなべも開発してくればいいなと思いますし、これがまた盛り上がっていけば河川敷もありますので、またさらに大きな大会なんかも、これも夢ではないわけですし、私は明るい話題の中での取り組める地域効果、そしてまたなべというのは、ほとんどがまず野菜が入ります。そういう中で地産地消にもつながっていくと、こう思っておりますので、決して罰則等を設ける条例ではありません。ただ、町もまたぜひ議員の皆さんからもご理解をいただいて、当然取り組んでいただける各種団体、また町民の皆さんからもしっかりと理解をいただいて、みんなで盛り上げていってもらえるような条例にしていきたい。また、中身もそういう中身にしていきたいと、こう思っておりますので、ひとつご理解をよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

15番（川守田稔君） 町長の思い入れはよくわかるんですよ。私は、何もこれ条例にまでしなくてもいいだろうという考えで申しますけれども、何としてでも条例にしたいんだったらそれもいいかなってぐらいには思ってます。それほどのごだわりはないんですよ。ですけれども、結局は先ほども申したように町長が言っていることも、食育の土俵の中でふるまっているようなそういう内容ですよね。それほど、食育っていうのは裾野も広くて、いろんなところから何にでも食育にたどりつくぐらいのそういう幅の広さを持っていると私は思っているもんですから、その食育っていうものを南部町にカスタマイズさせたようなものの考え方をするほうが、よっぽど手間がかかりますし、よっぽどいろんな知識が必要になりますし、よっぽど各団体に対して波及効果があるような気がしたもんですから、ちょっとそういう提案じみた気持ちでものを申し上げました。

あの、もう一つ申し上げたいのは、この食育の中に前提となる調査のところ家族の団らんと

いうところがあるんですね。その中で、小学校5年生、当時平成21年ですからそのときの小学校5年生にアンケートしたら、家族そろって御飯食べます。家族...、これ何の食事ですかね。夕飯なのか朝御飯なのかわかりませんが、家族そろって食べるっていうのが49.3%、約50%ですね。どなたか大人がいて食べるっていうのが34%ですか。中学校3年生に至っては、家族そろって食べるっていうのが49.6%。大人のだけかと食べるっていうのが25%。まあどっちも一人で食べる、子供だけで食べる何ていうのがやっぱり25%から十五、六%あるわけですね。十五、六%から20%あるわけです。それで、こういった状況を踏まえてこの指針ができてるっていうことは、やはり町長が問題提起している一家団らんっていう、その範囲内だろうと思うわけです。

それでもう一つ深く考慮してもらいたいと思うのは、一家団らん、会話が弾んで、これはすごくよろしいことです。ただ、何ゆえにそういったことにこの議会が関心を寄せて、そういうふうにしなくてはならないのかって、何でそういうほかからこ入れしなければ、おのずと明るい家庭がつかれないような状況があるかっていう、その根源的な問題を深く探るような活動もしていただきたいと私は思って今発言させてもらっていました。そういうことでした。

議長（坂本正紀君） 答弁はよろしいですか。（「はい、いいです」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。中館文雄君。

3番（中館文雄君） 条例は地域を盛り上げるためには一つのアイデアとしてはいいと思います。ただ、さっき課長が委員会を立ち上げて検討するっていうことでした。それから、この中でこの条例ですとこういうものにするっていう形のなべであるとか、それから、それぞれてんてんばらばら、それこそ個人個人ですね。自分のところのなべはこうだっていうことでやってもいいような条例ですから、それほど問題ないかもしれません。ただ、委員会等を検討しますと私はちょっと百笑倶楽部がスタートするとき、そば打ち、そしたら各地区の名人だけが集まったんですよ。興味ある方、そうしたら我こそそのものっていうような主張が強いんです。女性はですね、私がつくっているものが一番だっていうような、それをまとめるために私ひとり男性だけ残って委員長をやらせてもらった経緯があるんです。それぞれが自分のものっていう委員会なんかで議論しますと、そうすると、「いや、こういうのにすべきだ」という強力な意見が出てくるかもしれないですね。そうすれば逆に、委員会の中で意見の強いものになって、本当は町民が望んでないようななべ、八戸であればせんべい汁っていうような今やっていますけども、その辺を気をつけてもらわないと結構けんかしていましたよ。「私のつくっているのが一番だ」と、「この味

が本当だ」って言うんですよ。やっぱり、それぐらい自分の中には強い自信があったんだと思います。それを私はゼロにして作り直さなければ商売としてやるのはだめだって言いながら、まずまとめ上げたわけじゃなく、彼女たちがまとまったんですけど最後には、一つの味として、一つをこうやったんですけど、やはり食べ物ですからあんまり強制的に方向づけしていこうとすると、反発して「もう俺は知らない」って言うのが出てくる可能性がある。その委員会の構成と、検討の仕方を十分に配慮しながらやっていかないと終わめ方向に委員会の結論で「こうやりましたから」ってなっちゃうと、せっかく町長がその全体を見て、なべを囲んで楽しく活性化するということが変な方向に行かないように、これを利用して恐らく飲食店をやっている方が独自のなべを開発する方もあるかもしれません。それが、南部町のなべっていう形、将来活性化になればいいんですけども、ただそれが、あまりにも1、2のところでは強制的に行っちゃうと、なかなか食べ物に関する恨みが強いもんですから、会を辞めたっていうのが出てきたんですねそのときに、「私の主張が取り入れられなければ、私は協力できません」というのも、過去の経験からあったもんですから、その辺もひとつ委員会の構成と検討の進め方を十分にしてもらえれば、私はこの条例、これで生かせるというふうに思いますので、1点だけ申し上げます。

議長（坂本正紀君） 答弁はよろしいですか。（「はい、いいです」の声あり）

議長（坂本正紀君） 工藤幸子君。

12番（工藤幸子君） 家庭によっては、金カレとかカレーの日とかそういうふうに団らんということを考えてやっているうちもあるので、そうすると、やはりなべの日じゃなくてもタイトルをもう少し考えて、どちらにもいいように一人暮らしにもいいように、そしてまた、町民全体でもいいでしょうし、ある地域とかそれからさまざまあると思うので、その辺のタイトルをまず考えてほしいなと私は思いますけども、どうでしょうか。

議長（坂本正紀君） 町長。

町長（工藤祐直君） ここの部分には、逆にあえてなべにこだわっている部分もございます。先ほどからその理由を申し上げましたが、これがまた大ざっぱな部分ですと、逆に何をしようとしているものなのか。逆に見えない部分が私はあるのではないのかなと、我々の地域っていうの

はいろいろななべの種類もございます。そういう部分も考えて、一つのなべをみんなで囲むという部分でそれぞれの家庭で決めて、これはあのそれですばらしい取り組みだと思います。そこは、ご家庭でまたいろいろ考えてやっていただければと思いますし、一つはこのなべ、食育も当然入っております。ただ、今回の推進条例はコミュニケーションという言葉を入れてございます。通称、なべ条例となっておりますが、一つはそういうなべをきっかけにして、コミュニケーションを図るということも、この推進条例の大きな一つの目的としても考えてございますので、まあ、いろいろななべが出てきて、恐らく、それぞれ自慢の味を持っている方がいると思います。私は、それはそれでかえって面白いのではないかなと。その中でまた、いろいろななべが研究されたりしてきたときには、一つの南部町の新たななべというのが、これがまたできてくればこれもまたすばらしいことだと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第26、議案第78号、南部町認可地縁団体印鑑条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） 24ページになります。議案第78号、南部町認可地縁団体印鑑

条例の制定についてであります。

提案理由であります。地方自治法第260条の2の規定により南部町が認可した地縁による団体が、町に対し印鑑登録を行い印鑑登録証明書の交付を得るため、条例を制定するものであります。

次のページになります。この条例の制定に至った経緯であります。今年度、自治総合センターより名川地区の沢田町内会が申請、実施する集会所建設事業に対し、コミュニティ助成事業の助成金が交付されることになりました。その助成を受ける要件といたしまして、建物を団体名義、町内会で登記することが義務づけられたことによるものであります。

条例の内容でございますが、まず先に認可地縁団体とはということについてご説明いたしますが、地方自治法で、社会福祉やスポーツなどの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持、形成のために地域的な共同活動を行っていること。二つ目、だれでもその地域が認知されていること。三つ目、住所を有する相当数のものが構成員であること。四つ目、規約を定めていることの四つがこの要件でございます。この手続きを経まして、法人格を得た町長が認定した町内会のことを認可地縁団体と言います。

第1条であります。第1条は趣旨であります。この認可地縁団体に係る印鑑登録及び証明書の交付に関して定めるものであります。

第2条は、該当する者の登録者が資格を定める条項であります。

第3条は、登録の申請の手続きであります。

第4条は、町による認可地縁団体の印鑑登録の事務について定めております。

第5条は、登録できない条件について定めております。

第6条は、認可地縁団体の印鑑登録の原票の整備について定めております。

第7条は、印鑑登録事項の修正について定めております。

第8条は、印鑑登録の廃止の手続きについて定めてございます。

第9条は、印鑑登録の抹消手続きについて定めております。

第10条は、次の27ページになりますが、第10条については印鑑登録した印鑑証明書の交付について定めてございます。

第11条は、手続きの際の必要な事項の調査について定めております。

第12条につきましては、個人情報の取り扱いについて定めております。

次の28ページになりますが、第13条については、印鑑登録の代理申請について。

第14条は、印鑑登録及び証明に関し行政手続条例等が適用されないことを規定しております。

第15条は、規則への委任についてであります。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行することになります。

この条例の効果であります。認可地縁団体へ移行することで持っている財産について、団体名義で登録することにより、代表者の変更等により所有権の移転や、死亡等に係る相続などの問題が解消されることになります。

以上、説明といたします。よろしくお願いたします。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第27、議案第79号、南部町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

建設課長（工藤満君） 29ページをお開きください。議案第79号、南部町公共下水道の構造の

技術上の基準等に関する条例の制定についてであります。

提案理由ですけれども、国の第2次一括法、平成23年8月30日に公布されましたけれども、下水道の構造の基準を定める第7条及び放流水の水質検査等を定める第21条第2項に条項の追加がありました。これに基づいて、南部町も下水道法の一部を改正を参酌いたしまして、条例を新たに定めることになりました。条例は、下水道法の基準に沿って条項となっております。

条例は30ページから、32ページになります。概要についてご説明いたします。条項は、第5条までとあります。第1条から第3条までは、下水道法第7条関係。第4条は、下水道法第21条第2項関係。また、第5条では委任事項をそれぞれ定めております。

それでは、第1条は趣旨。

第2条は用語の定義を定めております。

第3条は、下水道の構造の基準を定めております。第1項に排水施設及び処理施設に共通する構造の基準を定めております。第2項として、適用の除外について規定しております。

第4条ですけれども、終末処理場の維持管理の基準を規定しております。

第5条につきましては、委任事項の規定となっております。

附則として、この条例は、公布の日から施行するというものです。

よろしく申し上げます。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号及び議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、日程第28、議案第80号、南部町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について及び、日程第29、議案第81号、南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第28、議案第80号及び、日程第29、議案第81号を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） 議案第80号、33ページでございます。並びに、議案第81号は35ページからでございます。もう、両条例につきましては、災害対策基本法に基づきまして、規定の内容に基づき条例で定めることが決まっているものでございまして、今回、災害対策基本法の一部改正により、条例にかかわる部分について改正を行うものでございます。

基本的には、提案理由でございますけども、80号に関しましては都道府県防災会議と市町村防災会議の規定が改正されたことに伴い、所用の改正を行うものと。

議案第81号につきましては、法律の改正により、災害対策本部の規定が、都道府県災害対策本部と市町村災害対策本部に分かれ、引用条項にずれが生じたため、所用の改正を行うものというふうになってございますが、もう少し詳しく申し上げますと、今回の防災会議と災害対策本部のこの条例につきましては、簡単に言いますとこの役割分担を見直すというものでございます。これまで防災会議は、災害対策の総合的な計画、推進を担う場であり、平時において防災計画を作成するほか、これまで非常災害に際して緊急措置に関する計画を作成、実施することが所掌事務とされておりました。つまり、防災会議においても非常災害に対して、非常措置に関する計画を策定、実施することというのが、これまで防災会議の役割として定められておりました。

しかしながら、実際においては被災者の救助や支援を初めとする災害応急対策は、災害対策本

部において実施してきたというところが現実でございます。機動性が求められる災害応急対策は、災害対策本部に一元化することが効果的であることから、両者の役割分担を明確化することとし、災害応急対策のための方針の作成、本部長から関係機関への協力要求等を災害対策本部の規定に設ける一方で、地方公共団体の防災会議については平時における防災に関する諮問機関としての機能強化を図る。これまでに規定のなかった地方公共団体の長の諮問に応じて、防災に関する重要事項を審議することを所掌事務として追加したというものが主な内容でございます。基本的には、34ページをお開きいただきたい思います。防災会議の条例の一部改正の中身がありますが、この中で第2条中(2)と(3)、これが新たに追加されるものでございまして、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すると。前項に関する重要事項に関し、町長に意見を述べること。これらが追加され、これまでに非常災害に関し緊急措置に関する計画を作成して、それを実施を推進するということが除かれたものでございます。

また、諮問機関ということでございますので、その構成メンバーに(9)というのがありますが、自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者のうちから町長が任命する者というようなメンバーを新たに加えるという法律が改正になりましたものですから、条例を改めるものでございまして、災害対策本部条例につきましては、条項のずれにより改正を行うものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

議長(坂本正紀君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

15番(川守田稔君) ちょっと、この改正した全体のあれはわからないんですけど、この文言の中に自主防災組織ですとか、そういったあれが入ってました。それで、伺いたいのは、南部町としての防災計画ってあの分厚いのがあります。ただ、あれだけでは多分、具体的には動けないだろうなと思います。それで、ああいうのは細かなことっていうのはだれがつくったらいいんだらうって考えると、各分団ですとかそれぞれの地域のことのそのあれに、ちゃんと計画をまとめ上げるような作業が必要なんじゃないのかなと。連携も含めて。また、その自主防災組織が進んでいるのであれば、そういったそのいわゆる南部町の防災計画ですけれども、やっぱりその末端の地域の防災計画っていうのを明文化して、そういうふうにはちゃんと策定する作業が必要なんじゃないのかなって前から思っていたんですけども、とんちんかんな質問なのかもしれません。

そういったことは可能になるわけですか。この条例改正によって、全く関係ないですか。関係ないですか。ああそうですか、はい。作業が必要ですよと私は思っていた、多分必要なんだと思うんですよ。特に、去年の台風15号の被害っていうのをあれすると、やっぱり本当に必要だなんて思ったあれがあるもんですから、ちょっと関連として言わせてもらいました。ありがとうございます。

議長（坂本正紀君） 総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） まさしく、今防災会議条例の中に、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者ということの委員の改正が行われましたものですから、これまで、防災会議の委員にはそういうメンバー、要ははっきり言いますと地元の住民の方々が入る構成にはなっておりませんでした。これは、法令上そうなっておりますので、今回の3.11を考慮し、国のほうでもそういうことを考え、地元の方々をちゃんと入れて防災会議や防災計画をつくる役目がありますもんですから、そのメンバーを入れて防災計画をつくってくださいということになったものでございます。

以上でございます。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。根市勲君。

7番（根市勲君） これはあの、災害防災とまた違うかもわからないけども、これに携わる人たちの声、災害になった場合に南部町では消防団の方々とかそれに関連する方々が携わっておるんですけども、消防団のほうからも出てと思うんですけども、川のはんらんとか、あのときお願いして舟出したりしているのを見かけるんですけども、免許がない。また、土手が破れたとき、ユンボでこうやるときも免許がないと。そういう声が聞こえて、何とか町のほうでその対策を考えてもらえないでしょうかというお話しがありましたので、その点はどうでしょうか。

議長（坂本正紀君） 総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） 当町には今、河川、内水面用の舟がゴムボート形式のものが2艘、FRPのものが1艘ということで今、3艘体制で対応しているわけでございますけども、団員の

皆様が小型船舶の免許をある程度持っているかということ、まあそうでもないというのが実質あります。基本的には常備消防のほうで運用し、補助的な運用として消防団が入るわけでございますけども、その免許の取得に関しましては、前にもポンプ車の関係がございました。中型、大型の関係もございますので、それらも含めてどういう資格者を養成していくかということも検討を踏まえながら進めてまいりたいというふうに思っております。

また、重機の運用につきましては、基本的には業者さんのほうにお願いする部分が多くございますけども、そういう部分につきましても同様の考えで進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号及び議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第30、議案第82号、南部町乳幼児医療費給付条例及び南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（高森正義君） 37ページでございます。議案第82号、南部町乳幼児医療費給付条例及び南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、平成23年度の所得税から適用される税制改革により、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族として加算されていた所得限度額の上乗せがなくなり、結果として、所得限度額が引き下げられることにより、寄付対象要件に非該当となる場合が考えられます。

このような税制改革に伴う扶養控除の見直しによる影響を避けるため、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族について税制改革前と同様に取り扱い、引き続き所得限度額に加算し算定するため条例を改正するものです。

38ページをお開きください。条例の中の第1条、第2条に「特定扶養親族」を「特定扶養親族等」に改めるとなっておりますが、従来はこの特定扶養親族、16歳から22歳になりますが、税制改革によって19歳から22歳のことを指すようになりました。そこで、「等」をつけて「等」の中に16歳、17歳、18歳が含まれるというものです。

以上で説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時56分）

議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

(午後 1 時00分)

議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第31、議案第83号、南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

建設課長（工藤満君） 39ページをお開きください。議案第83号、南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由ですけれども、南部町の公共下水道条例では、排水の水質の規制が必要な施設として下水道法で特別に指定された施設、特定施設と言いますが、これを設置する工場、または事業場。これを特定事業と言いますが、これから公共下水道を使用する者は暫定排水基準以下で下水道施設に排水するように規定しております。それで、平成23年度で国で水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しを行い、1・4 - ジオキサンを追加して、下水道法施行令においても1・4 - ジオキサンを追加したところであります。南部町においても1・4 - ジオキサンにかかわる業種に排水規制するため、南部町公共下水道条例第10条の排水の排除規定の中に、1・4 - ジオキサンを追加するものです。

1・4 - ジオキサンというのは、常圧常温において無色透明の液体だそうです。それで、化学工場とか、それから医薬品製造業とか繊維工業に使われているそうです。

では、次の40ページをお開きください。南部町公共下水道条例を次のように改正するものです。第10条第42号中「第37号」を「第38号」に改め、同号を同条第43号とし、同条第27号から同条第41号までを1号ずつ繰り下げ、同条第26号の次に次の1号を加える。

(27) 1・4 - ジオキサン、1リットルにつき0.5ミリグラム以下。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(坂本正紀君) 日程第32、議案第84号、南部町道路線の認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

建設課長(工藤満君) それでは、議案第84号、南部町道路線の認定について。

提案理由ですけれども、区間を定めて新設道路の改良工事を行うために、道路線の認定について議会の議決を求めるものであります。

42ページをお開きください。認定する道路線ですけれども、整理番号1329、路線名、上町・上平線、起点、剣吉字前田12番地18、終点、剣吉字上町18番地1。

整理番号1330、桜町・桜本町線、起点、剣吉字大坊13番地17、終点、剣吉字大坊13番地2。

これは地番だけですので、場所のほうをちょっと詳しく説明します。1329号のほうですけれども、剣吉の上町の跨線橋付近の町道、前田・大坊線がありますけれども、そこを起点にして上町・上平町内の個人の所有の土地、道路と、それから全くない道路を新設しまして、また同じ町道に戻しまして、その位置は今の剣吉上町の跨線橋と陽広寺というお寺があるんですが、その中間点が終

点となります。延長は、295メートルとなります。

それでは、1330号ですけれども、これは剣吉の大坊、町道剣吉停車場線を起点とするんですけども、青森銀行があります。その銀行の支店の脇から線路沿いを通りまして、剣吉駅駐車場付近まで新たに工事をするものであります。延長は168メートルとなります。

よろしく申し上げます。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第85号から議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、日程第33、議案第85号、三戸郡町村会館管理組合の解散について、日程第34、議案第86号、三戸郡町村会館管理組合の解散に伴う財産の処分について及び、日程第35、議案第87号、三戸郡町村会館管理組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法についてを会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第33、議案第85号、日程第34、議案第86号及び、日程第35、議案第87号の議案3件を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） 43ページでございます。議案第85号、三戸郡町村会館管理組合の解散について。

提案理由でございますが、平成25年3月31日をもって三戸郡町村会館管理組合を解散することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

同町村会館につきましては、会館の老朽化に伴い、供用廃止することで組合町村長会議で決定していたものでございまして、平成21年7月14日、組合を構成する6町村の組合町村長会議で、平成25年3月31日をもって、組合を解散することで合意がなされていたものでございまして、今回、この解散について議会の議決を求めるものでございます。

次に、44ページでございます。議案第86号、三戸郡町村会館管理組合の解散に伴う財産の処分についてでございます。

提案理由でございますが、平成25年3月31日をもって三戸郡町村会館管理組合を解散することに伴う財産の処分について、地方自治法に基づき議会の議決を求めるものでございます。

45ページをお開きください。三戸郡町村会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議書。この協議書につきましては、この議会の議決を求められた場合、この協議に基づいて6町村長会議でこのような協議をしていきたいということでございます。

内容につきましては、地方自治法の規定により、三戸郡町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について、下記のとおり協議は整ったものとする。協議は整ったものとするがありますが、あくまでも議会が議決した後、こういうふうな協議をするというものでございます。

1として、青森県市町村職員退職手当組合の積立金等は、三戸郡福祉事務組合に帰属させる。

2、その他財産及び権利または義務は、均等割40%及び人口割60%で算出した割合で組合町村に帰属させる。

日付は載ってございません。6町村の議会のそれぞれで議決を賜ってから、これらの6町村長の会議で協議がされるものでございまして、基本的には1の退職手当積立金は、三戸郡福祉事務組合に帰属させるというのが、正職員が一人組合にはおりまして、その職員が今度、三戸郡福祉

事務組合に移籍するということになりましたものですから、解散に伴い、退職手当の積立金もそちらに帰属させると。

その他の財産及び権利または義務はというふうにございますが、組合町村に帰属させると。基本的に、解散当日、その他の財産及び権利または義務というものは発生しない予定と。つまり、解散日において財産は全部なくなると。簡単に言いますと、財産っていうと土地、建物、預金でございますけども、今基金は何百万円があるそうですが、それも今年度中に歳入に組み入れて、歳計予算に上げてなくなっていくということでございます。この財産処分に関することに関しましては、基本的には財産はなくなるということで40%、60%で組合に帰属させるとありますが、ほとんどまず、ないというふうになるものでございます。

次に議案第87号、46ページでございますが、三戸郡町村会館管理組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法についてでございますが、これにつきましては、平成25年3月31日をもって三戸郡町村会館管理組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法について、三戸郡町村会館管理組合規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

47ページをお開きください。これも同じく、協議書になるわけでございますけども、記の中の1番、大きな1番でございますけども、三戸郡町村会館管理組合の事務の承継は、次に定めるとおりとする。

(1) 予算に属する未収金及び未払金は、解散日において管理者の所属する町村が承継する。

(2) 三戸郡町村会館管理組合が加入していた団体（青森県市町村職員退職手当組合を除く）ですが、その団体等の負担金等の清算に伴う納付金または還付金は、解散日において管理者の所属する町村が承継する。

(3) でございますが、歳計現金（財産売払収入を含む）は前2号の規定に相当する額を解散日において管理者の所属する町村に承継し、当該額を加減した額を均等割40%及び人口割60%で算出した額を組合町村に承継する。

(4) といったしまして、公用文書及び前3号に掲げる事務以外の事務は、解散日において管理者の所属する町村が承継するとあります。

基本的に(1)(2)につきましては、管理者の所属する町村が承継するとありますが、基本的に管理者が今、階上町さんでございます。ですので、階上町さんが予定となっております。階上町さんが想定されてございます。解散日において管理者の所属する町村っていうのは、階上町さんが想定されてございます。

(1) につきましては、未収金、未払金はほとんど発生しないというような予定で今、進めて

ございます。

(2)の三戸郡町村会館管理組合が加入していた団体、これは青森県市町村総合事務組合、青森県市町村共済組合、地方公務員公務災害補償等基金と。基本的には、職員の共済組合とかそういうものに絡むものでございますけども、これについても、年度内に各基金、組合と清算ができる見込みだということでございまして、1番(1)(2)につきましては、ほとんど年度内に清算できる見込みだということでございます。

(3)の歳計現金、これにつきましては、財産売却収入、基本的には今の建物、土地が公売にかけられて売れてございますので、その金額につきましては均等割40%及び人口割60%で算出した額を組合町村、基本的には6町村で分けるということでございます。

(4)に関しましては、それ以外の事務は解散日において、管理者の所属する町村が承継すると。これは、階上さんが承継していくということでございまして。

大きい2番でございますが、決算の調製、審査及び認定は、解散日において管理者の所属する町村で行うと。来年度におきまして、決算が生ずるわけでございますけども、その際も全部の町村ではなくて階上さんの議会のほうに決算を承認してもらって、それでやっていくというものでございます。

簡単ですが、以上でございます。

議長(坂本正紀君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

15番(川守田稔君) 非常に基本的なことを伺いますが、この三戸郡町村会館、会館とはこれは建物を意味しますよね。そこに納まってその事務、職員があるってということなんですが、その方は何をどういう業務を行っているものなのでしょうか。よくその存在の意味がわからないんですよ。いわゆる田子、三戸、南部町、五戸、新郷、階上で構成するこういう組織を維持していかななくてはならないっていうその意味をちょっと、必要性を教えてくださいなんです。

議長(坂本正紀君) 総務課長。

総務課長(小萩沢孝一君) 三戸郡町村会館管理組合につきましては、基本的には末端の青森県の町村会と申しますか、町村会においてはそれぞれの建物はなくて、それぞれの順番でその郡

の町村会長さんになったところの役場に事務局を置いて、やっているのが他の郡だと思いますが、当郡におきましては、歴史的な経緯で三戸郡町村会において南部自治会館というものを、当初八戸市にあったものを購入してもっていったということで、それを今度は八戸市に売却してあそこに建物を建てたと。当時は、三戸郡の住民の方々の集会にも使える、今も基本的にはそうなんですけども、そういうような経緯を持ってその建物を管理していくと。町村会ではなくて別な組織、一部事務組合として管理組合というものをつくって管理していくと。職員に関しましては、基本的には管理事務。今はあんまり業者さんは入っておりませんが、当時はあの建物にはレストランもありましたし、会議場のほか一般業者さんのほうに貸しをしておりました。そういうことの業務をかなりの部分でやってきたというふうに思っています。

以上でございます。

議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

15番（川守田稔君） そうしますと、その管理すべき建物がなくなるということは、やることなくなるということということですよ。管理すべき仕事なくなるということですよ。そしたら、やっぱり職を失うということになるんじゃないかと思うんですが、普通であれば、ですけど、それをまたどちらかの町村の一角を借りて、どういう雇用を維持してどういう業務をやるのですか。その方は。私はどこのだれだかもよくわかりませんが、面識もありませんしどういった人もわかりませんが、そういったその、いわばその建物の管理人的な仕事だったわけですよ、今の説明を聞くと。そのほかにどういうお仕事をなさってますかっていうのを私は今伺いたいと思ったんですけれど。

議長（坂本正紀君） 総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） 多分、うちのほうには管理組合があって建物があって、管理組合があったと。基本的にはその中で町村会という事務を行ってきたわけございまして、今現在、町村会の職員は2人、1人は非常勤でございますけども1人は正職員。所属しているのは管理組合のほうに職員を置いて、建物の管理及び町村会の事務ということをやっているわけございまして、今回建物がなくなるということになりますと、基本的には今、来年の3月31日までは今度は町村会の事務だけをやっていくというふうになるものでございまして、4月以降はそれも今度

は管理者の所属する町村の役場に町村会が移動して歩くというふうになるものですから、その職員は今回、正職員1人ですけれども三戸郡福祉事務組合のほうに移籍してそちらのほうの職務をします。基本的には、三戸郡町村会の職員も全部なしになるということでございます。（「なくなるんですか」の声あり）はい、そうです。町村会そのものは存続していくんですけれども、事務に携わる職員は、今度はそれぞれの管理者が属する、基本的には総務課になると思いますけれども、そこで持ち回りで事務をやっていくというものでございます。

議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

15番（川守田稔君） わかりました。

ですけれど、じゃあもうちょっと聞きたいんですけれども、その町村会っていうのは何をやっているんですかね。わからないんですよね。その辺がとんとわからないんですけれども、それほど重要な職務があるものなのですか。今どきの町村会という枠の中で。どこの、青森県でも秋田でも岩手でもその郡ごとにそういった組織があるということなんでしょうか。ですけれど、そのそういった組織自体を維持するのにコストがかかるのであれば、今まで随分とある意味無駄遣いしてきたのかなっていう、私はそういう印象があるものですから、確認の意味でお伺いしたいと思います。

議長（坂本正紀君） 総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） 町村会、市長会がございます。基本的には、国のレベルからいきますと地方6団体というふうなものがございまして、県レベルには県市長会、町村会、そしてそれと同等にまた議長会というのが全国組織でございます。県におきましても、県の町村会、県の市長会、また議長会というレベルがございまして、その下に町村会は郡のレベルがまたあってというふうなことで、再三、町長等も申し上げているとおり全国町村会を通じると、6団体を通じて要望を上げていくというようなこともありますし、そういうことにおきまして一番、末端の組織が郡の町村会でございまして、その上に県の町村会、全国町村会というふうな組織だったものがございまして、その中でそういう研修あるいは要望事項等の取りまとめ、あるいは郡での郡の町村会構成団体で統一した事業をやっていく。あるいは予算の調整というものまで含めた業務ということで、基本的には全国にあるものと認識してございます。

議長（坂本正紀君） よろしいですか。川守田稔君。

15番（川守田稔君） あんまり重箱の隅をつつくようなことを言いたくもないんですけど、何かそれほどあまりふだん耳にすることもないし、何かその町村会の職員って一生懸命頑張っていますよねって、そういったことをやるわけでもない。何かそういう、これだったらどっか持ち回りでやればいい話じゃないのかなってというような印象もあります。皆さんもそのようにお感じじゃないのかなってということです。改革の対象なのかなってという意見を申し上げまして終わりにします。すいません。

議長（坂本正紀君） 川守田議員も、もうちょっと県の町村会、議長会のほう勉強いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号から議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第36、議案第88号、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（高森正義君） 48ページでございます。議案第88号、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、平成24年7月9日から入国管理及び難民認定法上の在留資格を持って、適法に3カ月を超えて在留する等の外国人であって、住所を有する者は住民基本台帳法の適用対象とされ、外国人住民となりました。これを踏まえて、後期高齢者医療制度では市町村に住所を有する住民を被保険者としていることから、内外人平等の原則により外国人住民を被保険者とするよう改正が行われました。

地方自治法の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更になりますので、同法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

49ページをお開きください。変更の内容ですが、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となり、住民基本台帳に記録されることに伴い、青森県後期高齢者医療広域連合の運営経費にかかわる関係市町村の負担金の負担割合について、住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく75歳以上の住民の人口によるものとしている規定から、外国人登録原票に係る規定を削るものです。

以上で説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。工藤久夫君。

16番（工藤久夫君） なかなかこの条例の文言というのは理解しにくいもので、具体的に伺いますが、この規約が通れば、対象になるその外国人の登録者っていうのは、この町に何人ぐらいいるかっていうのと、それに伴って、町では広域連合に対して負担金をどれぐらい出すのがふえるとか、金額に変更があるかっていうことと。その辺をちょっと教えてください。

議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高森正義君） 外国人登録原票は元々、数に入っております。その入っていたものが住民基本台帳のほうに全部まとまって入っておりますので変わらないということになります。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

15番（川守田稔君） 先ほどの説明で、内外人平等の云々とおっしゃいました。それってというのは、何に謳われた原則であって、どういう根拠でそういう...、何と言いますか内外人っていう観念でもってこういった規則をつくるわけでしょうか。その辺を教えてください。

議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高森正義君） これまで外国人の在留に関して、たまたま今の場合には後期高齢者医療制度なんですけども、国保とかで受診できないとかさまざまな問題を抱えてきております。その中で、国では改善に向けて外国人の方にも長期滞在の方には不利益がないようにということで改正されたものと理解しております。

議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

15番（川守田稔君） 本来こういったものは、日本国籍を有する人のために私らは心を砕くべきものだと思って、そういうつもりで私は心得てまいりましたんですけども、いつのころからか外国人にもよくなったという。これで、前回の議会のときも申しましたけれども、これでいいんでしょうかと思う気持ちがじくじたるものがあります。ですが、法律の改正に伴う下々の条例の改正と理解しますから、そんなことは言えないことなのかもしれませんけれども、こういったことがどんどん進んでいきますと何もこういったことを憂いて、弊害を指摘されるのは都市部だけではなくていていると思います。こういう地方、郡部とかに住んでいるとかえって無頓着になってどうでもいいような感覚っていうのを持ちがちになるのは私自身もそうなんですけれども、来るべきこういったことの末期的な症状っていうのが地方郡部に及んだときに、どう対処したらいいのでしょうか。そういうことを考えると、あまり私はこの条例は通したくはないなと思ってました。そういう意味で、内外人の平等の原則っていうそういう文言が、ちょっと耳についた次第です。ですから、その内外人の平等っていうところのそういうふうにおっしゃる根拠っていうのを、それを改めてお伺いします。

議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高森正義君） この制度の改正っていうものは、これまで在留期間の上限3年という規定がありました。この規定を5年としております。というのは、恐らく日本国内で長期に働いている方を想定しているかと思います。先ほど言った不安っていうか、そういうこともありますけれども、逆に、低賃金で長期間にわたって働いている外国人の方もおりますので、そういう方にあまり不利益になってはよろしくないであろうということが趣旨だと思います。

以上です。

議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

15番（川守田稔君） そもそも外国に来て、働くとか住む、外国人の身分でその国にいるっていうことは、そんぐらいの不利益を被ることを覚悟して来るわけですよ。普通であれば。またこれは大変なことなんですよね。移住するだとかそういったこと、その国に移住する先の国籍を取得するですとか、そういったことは、多くの国では非常に高ハードルが張ってあるはずですよ。ところが、どういう訳か来るもの拒まずみたいな、それで拳句の果てにはその移ってきたのはいいけど、生活できないから生活保護の対象になるとか、そういった甚だ不本意な現象が進められているわけですよ。そういった思いの一環として質問したもんですから、そのようにお考えください。よろしくをお願いします。

議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第37、議案第89号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

財政課長（小笠原覚君） それでは50ページをお願いいたします。議案第89号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第2号）のご説明をいたします。

まず第1条でございますが、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ9,139万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億5,787万3,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。

初めに、歳出の主なものからご説明をいたします。59ページをお開きください。まず、2款総務費、1項4目財政管理費でございますが144万9,000円を追加し、1,898万5,000円とするものでございます。15節には、旧麦沢小学校解体工事費の追加でございます。工事数量の精査によるものでございます。続いて、16目公共施設整備基金費でございますが、220万円の追加でございます。これは、公共施設整備基金の積立金でございます。危険な公共建築物の解体など、過疎債充当が認められたソフト事業の発行限度額が確定したことによる増額でございます。一たん、基金に積み立てますけれども、来年度以降取り崩しをして取り壊し事業等に充当するものでございます。

次のページをお開きください。4款衛生費、1項2目の保健衛生施設費でございますが、250万円を追加し、3,050万1,000円とするものでございます。15節の施設改修工事費250万円は、ゆとりあの灯油漏れ事故により掘削した部分の埋め戻し等、復旧の工事費でございます。3目の予防費でございますが、475万2,000円を追加し、5,240万2,000円とするものでございます。13節でございますが、不活化ポリオワクチンの接種委託料でございます。

次のページでございます。6款農林水産業費、1項1目農業委員会費でございますが、459万6,000円を追加し、3,408万9,000円とするものでございます。13節でございますが、農地等を地図化する、コンピューターシステムの整備業務の委託料442万1,000円が主なものでございます。3目の農業振興費でございますが600万円を追加し、5,107万円とするものでございます。19節、青年就農給付金事業費補助金600万円でございます。新聞等で報道されております、国の新しい事業で、農業の担い手を確保し地域農業の振興を図るため、新規就農者に対し給付するものでござ

ざいます。次に、9目達者村モデル事業でございますが、140万2,000円を追加し、879万3,000円とするものでございます。この140万2,000円は、若手農家を中心とした生産組織を立ち上げるものでございます。「芽組」と称する組織でございますが、町の特産の果物、野菜などの産地化、ブランド化を推進するものでございまして、13節をごらんいただきますと、芽組産品販売企画業務42万円ほか、必要経費を計上したものでございます。続いて、11目農村整備費でございますが、416万2,000円を追加し、2億50万7,000円とするものでございます。11節には用排水路の修繕料177万2,000円、15節には排水路の擁壁改修工事費として209万円を計上いたすものでございます。

次のページをお願いいたします。7款商工費、1項1目商工業振興費でございます。500万円を追加し、9,974万2,000円とするものでございます。19節には、商工会によるプレミアム商品券の発行事業補助金として500万円を計上いたしました。3目の観光施設費でございますが、214万1,000円を追加し、1億2,438万2,000円とするものでございます。11節の修繕料はバーデハウス、チェリリン村等の修繕料でございます。28節は、農林漁業体験実習館特別会計繰出金100万円でございます。

続いて、8款土木費、2項1目道路橋りょう維持費でございますが、4,495万2,000円を追加し、1億4,181万5,000円とするものでございます。11節には町道の修繕費580万6,000円、それから13節には、除雪業務の委託料として2,681万6,000円。14節には、除雪機械の借上げ料として460万円。15節は、道路維持工事として300万円をそれぞれ計上いたしてございます。

次に、9款消防費、1項2目非常備消防費でございますが、759万6,000円を追加し、1億3,589万4,000円とするものでございます。9節には、消防団研修旅費など345万5,000円。15節も414万1,000円は防火水槽の移設工事費でございます。国道の歩道拡幅に係る移設工事費でございます。

続いて、10款教育費、1項2目事務局費でございますが、285万6,000円を追加するものでございます。18節でございますが、福地中学校、杉沢中学校の柔道用畳の購入費でございます。

次のページをお願いいたします。10款5項4目文化財保護費でございます。94万9,000円を追加し、1,747万円とするものでございます。この94万9,000円は、南部史関連のシンポジウムの開催を予定しておりまして、旅費など必要経費を計上したものでございます。

続いて歳入をご説明いたします。57ページをお願いいたします。まず、8款1項1目地方特例交付金でございますが、2,232万9,000円を減額し、347万1,000円とするものでございます。これは、地方特例交付金の確定によるものでございます。自動車取得税交付金の減税による減収の一部を補てんする特例交付などが廃止されたことによるものでございます。

続いて、9款1項1目地方交付税でございますが、7,773万8,000円を追加し、55億5,597万6,000円

とするものでございます。今回の補正予算の一般財源として追加するものでございます。なお、平成24年度の普通交付税の確定額は、52億9,000万余りとなっております。2億3,000万近くの留保額がございましたが、その一部を今回予算化したものでございます。

続いて、14款県支出金、2項1目総務費県補助金でございますが、402万1,000円を追加し、894万5,000円とするものでございます。1節の総務費補助金には、市町村元気事業補助金として402万1,000円。これは、防災無線の戸別受信機購入事業が採択になったことによる計上でございます。それから、3目衛生費県補助金でございますが、301万円を追加し、1,340万9,000円とするものでございます。この301万円は、妊婦健康診査特別対策事業の交付金でございます。続いて、4目農林水産業費県補助金でございますが、1,040万円を追加し、8,235万8,000円とするものでございます。説明の欄でございますが、農地制度実施円滑化事業費補助金440万円。先ほど説明いたしました農業委員会の農地等の地図化システムに充当するものでございます。それから、青年就農給付金事業費補助金600万円、これも先ほど説明いたしました、新規就農者に対し給付するものでございまして、歳出同額600万円でございます。

次のページをお願いいたします。19款諸収入、5項3目雑入でございます。1,446万5,000円を追加し、1億6,001万9,000円とするものでございます。説明の欄の一番上でございますが、ゆとりあの灯油漏れ事故に係る業者の賠償金669万円でございます。その下、青森県市町村振興協会からの東北新幹線全線開業効果活用助成金352万1,000円。これは、バーデハウスの流水プールの配管工事等に充当するものでございます。一番下でございますが、国道改良に伴う防火水槽の移設補償費でございます。208万9,000円でございます。

20款の町債につきましては、第2表の地方債補正で説明いたします。54ページをお願いいたします。地方債補正の変更でございます。過疎地域自立促進特別事業債、補正前の限度額1億1,180万円を220万円追加しまして、補正後の限度額を1億1,400万円とするものでございます。これは、過疎債の対象になるソフト事業に充当するものでございまして、発行限度額の確定による増額でございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

16番（工藤久夫君） この58ページの歳入の19款の雑入で、この賠償金669万円がそのゆとり

あの油漏れに対する業者からの賠償ということですが、これは具体的にこの金額が役場としていような対応に要した費用がこれくらいだからこの分入ったってということでしょうか。

それから、この入ったのは業者が何か保険に入っていて、そっちから出たのか。業者が自発的に「申し訳ない」と言うので払ったのか。町が請求したから払ったのか。その辺をちょっと詳しく説明してください。

議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高森正義君） 歳入についてですが、これは、これまで行った工事費に対してのものです。先ほど補正した内容については、埋め戻しに50万はこれから行う工事についてです。それで、賠償というか後からお金をいただけたかっていうのは、製造責任ということでエアコンですね、屋根になりますけども、エアコンをつくった会社がかけている製造責任ということで保険から下りております。また、それを請け負った下請け業者から免責の5万円については、その分負担しております。工事が終わって、半年を経過しました段階で消防等の必要な機関とも確認の上、漏出はなくなったということで埋め戻しをするわけですが、埋め戻しについても金額が確定した段階で、終わった時点で請求する予定となっております。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

15番（川守田稔君） 9款消防費ですね。63ページです。防火水槽設置工事、これについてどこの場所にこういった規模で設置されるのかお伺いします。

議長（坂本正紀君） 総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） 現在の104号線の歩道に接している新開地のところにある防火水槽でございますけども、実は、昨年からの話がありまして、あの地区、近いところに本当は設置したかったんですけども、なかなか町内の方と良い場所が見つからないということで、とりあえず今回は伝承館の後ろのほうに町有地の駐車場がございまして、そこに移すということで許可をいただきました。まず、現在の価値に見合った分で補償が出るということで、防火水槽は基本的には40トンの防火水槽ということで耐震性でございます。

以上です。

議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

15番（川守田稔君） それは一生懸命つくっていただきたいと思うんですが、いつでしたか出張である講習会で東京に行きましたら、ニュースを見てました。そしたら、その東京都が東京水道局と協定を結んだって言うんですね。どういうことかっていうと、その水道管には排水栓というのがあったそうです。確かにあれがそうかなと。そのところに、消火ホースをつなぐんだそうですよ。そうすると、東京といえどもやっぱり消防車が入って行けないような路地の地区が結構あるらしくて、自主防災組織の方々がそれを操作するのかどうかはわかりませんが、そうやって消火を可能にしたというニュースを、途中から見たもんですから私もよく、そのどの地区がどうのこうのってそこまでは記憶にありません。走り書きでちょっとメモしました。そう考えると、そういったことが東京で可能なのであれば、南部町でも可能なのかなって思いながらちょっとやったんですけれども、私はよくわからないんです。例えば、じゃあ排水栓なる物から取水して、水圧は充分なのかとかどの程度の水を確保できるのかとか、その東京都は違う事情によってそれが不可能なのかもしれませんけれども、そういったことは考えてみる価値はあるんじゃないのかなと思いました。いかがなものでしょうか。

議長（坂本正紀君） 総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） 基本的には、今のお話しは飲料水を使った防火水利ということの話だと思います。基本的には、当町といたしましては八戸広域水道企業団のほうにお願いしている消火栓のほうの話になるということになると思いますので、私もそのニュースは見ました。排水栓なるっていうのはどういうものなのかというのがちょっと、私もまだ確認はしておりませんが、水道企業団でそういう運用ができるのかどうかということが、まず一つこれからのことかなというふうに思っています。

現在、当町におきましては今486基の消火栓があります。これらにつきましても、水道企業団のほうに全部お願いしているわけですが、基本的には150ミリ以上の管に設置するというのが指針で示されていますので、その消防水利につきましては、消火栓っていうのはそういう150ミリの管から立ち上げるというふうなものが、これは基準で決まっています。

排水栓なるものがどういう管なのか、どういうものかちょっと私も企業団のほうからも情報を得ながら、当町に関しましてそういうのも使えるものであれば、また消火栓もふやせると。基本的には消火栓の場所も基準がございまして、半径220メートルから140メートル以内というのに設置していくというふうになってございますので、それらも研究しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

15番（川守田稔君） ご存じなんであればよかったです。共通の話題がありましてよかったと思います。1基つくるのに400何十万って言えば、これは水槽は水槽として整備していくのは大事だと思うんですけども、やはり私もどういった箇所にどんぐらいの水でもって、そういう排水栓っていうのが設けられているのかも全然わからないんですよ。ですけども、そういったことに使用可能な水道管の部分なんであれば、そうやって充実した消火体制っていうのを整備してほしいと思いました。よろしくをお願いします。

議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

ここで午後2時10分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時11分）

議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第38、議案第90号、平成24年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（福田修君） それでは65ページをお願いいたします。議案第90号、平成24年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,205万円とするものでございます。

歳入についてご説明いたします。68ページをお願いいたします。2款1項1目財産売払収入の1節物品売払収入、補正前の3,198万1,000円に112万8,000円を補正いたしまして、計で3,310万9,000円とするものです。この補正の内容でございますけども、宴会等がふえたことによりまして、宴会の料理等が大幅に伸びております。その分の売払収入を112万8,000円追加するものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金、補正前の額は2,264万円。補正で100万円の追加をするものです。一般会計からの繰り入れを予定しております。

4款1項1目の繰越金、1万円の予算に対して補正額で8万9,000円で、計で9万9,000円となるものです。これは、前年度の繰越金が確定したことにより歳入するものでございます。

69ページをお願いいたします。3の歳出でございます。1款1項1目管理運営費、補正前が6,973万3,000円、補正額で221万7,000円を追加し、計で7,195万円となるものです。4節の共済費、社会保険料。これは、臨時職員の社会保険料となるものです。7節の賃金、102万円を追加をお願いするもので、これは宴会等がふえたことによりましてバスの運転手の勤務状態が非常に厳しくなっているということで、大型免許を持っているバスを運転できる臨時職員の賃金をお願いするものです。賃金プラス、割増賃金を月幾らかの分をお願いするものです。それから、11節の需用費、102万円の修繕料でございますけども、浴場用のろ過器3基でございますけども、そのうち1基は

以前に壊れて修繕が終わっておりますけども、古い2基のうちまた1基が4月下旬に故障を起こしまして、交換が必要になったということで修繕料をお願いするものです。それから、12節の役務費に関しては、車検の手数料等でございます。

以上で説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

15番（川守田稔君） 財産売払収入ですね、これは、宴会料理ですとか宿泊客の食事が大分つていうことだと思うんですけど、こういったものの原価率ってというのがどれぐらいで経営なさっているものですか。じゃあ、後でいいです。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第39、議案第91号、平成24年度南部町国民健康保険特別会計補正予

算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（高森正義君） 70ページをお開きください。議案第91号、平成24年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに第1条からです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,974万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億2,693万6,000円とするものであります。

73ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。8款2項2目の国民健康保険保健指導事業費です。栄養士の賃金となります。栄養士の配置については1名配置しておりますが、65歳未満の介護保険の認定を受ける方が30名おることと、脳血管疾患及び糖尿病等により重篤な障害を持つ方が発生しておりますので、緊急性があり、どうしてももう1名の栄養士を配置し、現在治療中の方で治療効果の上がない方についても栄養指導を行うもので、補正するものであります。

9款1項1目財政調整基金積立金は、繰越金5,970万7,000円の確定により、先ほどの栄養士の配置に係る残額分5,782万7,000円を積立金とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第40、議案第92号、平成24年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（高森正義君） 74ページをお開きください。議案第92号、平成24年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに第1条からです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,127万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億6,868万円とするものであります。

79ページをお開きください。歳入の主なものからご説明いたします。5款3項3目の介護保険財政安定化基金特例交付金が今年度限りとなりますが、1,495万6,000円が第1号被保険者、65歳以上の方となりますが、保険料抑制のための交付となります。

8款1項1目繰越金が確定したため、1,320万3,000円を補正するものです。

80ページをお開きください。交付金等の歳入に伴い、歳出の財源補正と基金積み立てを行うものです。主なものからご説明します。2款1項1目の介護サービス等諸費につきましては財源補正。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金として615万6,000円。

6款1項1目第1号被保険者保険料還付金、減額補正となっております。2目償還金として、国庫、県費支払基金に対する返還金となります。

以上で説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(坂本正紀君) 日程第41、議案第93号、平成24年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長(高森正義君) 82ページをお開きください。議案第93号、平成24年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

初めに第1条からです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,541万4,000円とするものであります。

85ページをお開きください。繰越金182万7,000円の確定により、需用費を補正するものです。

主に、名川分庁舎の支払いに充当するものとなります。

以上で説明を終わります。

議長(坂本正紀君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(坂本正紀君) 日程第42、議案第94号、平成24年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

建設課長(工藤満君) 86ページをお開きください。議案第94号、平成24年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

補正の第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ482万6,000円とするものです。

89ページをお開きください。歳出について説明いたします。1款1項1目の一般管理費において6万8,000円を追加し、369万5,000円とするものです。内訳といたしまして、9節旅費、これは二又簡易水道の物件、資材等の財産処分について、仙台市の東北農政局と協議、また、申請を行う旅費となるもので、普通旅費3万9,000円を追加するものです。12節役務費ですけれども、これは二又地区の配水池の緊急警報固定電話料に2万9,000円を追加するものです。

歳入については、2款1項1目の一般会計繰入金に6万8,000円を追加し、431万9,000円とするものでございます。

以上で終わります。よろしく申し上げます。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第43、議案第95号、平成24年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

老健なんぶ事務長（麦沢正実君） 補正予算の説明をいたします。90ページをごらんいただきたいと思います。議案第95号、平成24年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,228万6,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものから説明いたします。93ページをごらんいただきたいと思います。4款1項1目一般会計繰入金は、補正額で53万3,000円を減額し、4,754万6,000円とするものでございます。これは、次の5款1項1目の前年度繰越金の確定により、185万7,000円を増額したため、4款の一般会計繰入金を減額調整したものでございます。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。次のページをごらんいただきたいと思います。
1款1項1目の一般管理費では、補正額119万9,000円を追加し、2億7,561万3,000円とするものでございます。主なものは、11節の修繕料ですが114万1,000円を追加するものであります。これは、エレベーター制御盤リレー、ストレッチャーのキャスター交換、浄化槽操作盤リレー、床暖自動制御設備の修繕料でございます。

以上で説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

南部町農業委員会委員の推薦について

議長（坂本正紀君） 日程第44、南部町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。
お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦の農業委員会委員は3人とし、南部町大字玉掛字上村中25番地1、中野らん子氏、南部町大字平字中坪68番地1、四戸正子氏、南部町大字苦米地字下宿2番地、松村範明氏を推薦したいと思います。これにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員には、中野らん子氏、四戸正子氏、松村範明氏を推薦することに決しました。

常任委員会報告

議長(坂本正紀君) 日程第45、常任委員会報告を議題といたします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。

日程の追加

議長(坂本正紀君) お諮りいたします。

本日、町長から議案第96号、人権擁護委員の候補者の推薦についての議案1件、それに、地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書案の発議1件及び、南部町における馬淵川の河川整備推進を求める意見書案の発委1件が追加されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、町長提出議案 1 件と発議 1 件及び発委 1 件を日程に追加し議題とすることに決しました。

ここで、会議資料配布のため、暫時休憩いたします。

(午後 2 時33分)

.....
議長(坂本正紀君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程はお手元に配布のとおりであります。

(午後 2 時34分)
.....

町長提出議案追加提案理由の説明

議長(坂本正紀君) 追加日程第 1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

町長(工藤祐直君) それでは、本日追加提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第96号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。任期満了に伴う人権擁護委員 6 名を国へ推薦するに当たり、議会の同意を求めます。

候補者 6 名のうち 4 名は再任、2 名は新任であります。

まずは、再任の方であります。住所、南部町大字沖田面字南本村63番地、氏名、石井みほ子氏、昭和31年 2 月11日生まれ。同じく、南部町大字沖田面字門前19番地、佐々木敬祐氏、昭和17年 2 月 2 日生まれ。同じく、南部町大字相内字上ノ平18番地 2、佐々木秀雄氏、昭和22年 5 月19日生まれ。同じく、南部町大字上名久井字上町 3 番地 2、四戸清榮氏、昭和18年 5 月29日生まれの 4 名であり、新任の方は、南部町大字剣吉字堰合13番地 2、川守田いつみ氏、昭和33年 7 月26日生まれ。同じく、南部町大字杉沢字あけぼの 1 番地76、坂本新一氏、昭和27年 4 月 4 日生まれの 2 名でございます。この 6 名の方々を適任者と認め推薦いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（坂本正紀君） 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

議案第96号の上程、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 追加日程第2、議案第96号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なし認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第96号は同意することに決しました。

発議第4号の上程、討論、採決

議長（坂本正紀君） 追加日程第3、発議第4号、地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書案を議題といたします。

本案については説明、質疑を省略し、討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なし認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案とおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

発委第1号の上程、討論、採決

議長(坂本正紀君) 追加日程第4、発委第1号、南部町における馬淵川の河川整備推進を求める意見書案を議題といたします。

本案については説明、質疑を省略し、討論に入ります。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 討論なし認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案とおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長(坂本正紀君) 以上で本定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで、閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

町長(工藤祐直君) 第46回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、8月31日から本日までの日程でございましたが、残暑の厳しい中、議員各位には、何かとご多忙の折ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

また、追加提案いたしました人事案件も含め、ご提案申し上げましたすべての案件につきましては、慎重審議の上、原案のとおりご承認、ご議決、ご同意を賜り、衷心より御礼を申し上げる次第であります。

とりわけ、平成23年度南部町一般会計及び特別会計20件の歳入歳出決算につきましては、決算特別委員会におかれまして綿密なご審議をいただいたことに対しまして、深甚なる敬意と感謝を表する次第でございます。

ご審議の中でいただきましたご意見、ご提言につきましては真摯に受け止め、町民の信頼に応えることができるよう、本職初め、職員一丸となって町営運営に取り組んでまいり所存でございます。

さて、国におきましては来年度予算について一般会計歳出から国債費などを除いた歳出の大枠を昨年策定した「中期財政フレーム」に基づく71兆円としているようでございますが、参議院において、野田首相に対する問責決議案が可決され、財政赤字を補う新たな国債発行を可能にする法案にめどが立たなくなるなど、明日までの国会は一層不透明になってございます。

町としましても、国の動向を十分に注視しながらさらなる財政の健全化、あるいは効率的な事業の執行に努めてまいり所存であります。

次に、ことしオリンピックが開催されたイギリスのロンドンでは現在、パラリンピックが開催されておりますが、町では世代を越えて楽しめる町最大のスポーツの祭典である町民運動会を10月7日に予定してございます。天候あるいは台風災害により町民運動会は2年連続で中止しておりますが、ことしは多くの町民が集う中、会場はオリンピックに負けないくらいの熱気に包まれることを期待するものであります。

次に、農業観光についてであります。現在は桃狩りや梨狩りの来園者が園地を賑わせておりますが、本日からリンゴ狩りが始まり、来週14日からはブドウ狩りがスタートいたします。

ことしのサクランボの不作という出来事を吹き飛ばすようなたくさんのご家族から果樹王国・南部町に足をお運びいただき、旬の果物狩りで実りの秋を満喫していただけるよう、営農指導並びに情報提供に努めてまいります。

また、本日ご議決いただきました通称、南部町なべ条例につきましては、今後、推進委員会を発足し、商工会、農家、産地直売施設、飲食店などと協力して、ご当地なべの開発や新たなイベントを企画していくことの構想について思案中であり、なべを食することで家族の絆やコミュニ

ケーションの大切さを認識するとともに町民、南部町の安全安心でおいしい野菜につきましても広く情報発信していければと考えておりますので、議員各位のより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会閉会に当たってお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂本正紀君） ここで、私からも一言御礼の言葉を申し上げます。

去る8月31日から本日までの8日間、議員各位におかれましては残暑厳しい中にもかかわらずご熱心にご審議を賜り、平成23年度各会計の決算を認定、また、条例の制定並びに平成24年度各補正予算などの多岐にわたる議案の成立がなされましたことを議長として厚く御礼を申し上げます。

また、議会を通じて議事進行に各位のご協力を得ましたことを重ねて御礼を申し上げます。

なお、理事者側各位におかれましては、審議の過程において証明された議員各位の意見並びに要望を十分に尊重いたし、執行に当たっては周到なる注意を払われ、今後の施策の上に反映されますことを強く要望する次第であります。

皆様におかれましては、今後ますますご健勝で町政発展のために格段のご尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、甚だ簡単でありますがお礼のあいさつといたします。

これをもちまして、第46回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後2時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 坂 本 正 紀

署 名 議 員 工 藤 久 夫

署 名 議 員 東 寿 一